第４次四国中央市
地域福祉活動計画

～ ともに支え合い ともに生きる 地域づくり ～

令和４年度～令和８年度



写真提供：四国中央市観光協会

令和４年３月

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

はじめに

市民の皆様方におかれましては、平素から四国中央市社会福祉協議会の活動に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、我が国では、少子高齢化や人口減少、核家族化、生活困窮者・孤立者の増加などを背景に、地域生活課題の複雑化・複合化など、深刻な課題を抱えています。

こうした状況の中、本会では、令和４年度からの５か年計画として「第４次四国中央市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今回策定した計画につきましては、四国中央市が行政計画として策定する「第３次四国中央市地域福祉計画」と一体的に推進し、本会における実践的な活動・行動計画として、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組み内容を示したものです。

今後は、これまでの方向性を継承しつつ、新たな計画のもと、積極的な取り組みを進めて参りたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様から貴重なご意見を頂戴いたしましたこと、心より感謝申し上げますとともに、関係者の皆様には、本計画の実施に向けて、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



令和４年３月

社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
会長　髙　橋　厚　德

策定にあたり

今回の第４次地域福祉活動計画を策定するにあたり、ヒアリング調査やアンケート調査などにより、多くの方々から貴重なご意見が寄せられ、様々な地域生活課題やニーズが明らかになりました。

本計画では、それらの分析や協議内容を踏まえつつ、国が目指す方向性に沿って「ともに生きる豊かな地域社会」を目指し、『ともに支え合い ともに生きる 地域づくり』を新たな基本理念といたしました。

今後は、この計画に沿って、市内各地で地域福祉活動が効果的に実践されるとともに、地域福祉推進を使命とする社会福祉協議会が中核的な担い手として、本計画の取り組みを着実に進めることを願っています。

結びに、本計画の策定に携わっていただいた皆様方に心からお礼申し上げます。



令和４年３月

第４次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会
委員長　長　野　勝　重

目　　次

はじめに

はじめに　　社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会　　会　長　髙橋厚徳 …… 1
策定にあたり　第４次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会　委員長　長野勝重 …… 1
目　次…… 2

第１章　地域福祉活動計画の概要

１．地域福祉の基本的な考え方 …… 4
２．地域共生社会の実現に向けて …… 5
３．ＳＤＧｓと地域福祉 …… 5
４．シトラスリボンプロジェクトと地域福祉…… 6
５．「ともに生きる豊かな地域社会」を目指して …… 6
６．この計画における地域福祉圏域…… 7
７．計画の目的と位置づけなど…… 8
（１）計画の目的や期間及び進行管理 …… 8
（２）計画の位置づけ …… 8
８．計画策定までの取り組み…… 10
（１）計画策定のプロセス …… 10
（２）住民・団体ヒアリング調査の実施 …… 11
（３）アンケート調査の実施 …… 13

第２章　四国中央市における地域福祉の状況

１．四国中央市の概要…… 14
２．人口・世帯の動向…… 16
（１）人口・世帯数の推移 …… 16
（２）人口の構成 …… 16
３．要援護者等の状況…… 17
（１）高齢者の状況 …… 17
（２）障がい者の状況 …… 18
（３）子どもの状況 …… 19
（４）ひとり親家庭の状況 …… 20
（５）生活保護受給世帯の状況 …… 20
（６）外国人の状況 …… 21
４．住民・団体ヒアリング調査で寄せられた意見…… 22
５．アンケート調査からみた介護サービス等利用者の状況…… 31

第３章　活動計画の基本理念・基本目標・重点方針及び体系等

１．基本理念…… 41
２．計画期間…… 41
３．基本目標及び重点方針…… 41
４．活動計画の体系…… 42

第４章　各基本目標・重点方針における取り組み

１．実施計画…… 43

第５章　２０地区の地域福祉活動の推進

１．地区社会福祉協議会とは…… 77
２．各地区社会福祉協議会／地域福祉活動計画…… 77
（１）川之江地区社会福祉協議会 …… 78
（２）金生地区社会福祉協議会 …… 80
（３）上分地区社会福祉協議会 …… 82
（４）妻鳥地区社会福祉協議会 …… 84
（５）金田地区社会福祉協議会 …… 86
（６）川滝地区社会福祉協議会 …… 88
（７）松柏地区社会福祉協議会 …… 90
（８）三島地区社会福祉協議会 …… 92
（９）中曽根地区社会福祉協議会 …… 94
（10）中之庄地区社会福祉協議会 …… 96
（11）寒川地区社会福祉協議会 …… 98
（12）豊岡地区社会福祉協議会 …… 100
（13）嶺南地区社会福祉協議会 …… 102
（14）関川地区社会福祉協議会 …… 104
（15）土居地区社会福祉協議会 …… 106
（16）小富士地区社会福祉協議会 …… 108
（17）長津地区社会福祉協議会 …… 110
（18）天満地区社会福祉協議会 …… 112
（19）蕪崎地区社会福祉協議会 …… 114
（20）新宮地区社会福祉協議会 …… 116

資料編

１．第４次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱…… 118
２．用語解説…… 120
３．参考文献…… 128

第１章　地域福祉活動計画の概要

１．地域福祉の基本的な考え方

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことを目指し、４つの助（自助・互助・共助・公助）により、誰もが直面する可能性がある様々な地域生活課題の解決に取り組み、地域住民同士が共に支え合っていく体制づくりなどの総称と言われています。

社会福祉法第４条では、地域福祉の推進について、「地域福祉の担い手（地域住民等）が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるようにする」という考え方が示されています。

この考え方は、多様なニーズを抱えており、福祉サービスを必要とする地域住民を、まずは「自助」「互助」「共助」で支え、さらに「公助」で支えるという仕組みにつながると考えられます。

＜４つの助（自助・互助・共助・公助）の基本的な考え方・関係性＞

自　助

・自分自身や家族でできることは自ら行うこと。
・住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払ったり、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行ったりするなど、自発的に自身の生活課題を解決する力。

互　助　（「自助」を支えるのは「互助」）

・近隣住民や友人、知人などの個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を互いに解決し合う力。
・相互に支え合うという意味では「共助」と共通しますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しい仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなど、幅広く様々な形態が想定されます。

共　助　（「互助」で難しい課題には「共助」）

・制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます。

公　助　（「自助・互助・共助」で難しい課題には「公助」）

・自助・互助・共助では対応できないこと（困窮等）に対して、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。
・公費（税金）で成り立ち、市が実施する高齢者福祉事業のほか、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策などが該当します。

２．地域共生社会の実現に向けて

この計画においては、国が示す方向性に基づき、高齢者、障がい者、子どもなど、多様なすべての人が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのために「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域で活動する人々が相互に役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、地域住民が世代や背景を超えてつながり、誰もが支え合える共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

３．ＳＤＧｓと地域福祉

近年、国際的には、豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められており、日本においても SDGs の実現に向けた官民の取り組みが進められています。

この SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標が提示されていますが、社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現していると言われています。

例えば、目標１の「あらゆる形態の貧困に終止符を打つこと」は、福祉関係者が担う地域のなかの生活困窮者等への支援に重なりますし、目標３の「あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を増進すること」などは、福祉関係者が行っている社会福祉事業や地域福祉活動そのものであると言えます。

よって、この SDGs における取り組みは、社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」の実現につながるものと考えられています。



４．シトラスリボンプロジェクトと地域福祉

「シトラスリボンプロジェクト」は、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトで、愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動として、全国的に広がりを見せています。

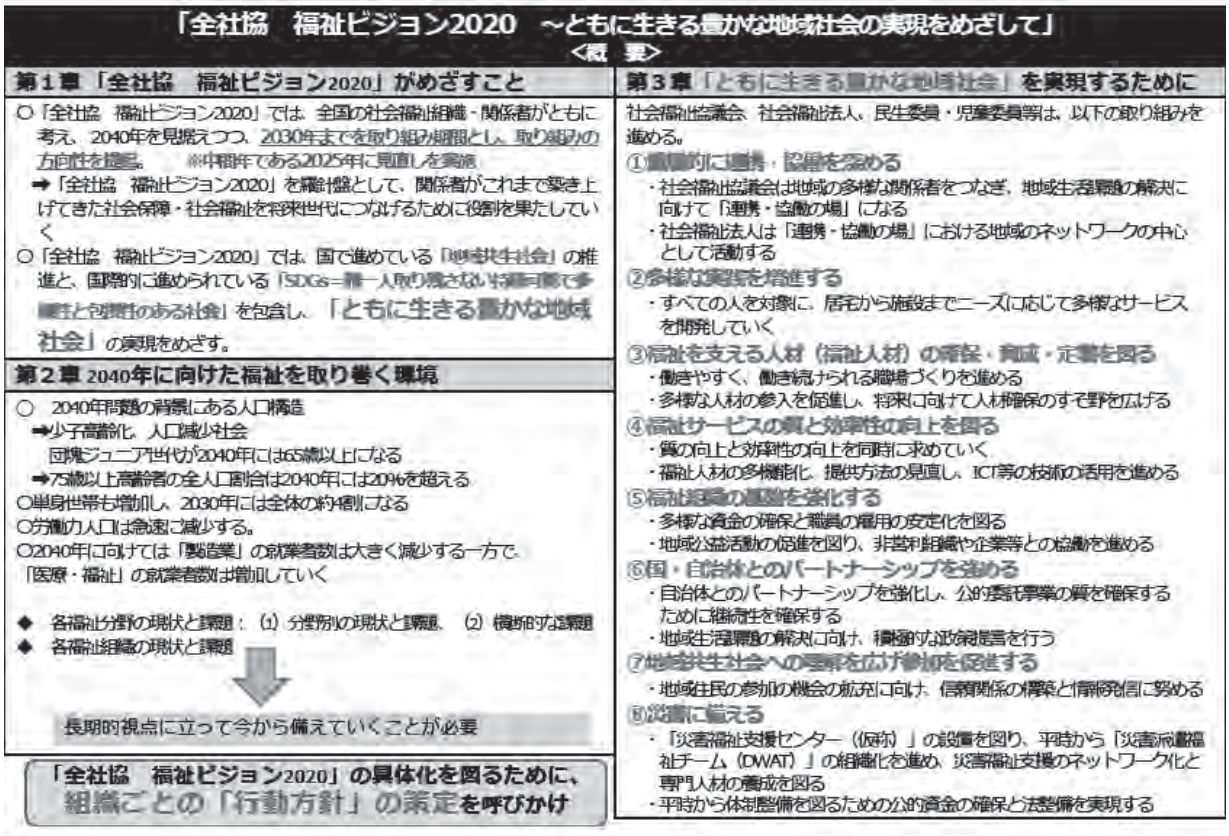
“感染が確認された方々、暮らしを守り支えてくれる方々（医療従事者・エッセンシャルワーカーなど）が、それぞれの暮らしの場で「ただいま」「おかえり」と言いあえるまちでありますように”との想いは、「みんなにとって心から暮らしやすいまち」「温かく優しさあふれる地域づくり」を目指そうとする地域福祉の基本的な考えに通じるところがあります。

Citrus Ribbon
PROJECT

５．「ともに生きる豊かな地域社会」を目指して

「福祉ビジョン 2020」が示す方向性として、21 世紀における「地域共生社会」及び SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という、わが国と国際社会のあるべき近未来の姿の実現に向けて、ともに推進するよう整合性をとっていく必要があると示されています。

この計画においては、国の方針に基づき、「ともに生きる豊かな地域社会」（住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会）を目指します。



（全社協福祉ビジョン 2020 概要版　全国社会福祉協議会 HP より引用）

６．この計画における地域福祉圏域

この計画では、地域住民が主体的に生活課題を解決するために、５つの地域福祉圏域を設定しています。

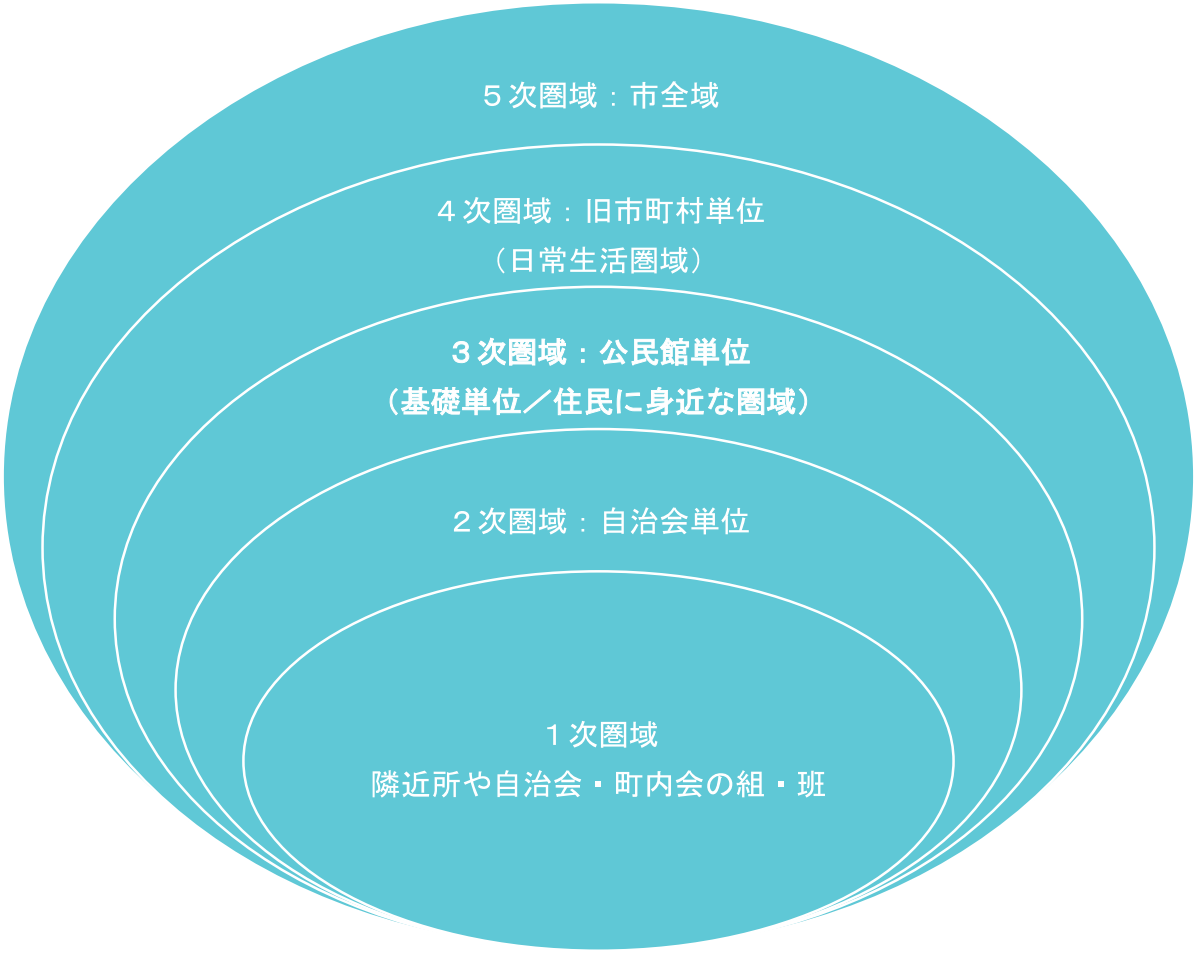
地域での支え合いにおいては、身近であるほど関係性が築きやすいため、隣近所や自治会・町内会の組・班などの圏域が最適であると考えられます。

しかし、現実的には近隣だけでは解決できない課題が多く、それに対応するためには、地域の実情や特性に応じて、圏域を越えた取り組みが必要となります。

そのことから、近隣での課題から市全域での課題まで、段階的な課題解決に向けた取り組みが重層的に、つまり５つの圏域により構成されることが重要となります。

その中でも特に地区社協や法定単位民協、生活支援体制整備事業における活動エリアである「公民館単位」を基礎単位（住民に身近な圏域）と位置づけ、地域福祉の推進を図ることに重点を置いています。

＜重層的な地域福祉圏域のイメージ＞



７．計画の目的と位置づけなど

（１）計画の目的や期間及び進行管理

この計画は、四国中央市における地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目的とし、令和４年度から令和８年度までの５か年を計画期間として策定しています。

この計画の進行管理については、市社協理事会を中心に進捗状況を確認しながら、毎年度の各事業評価を行い、重点的に推進する事業、見直しや統合、廃止する事業を明確にし、市が策定する地域福祉計画と一体的且つ効率的に推進します。

さらに、各地区社協が地域の特性に応じて定めた活動計画（78～117ページ参照）と連携を図りながら、この計画を推進します。

なお、この計画推進の過程において、中間年度（令和６年度）での評価・点検を行うなど、社会情勢の変化や社会福祉の動向に対応するため、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

年度／計画の名称	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
第３次地域福祉計画（市）	一体的・効率的な推進				最終年度
第４次地域福祉活動計画（社協）	評価・点検	評価・点検	中間年度での評価・点検	評価・点検	次期計画の一体的な策定

（２）計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するために中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

＜第２次四国中央市総合計画（基本構想・基本計画）体系図＞
～福祉関連分野別計画との位置づけ～



８．計画策定までの取り組み

（１）計画策定のプロセス

この計画は、令和２年度における事前検討会議を皮切りに、令和３年度における策定委員会や住民・団体ヒアリング調査、コア会議、各作業班会議など、下表のプロセスを経て策定しました。

令和２年度		
月　日	会議等	協議内容等
11 月 27 日	事前検討会議①	○策定全般について （基本的な考え方、計画書の構成、スケジュール、策定に係る予算等）
12 月 10 日	事前検討会議②	○市地域福祉計画担当者との情報交換など
１月 14 日	事前検討会議③	○策定委員会設置要綱の原案検討 ○住民・団体ヒアリング調査やアンケート調査の実施検討
３月１日	三役会	○これまでの協議内容をもとに策定方針等の提案
３月 18 日 ・29 日	理事会・評議員会 ※書面決議	○策定に係る R3 年度計画・予算（同意・承認） ○策定委員会設置要綱の制定
３月 18 日	20 地区社協会長への説明等（書面）	○活動計画策定についての概要説明 ○住民・団体ヒアリング調査の実施に係る協力依頼など
令和３年度		
月　日	会議等	協議内容等
４月２日 ～16 日	民協役員会・定例会	○活動計画策定について概要説明 ○住民・団体ヒアリング調査の実施に係る協力依頼など
４月 23 日	管理職会	○プロジェクトチーム・コア会議メンバーの構成について ○先行して取り組む事項について（住民・団体ヒアリング調査など）
５月６日	インフォメーション	○全職員に対する策定方針等の周知・説明
５月 24 日	コア会議①	○活動計画の体系について ○住民・団体ヒアリング調査の実施について（具体的な取組方法等）
５月下旬 ～８月上旬	各作業班会議等	○各作業班で必要な打ち合わせや確認など
６月～11 月	住民・団体ヒアリング調査	※各回終了後、意見等のまとめ・分析を行う。
６月 17 日	20 地区社協会長会	○住民・団体ヒアリング調査の実施に係る協力依頼 ○「第５章 20 地区の地域福祉活動の推進」についての説明及び協力依頼など
７月 26 日	策定委員会①	○策定委員委嘱 ○委員長・副委員長の選任 ○策定概要・スケジュール等についての協議 ○住民・団体ヒアリング調査等の進捗状況の報告

月　日	会議等	協議内容等
９月 27 日	コア会議②	○住民・団体ヒアリング調査の進捗状況、意見（途中経過）について ○市地域福祉計画との連携について ○各班での今後の作業について ○基本理念の応募状況について（中間報告）など
９月中旬 ～10 月下旬	各作業班会議等	○各重点方針・実施計画（事業）に関する具体的な作業を行う。（年次計画や目標等を立案する）
10 月 25 日	コア会議③	○地域福祉活動計画の概要について ○今後（年内）の予定について
12 月 15 日	コア会議④	○第４次活動計画（案）について（全体調整）
１月 13 日	コア会議⑤	○第４次活動計画（案）について（最終調整）
１月 31 日	策定委員会②（書面）	○第４次活動計画（案）について（書面による意見聴取）
２月 25 日	コア会議⑥	○第４次活動計画（案）について（最終調整②）
３月 15 日	策定委員会③	○第４次活動計画（案）について
３月 17 日・28 日	理事会・評議員会	○第４次活動計画（案）について（報告）

（２）住民・団体ヒアリング調査の実施



地域福祉活動計画は“住民活動の計画”であり、その策定過程では“住民参加”“住民主体”の下で進められることが重要です。

この計画の策定にあたって、市内の福祉関係団体等を対象に、地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性についての意見を直接伺い、策定の基礎資料とするために住民・団体ヒアリング調査を以下のように実施しました。（詳細については 22～30 ページを参照してください）

◆地区社会福祉協議会等（20 地区）

団体名	実施日	実施場所	参加人数
川之江地区社会福祉協議会	令和３年８月５日	川之江ふれあい交流センター	10
金生地区社会福祉協議会	令和３年７月９日	川之江文化センター	23
上分地区社会福祉協議会	令和３年９月 21 日	上分公民館	11
妻鳥地区社会福祉協議会	令和３年８月 10 日	妻鳥公民館	8
金田地区社会福祉協議会	令和３年７月 27 日	金田公民館	6
川滝地区社会福祉協議会	令和３年９月 21 日	川滝公民館	20
松柏地区社会福祉協議会	令和３年８月４日	松柏公民館	4
三島地区社会福祉協議会	令和３年７月９日	三島公民館	10
中曽根地区社会福祉協議会	令和３年７月２日	中曽根公民館	18
中之庄地区社会福祉協議会	令和３年６月 24 日	中之庄公民館	25
寒川地区社会福祉協議会	令和３年６月 23 日	寒川公民館	15
豊岡地区社会福祉協議会	令和３年 11 月 27 日	豊岡公民館	16

団体名	実施日	実施場所	参加人数
嶺南地区社会福祉協議会	令和３年７月28日	嶺南公民館	11
関川地区社会福祉協議会	令和３年７月30日	関川公民館	7
みらいの関川を考える会	令和３年７月４日	関川公民館	44
土居地区社会福祉協議会	令和３年10月６日	土居公民館	10
小富士地区社会福祉協議会	令和３年７月30日	小富士公民館	13
長津地区社会福祉協議会	令和３年10月13日	長津公民館	2
天満地区社会福祉協議会	令和３年７月28日	天満公民館	5
蕪崎地区社会福祉協議会	令和３年８月10日	蕪崎公民館	4
新宮地区社会福祉協議会	令和３年６月21日	高齢者生活福祉センター	7

◆地区民生児童委員協議会（15地区）

団体名	実施日	実施場所	参加人数
川之江地区民生児童委員協議会	令和３年７月15日	川之江ふれあい交流センター	23
金生地区民生児童委員協議会	令和３年７月９日	川之江文化センター	23
上分地区民生児童委員協議会	令和３年７月13日	上分公民館	11
妻鳥地区民生児童委員協議会	令和３年７月14日	妻鳥公民館	16
金田地区民生児童委員協議会	令和３年７月12日	金田公民館	11
川滝地区民生児童委員協議会	令和３年７月８日	川滝公民館	11
松柏地区民生児童委員協議会	令和３年７月12日	松柏公民館	13
三島地区民生児童委員協議会	令和３年７月６日	三島公民館	20
中曽根地区民生児童委員協議会	令和３年７月７日	中曽根公民館	9
中之庄地区民生児童委員協議会	令和３年７月12日	中之庄公民館	13
寒川地区民生児童委員協議会	令和３年７月８日	寒川公民館	9
豊岡地区民生児童委員協議会	令和３年７月７日	豊岡公民館	8
嶺南地区民生児童委員協議会	令和３年７月９日	嶺南公民館	9
土居地区民生児童委員協議会	令和３年７月12日	土居福祉センター	40
新宮地区民生児童委員協議会	令和３年７月14日	高齢者生活福祉センター	13

◆ふれあい・いきいきサロン（19地区）

地　区	実施日	実施場所	参加人数
川之江	令和３年９月28日	川之江ふれあい交流センター	24
金　生	令和３年９月29日	川之江文化センター	10
上　分	令和３年９月21日	上分公民館	12
妻　鳥	令和３年10月１日	妻鳥公民館	13
金　田	令和３年９月21日	金田公民館	7
川　滝	令和３年８月６日	川滝公民館	13

地　区	実施日	実施場所	参加人数
松　柏	令和３年９月 10 日	松柏公民館	10
三　島	令和３年 10 月 29 日	三島公民館	9
中曽根	令和３年 10 月 15 日	中曽根公民館	11
中之庄	令和３年 10 月 18 日	中之庄公民館	18
寒　川	令和３年７月 13 日	寒川公民館	10
豊　岡	令和３年 10 月 19 日	豊岡公民館	6
関　川	令和３年 10 月４日	関川公民館	2
土　居	令和３年 10 月６日	土居公民館	10
小富士	令和３年 10 月８日	小富士公民館	3
長　津	令和３年 10 月 13 日	長津公民館	8
天　満	令和３年 10 月４日	天満公民館	3
蕪　崎	令和３年９月 28 日	蕪崎公民館	4
新　宮	令和３年８月２日	秋田程野集会所	5
新　宮	令和３年９月 28 日	総野集会所	7

◆各種団体（11 団体）

団体名	実施日	実施場所	参加人数
四国中央市老人クラブ連合会	令和３年 10 月 20 日	市民交流棟	26
四国中央市障がい者福祉団体連合会	令和３年 10 月８日	市民交流棟	14
四国中央地区更生保護女性会	令和３年 10 月 20 日	商工会館	12
ＮＰＯ法人にっこりーの	令和３年 10 月 26 日	にこにこルーム	4
シトラスみんなの応援隊	令和３年８月３日	川之江隣保館	9
手話サークルのぎく	令和３年８月 11 日	川之江文化センター	11
手話サークルてまり	令和３年 10 月５日	土居福祉センター	5
朗読やすらぎ会	令和３年７月 21 日	福祉会館	6
点字やすらぎ会	令和３年 10 月４日	福祉会館	6
要約筆記サークルうさみみ	令和３年９月 21 日	川之江文化センター	5
傾聴ボランティアつばき	令和３年 10 月 27 日	市民交流棟	4

参加者総数	785

（３）アンケート調査の実施

この計画を策定するにあたり、本会独自のアンケート調査を実施しました。

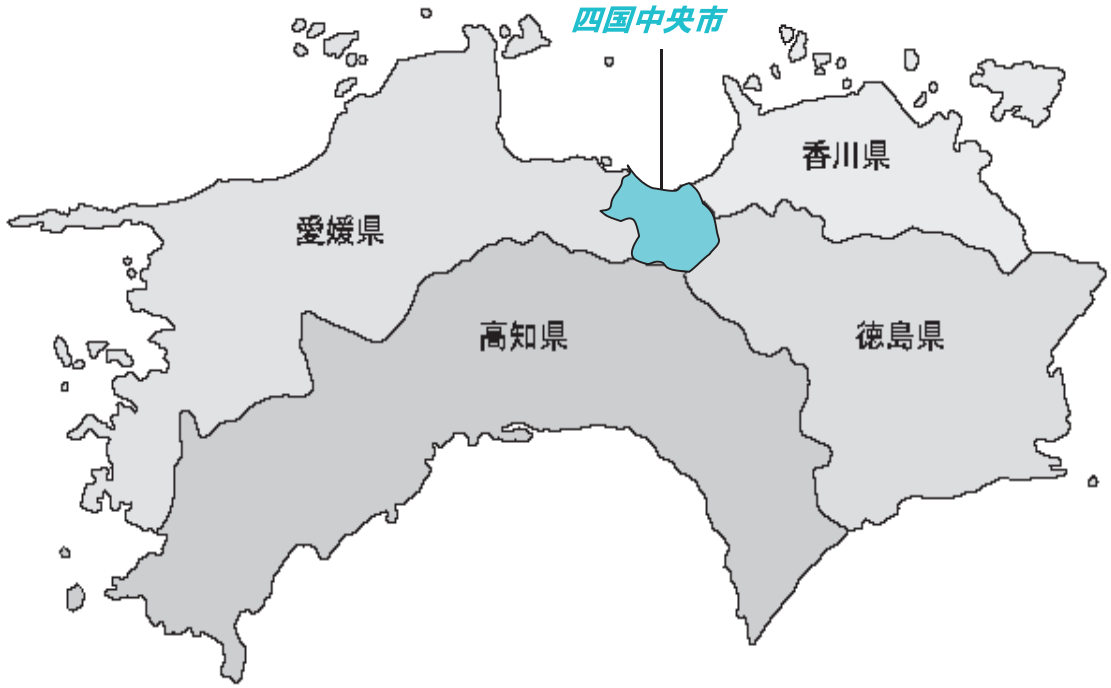
このアンケート調査は、「利用者の困りごとやその解決方法等について考えてみよう」をテーマとし、本会職員がそれに回答する形式のもので、ヒアリング調査と同様、策定の基礎資料とするために実施しました。（詳細については 31～40 ページを参照してください）

第２章　四国中央市における地域福祉の状況

１．四国中央市の概要

四国中央市基本構想　＜将来都市像＞

四国のまんなか　人がまんなか　～人を結ぶ　心を結ぶ　あったか協働都市～



四国中央市は、平成 16 年４月１日に川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村の２市１町１村が合併して誕生しました。愛媛県の東部、四国の高速道路の中央結節点に位置する当市は、市街地が瀬戸内海に面し、法皇山脈と四国山地との間に吉野川支流の銅山川を有して、町・海・山と多様な表情をもっています。

～法皇のやまなみに育まれた「恵」～

山間部は、重要な水源地であり、その大半を森林が占めています。森林は水源涵養、水害防止、環境保全など多目的な機能を有し、市民生活と密接に結びついています。

～燧灘に育まれた「営」～

重要港湾三島川之江港を海の玄関口とし、製紙・紙産業を基幹とする工業が集積して、四国中央市の経済を牽引する役割を担っています。

～やまなみと海に育まれた「地の利」～

高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の３つのインターチェンジと川之江・川之江東の２つのジャンクションを持ち、四国の「エックスハイウェー」の結節点となっています。

～気候～
燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で、年間平均降水量は約 1,500㎜、年間平均気温は 16.0℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれています。
この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがあります。
また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、年間平均降水量は約 1,700㎜、年間平均気温は 13.3℃と、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっています。冬期には積雪や結氷もみられます。

～面積～
東西約 30km、南北約 20km、面積は約 420 平方キロメートルです。

～人口～
四国中央市の人口は、令和３年３月末現在、85,145 人（男性 41,671 人、女性 43,474 人）で、世帯数は 38,963 世帯です。

～市の特産品～
水引細工、赤石五葉松、里芋、山の芋（つくね芋）、えびちくわ、いりこ、新宮茶、霧の森大福、二六焼、手漉き和紙、地酒、紙製品

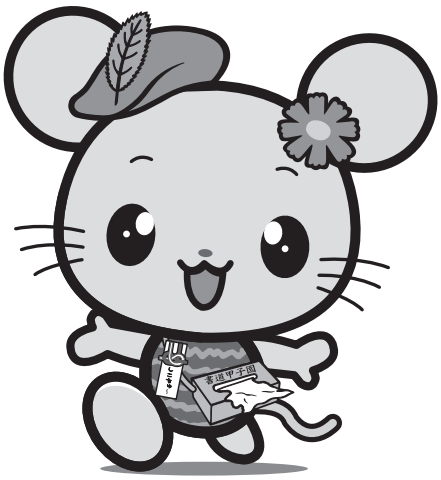
～パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷等が日本一！～
四国中央市の工業は、紙・パルプ、紙加工製品が工業出荷額の八割強を占める「紙関連産業都市」として発展してきました。
経済産業省が毎年公表している「工業統計調査」による「パルプ・紙・紙加工品製造業」の製造品出荷額等において、本市が平成 16 年の市町村合併以降、連続で全国１位となっています。

（参考・引用：四国中央市ホームページ）

四国中央市マスコットキャラクター「しこちゅ～」

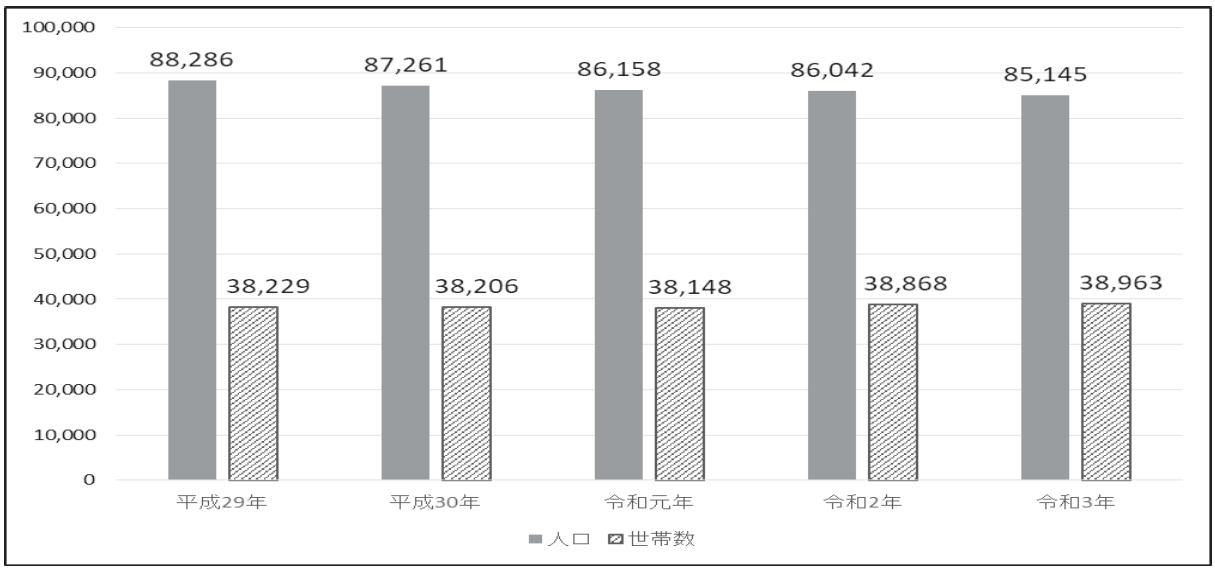
しこちゅ～の３つの役割

1．市民の一体感の醸成
2．市のＰＲ
3．市内産品の普及推進



２．人口・世帯の動向

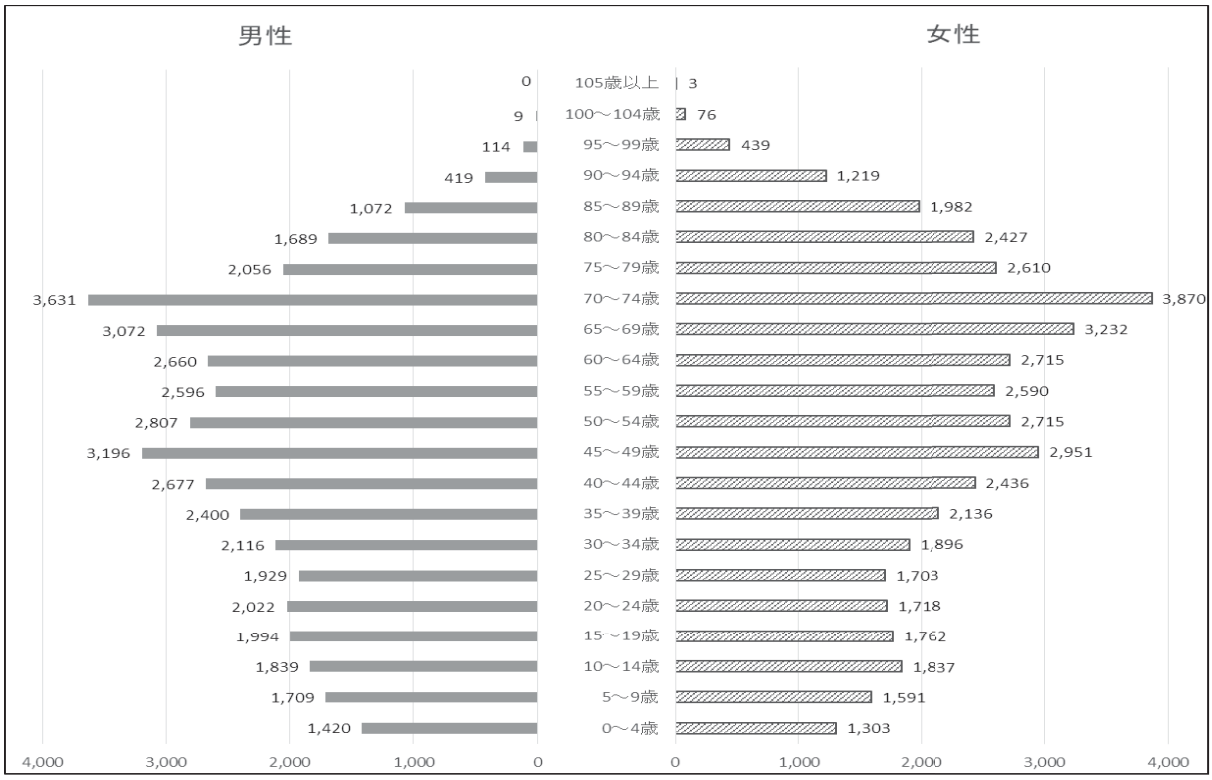
（１）人口・世帯数の推移



令和３年３月末現在の人口は 85,145 人で、近年は減少傾向にあります。５年間で 3,141 人減少しており、今後も減少が続くと予想されます。

一方、世帯数は 734 世帯増加しており、その理由として核家族化や単身世帯（65 歳未満）・高齢者単身世帯（65 歳以上）の増加が考えられます。　　（参考：地区社協活動要覧）

（２）人口の構成



四国中央市の性別年齢別の人口構成は以上のようになっています。

団塊の世代を含む 70～74 歳の世代が突出しており、次いでその子世代の 45～49 歳の世代が多くなっています。

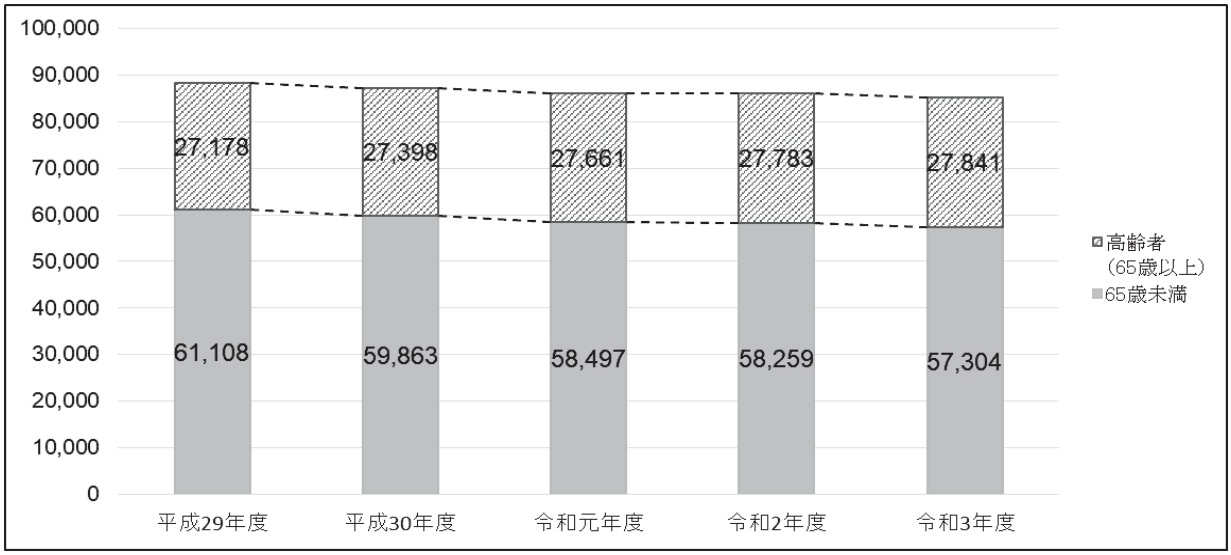
これらは第一次ベビーブーム、第二次ベビーブームの時期と重なります。

（参考：四国中央市ホームページ）

３．要援護者等の状況

（１）高齢者の状況

①高齢者数の推移

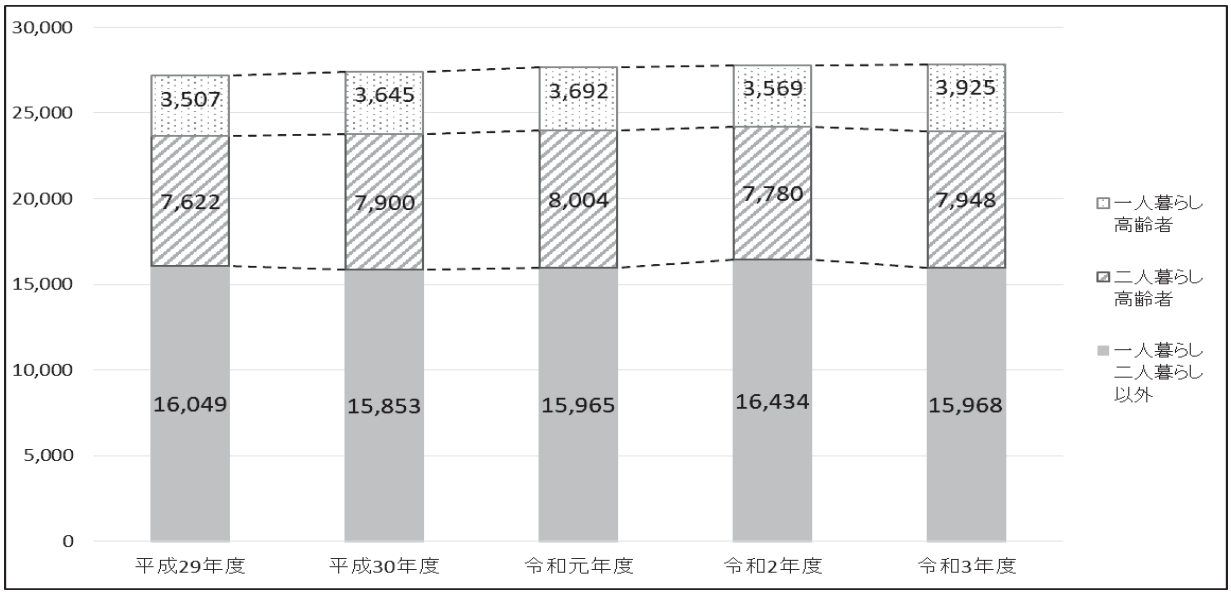


四国中央市の人口は減少傾向にありますが、高齢者（65 歳以上）の数は増加しており、5 年間で 663 人増加しています。

高齢化率については 32.7%で県内の平均値と同程度で、全国平均値よりは高いという状況です。

市内 20 地区単位で見ると、高齢化率が最も低い妻鳥地区で 25.1%、最も高い嶺南地区で 75.5%となっています。（78～117ページ参照）　（参考：地区社協活動要覧）

②一人暮らし・二人暮らし高齢者数の推移

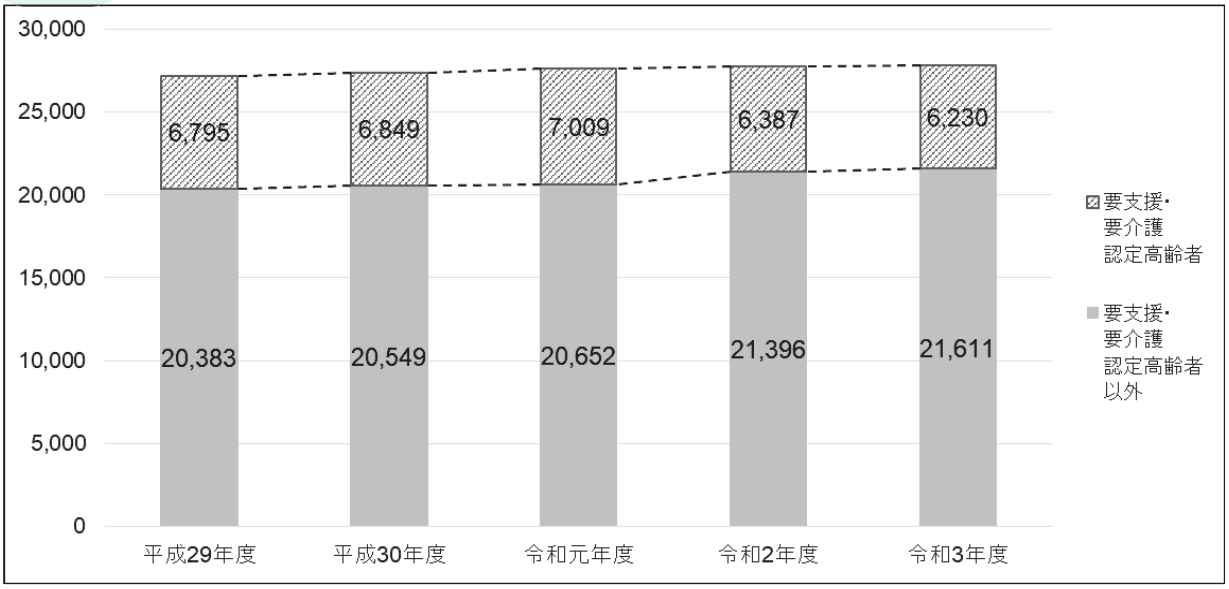


一人暮らし・二人暮らし高齢者ともに増加傾向にあり、5 年間で 744 人増えて 11,873 人となっています。

割合としては、一人暮らし高齢者が 14.1%、二人暮らし高齢者が 28.5%となっています。

（参考：地区社協活動要覧）

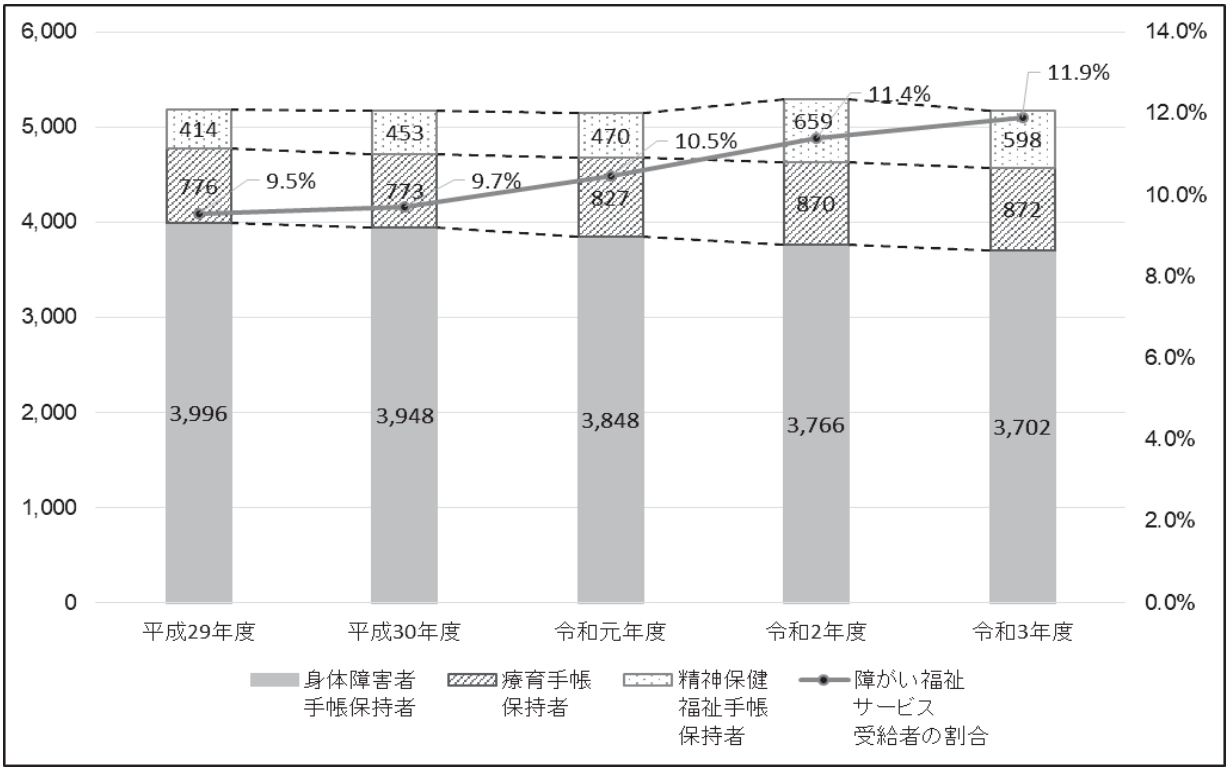
③要支援・要介護認定高齢者数の推移



要支援・要介護認定高齢者数は令和元年度まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向にあります。割合としては、平成 29 年度から▲2.6 ポイント減少し、22.4%となっています。

（参考：地区社協活動要覧）

（２）障がい者の状況



障がい者関係手帳保持者は令和３年４月現在 5,172 人で、総人口の 6.1%となっています。

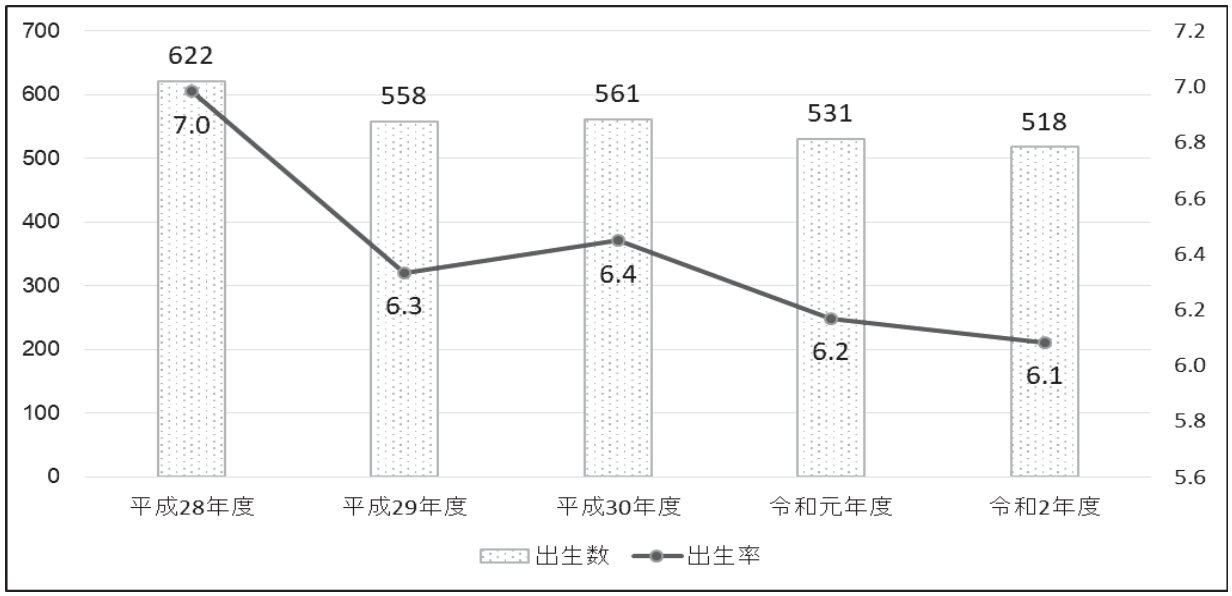
全体の手帳保持者は５年間では大きな変化はありませんが、内訳として身体障がい者は減少傾向にあり、療育手帳保持者は増加傾向にあります。精神保健福祉手帳保持者は年度によって増減しています。

なお、障がい福祉サービスの利用に必要な受給者証については、手帳保持者の内 11.9%の方が利用されています。

（参考：地区社協活動要覧）

（３）子どもの状況

①出生数・出生率の推移

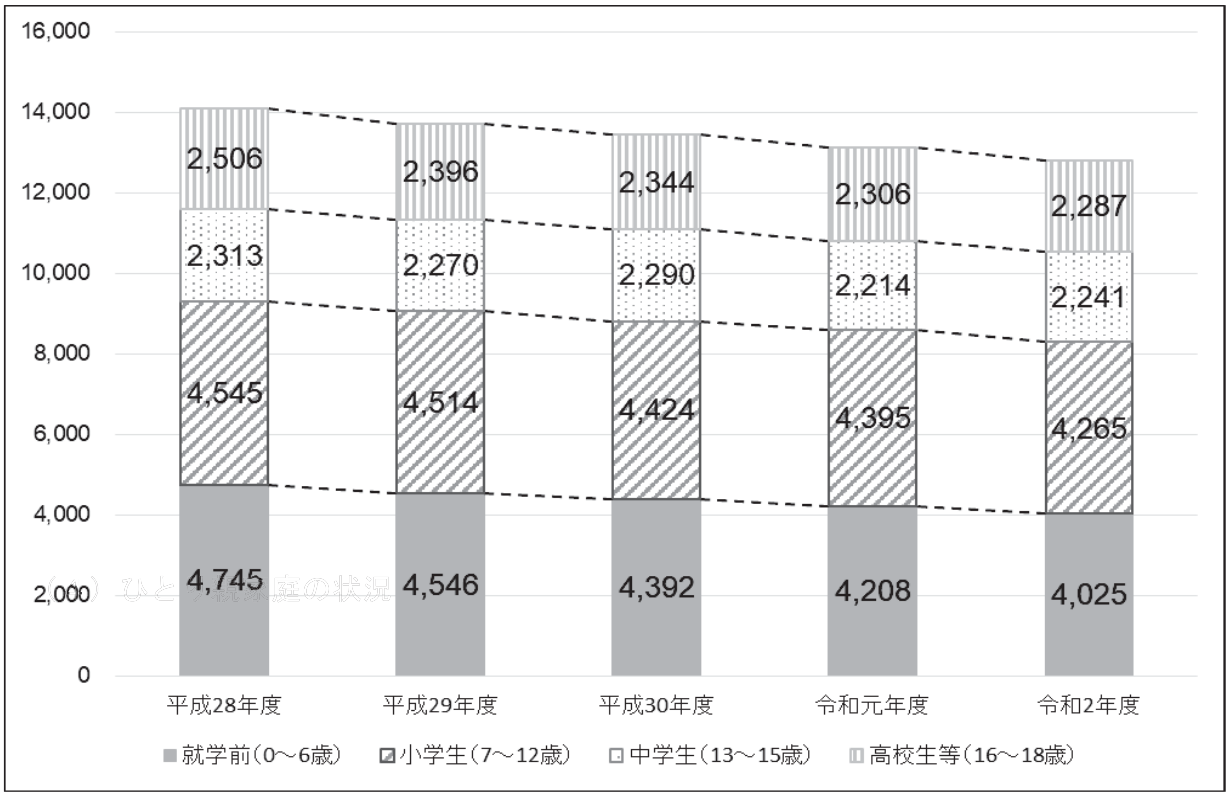


出生数は減少傾向にあり、平成 28 年度から 5 年間で 104 人減少し、令和 2 年度には 518 人となっています。

ちなみに、合計特殊出生率（一人の女性が 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均）は、直近のデータで 1.70（愛媛県全体では 1.53）となっています。

（参考：四国中央市資料）

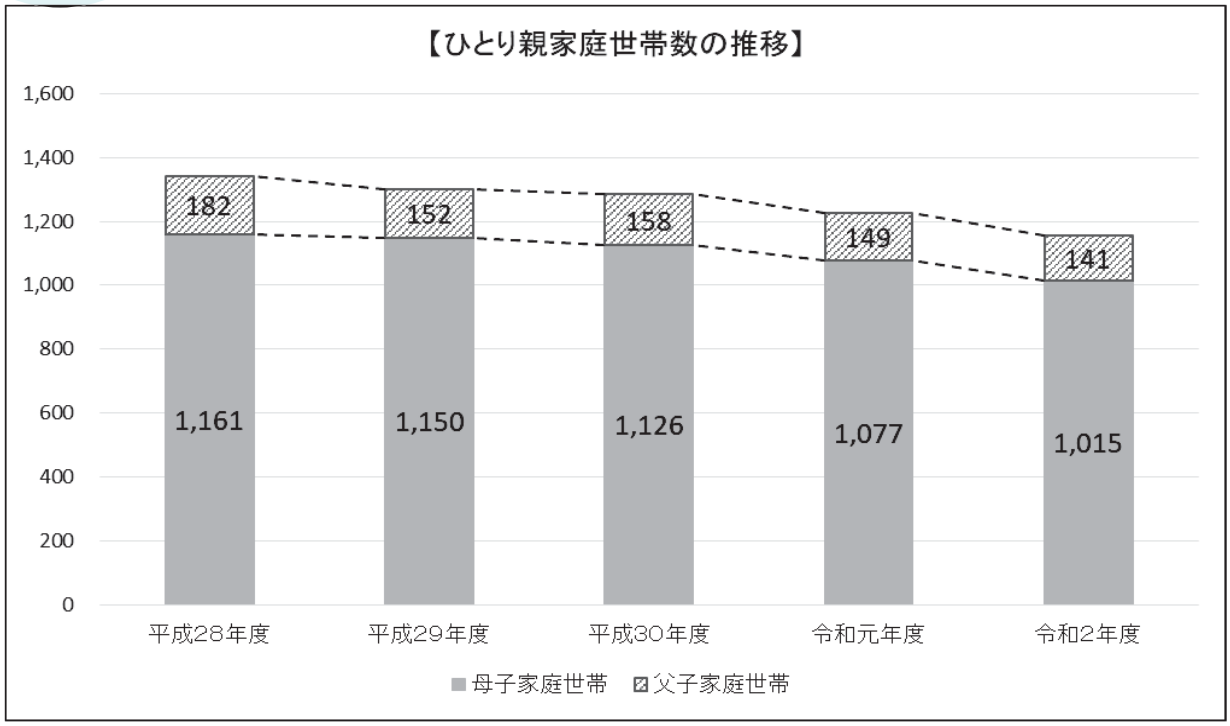
②児童数等の推移



児童数等については、全ての世代において減少傾向にあり、全体で平成 28 年度から 1,291 人減少しています。

（参考：四国中央市資料）

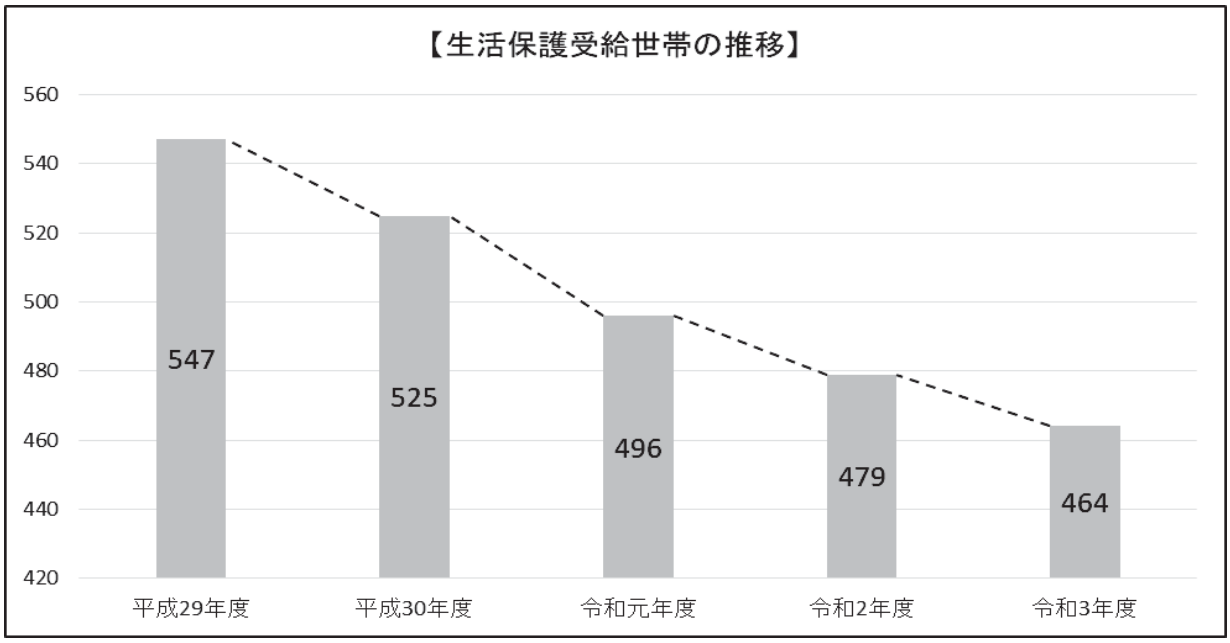
（４）ひとり親家庭の状況



ひとり親家庭は母子家庭及び父子家庭ともに減少傾向にあります。令和２年度には母子家庭 1,015 世帯、父子家庭 141 世帯、計 1,156 世帯となっています。

（参考：四国中央市資料）

（５）生活保護受給世帯の状況

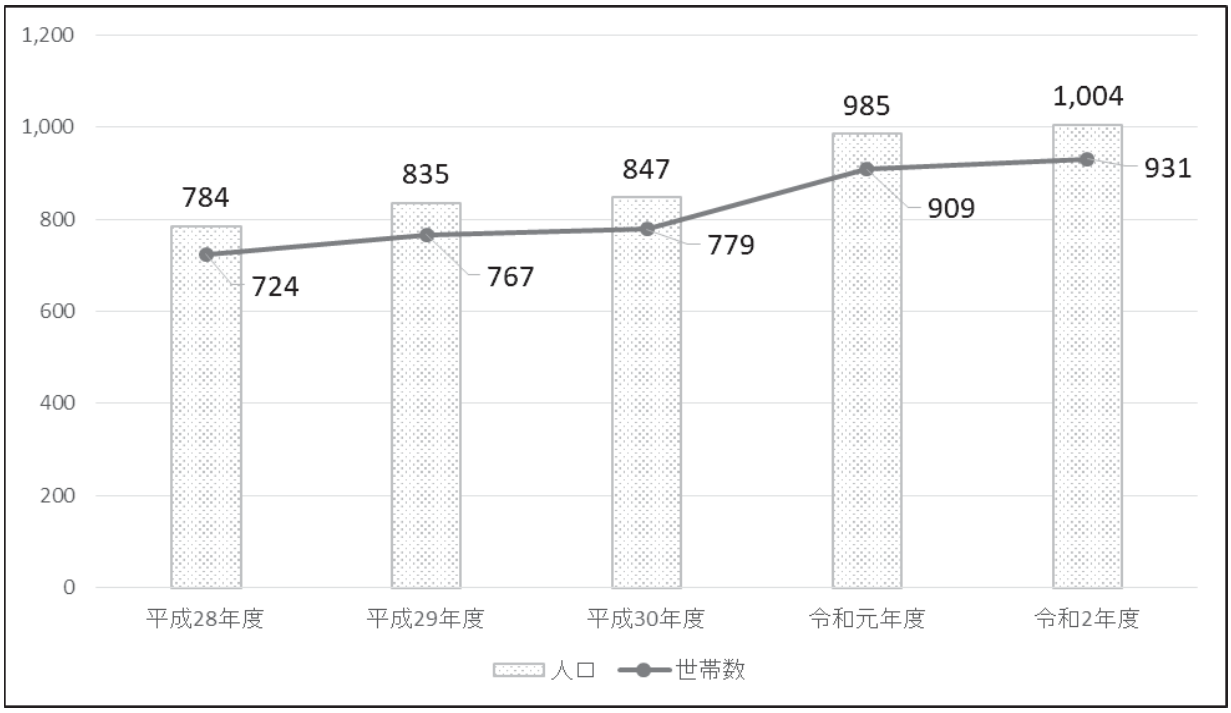


生活保護受給世帯は減少傾向にあり、令和３年４月１日現在では 464 世帯となっています。

（参考：地区社協活動要覧）

（６）外国人の状況

①外国人登録人口及び世帯数の推移



外国人の登録人口及び世帯数は年々増加しており、人口は５年間で 220 人増加し、世帯数は 207 世帯増加しています。　（参考：四国中央市資料）

②外国人登録人口の内訳

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
外国人登録人口			784	835	847	985	1,004
	ベトナム	人口	280	356	395	480	540
		割合	35.7%	42.6%	46.6%	48.7%	53.8%
	中国	人口	295	247	210	190	161
		割合	37.6%	29.6%	24.8%	19.3%	16.0%
	フィリピン	人口	93	106	106	122	124
		割合	11.9%	12.7%	12.5%	12.4%	12.4%
	インドネシア	人口	32	38	35	64	58
		割合	4.1%	4.6%	4.1%	6.5%	5.8%
	韓国	人口	34	33	28	29	29
		割合	4.3%	4.0%	3.3%	2.9%	2.9%
	ミャンマー	人口	3	3	3	19	19
		割合	0.4%	0.4%	0.4%	1.9%	1.9%
	カンボジア	人口	1	3	15	16	16
		割合	0.1%	0.4%	1.8%	1.6%	1.6%
	米国	人口	10	11	8	9	7
		割合	1.3%	1.3%	0.9%	0.9%	0.7%
	その他	人口	36	38	47	56	50
		割合	4.6%	4.6%	5.5%	5.7%	5.0%

外国人の内訳では、ベトナムが大きく増加しており、令和２年度には全体の 53.8%を占めています。次いで中国が 16.0%、フィリピンが 12.4%となっています。

（参考：四国中央市資料）

４．住民・団体ヒアリング調査で寄せられた意見

今回の住民・団体ヒアリング調査（実施状況については、11～13ページ参照）では、現在の活動を通じて思う「福祉課題や問題点、日常生活での困りごと」を皮切りに、それらに対して団体等として「対応できること」や「すでに取り組んでいること」、「今後取り組めそうなこと」についてヒアリングを行いました。

また、それら課題等の解決策として、今後の活動に向けて「新たに取り組みたいこと」や「市社協に期待する役割」についてのヒアリングも行いました。

この調査で寄せられた主な意見・代表的な声は以下のとおりです。

≪区分１≫　交流・すみよいまち・支え合い

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと



- 住んでいる地域であまり交流がない。
- 世代を超えてつながりを持てたらと感じている。
- つながりがなくなったのを回復するのは困難と感じる。
- この地域で結婚し子育てしたいと思えるような住みやすい地域になればと思う。
- 子どもが遊べるところが少ないので、地域まんべんなく公園等が出来てほしい。
- 聴覚障がいの方との交流の場がほしい。
- 最近は視覚障がいの方（会）との交流がなくなり、「希望していること」や「どんなものが必要か」など、生の声が聞こえないのが悩みで、個人では視覚障がいの方とのつながりを持つことが無くなった。
- スーパーやコンビニ、金融機関などが少ない。
- 近くに病院がない。
- 自治会を脱退する方が増えて、自治会員数が減っている。
- 自治会に入らない世帯が多い。地域との関わりを持とうとしない。（関心がない）
- 安心ふれあいごみ収集の制度が要介護２以上でないと利用できない。実際には要介護２の基準に満たない人でも制度が必要な人がいる。
- アパートが多くて居住者がほとんどわからない。その結果、地域のつながりが希薄化する。
- 登下校時の見守りでは子ども達もあいさつをしてくれるが、いざ地域で会うとほとんど会話もないし、あいさつもしない。
- ゴミステーションをルール通りに利用できておらず、ボランティアが掃除している。
- ゴミの問題が地域でたときに民生委員としてどこまで関わればいいのか。
- 三島の県立病院がなくなり、総合病院がない為、遠方の病院に行かざるを得ない。
- 組内や隣近所でさえ、亡くなられたことの知らせがこない。
- 親子で生活している家庭があるが、二人とも高齢で娘さん（60歳代）は障がいがある。ひとり暮らしではないが、そういった事情があるところにもひとり暮らしの方が対象になるようなサービスが利用できるとよい。（緊急呼び出しブザー等）
- 若い人が住まない。地元に帰ってこない。
- 空き家が多い。継ぐ人がいない。
- 若い人は日中働きすぎで草刈等を頼めない。（シルバーさんも順番待ち）
- 農業や漁業の担い手がいない。
- 道路沿いの木が生い茂ってバスやトラックの妨げになっている。
- 大雨で土砂が側溝に流れ込み、道路幅を狭くしている。
- ガードレールがなくて、転落の危険がある。

・信号のところに横断歩道がなくて高齢者が危ない。
・見守り推進員の報酬が少なすぎる。移動中の事故の補償もしっかりしてほしい。見守る方が対象者よりも年上になっている。
・民生委員として、自治会との連携をもっと取りたいが、毎年のように自治会長がかわるので、連携がとりにくい。

○　団体等として対応できること、すでに取り組んでいることなど

・民生委員として、調査の際に体調を把握することができるため、心配な高齢者世帯に対してはひとり暮らし高齢者同様に関わりを増やし、見守っている。
・地域の課題を洗い出すため、住民にアンケートを取り、集会を開いている。

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など

・シトラスリボンの活動をさらに充実させたい。
・シトラスリボンは知っていても趣旨が浸透していないと感じるので、もっと趣旨を伝えていきたい。
・市関係者は、地域に出て住民と関わりを持ちながら活動してほしい。
・地域の困っている家（ゴミ屋敷等）に訪問するなど、つなぎ役になってほしい。
・地区社協として、各自治会との連携を図るために自治会長の名前や連絡先等を把握したいが、市に問い合わせても個人情報保護の関係で教えてくれない。そのあたりがもっと柔軟に対応してくれるとありがたい。

考察・課題整理・対応策など
□身近な地域において、世代や背景を超えて交流し、つながり合うことが求められている。 □高齢者や障がい者、子どもなど、全ての人々が包括的な支援体制が構築された中で、日常生活（買物や通院、ゴミ出しなど）を送れることが福祉（しあわせ）につながる。 □魅力ある自治会にしていくための取り組み、若年層を呼び込む地域活性化への取り組みなどが必要と感じている人が多い。 □安心・安全なまちづくりを期待する声が多い。 □コロナ禍及びその後を見据え、差別や偏見のない暮らしやすい社会をつくりたいとの思いがある。 □社協職員としての基礎となるコミュニティワークや分野ごとの専門性を高める。 □生活支援体制整備事業や地区社協における地域福祉活動をより活性化するなど、住民の福祉活動との協働をさらに進めていく。

≪区分２≫　ボランティア・地域の担い手

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと

・男性ボランティアが増えてくれるとうれしい。
・色々な会があるが出席者は同じ顔ぶれであることが多い。
・上手く活動の輪に入ってもらえるような声掛けができる中心となる人を発掘できるかがこれからの地域活動には重要。
・サークル活動をもっと紹介できる場がほしい。
・地区社協活動を行うにあたって、昼間の活動が多いので働いている人は参加できない。
・自治会長が短期間で変わるため、わからずにやっていることが多々ある。（自治会組織がきちんと成り立っていないところもある）
・少子高齢化（自分たちの地区は高齢化率が 40%以上）で後継者不足。

・地域に若者が少なく、次世代の担い手がいない。
・もっと傾聴しに来てほしいという要望がある。（その反面、施設からの依頼がここ数年少ない）
・若い会員がいない。（後継者の問題も含め、若い人にも参加してほしい）

○　団体等として対応できること、すでに取り組んでいることなど

・傾聴ボランティアの講座を増やすことはできる。

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など

・もっと話をしたい人、傾聴を求めている人がいるはずなので、必要としている方の声をすくいあげてほしい。
・ボランティアに参加し、傾聴に行ってくれるメンバーをもっと増やしたい。（現在は自分のために興味があって傾聴ボランティア講座を受ける方がほとんどである）
・高齢者だけでなく、学生などの子どもに対しても傾聴活動をしていきたい。
・傾聴ボランティアを広めてほしい。
・他のボランティア団体ともっと交流が図れるようにしてほしい。
・地区社協として自治会との連携を図り、地域の担い手も自治会ごとに出せるような体制を整える。

考察・課題整理・対応策など
□若年層・次世代の担い手の育成が求められている。 □ボランティアや地域の担い手同士の交流の促進により、さらなる相乗効果が期待される。 □地区社協活動やボランティア・サークル活動のさらなる周知・啓発が地域福祉活動の発展の一助となる。

≪区分３≫　児童福祉・ファミリーサポート・子育て支援

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと



・ファミサポの利用について、信頼関係がないとなかなか利用しづらい。身近に顔見知りが増え、安心して預けられる地域になればと思う。
・差別やいじめを防ぐためには、良好な親子関係の構築が大事だと思うので、乳幼児のいる家庭へ訪問するなど、つながりづくりをしていく必要があるのではないか。
・ファミサポの登録人数が他の地域に比べて少ないので子育て世代には少し不便である。
・一時預かりを行っているが、イベントがある日や閉館日、開館日の 15 時以降は対応できない。（にっこりーの／にこにこルーム）
・新型コロナウイルスの流行前は、にこにこルームでお昼を一緒に食べたりしていたが、それが出来なくなっている。

○　団体等として対応できること、すでに取り組んでいることなど

・ケースに応じてファミリーサポートセンターや市こども課へつないでいる。

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など

・産前の妊婦さんや転勤後の方も多いので、もっと知って利用してもらえるよう施設をすべて巡るツアーを企画したい。
・子どもにもお年寄りにも優しい街になるよう、商店街の活性化につながるような取り組みをしてほしい。

・ファミリーサポートセンターの事業をもっと浸透させてほしい。
・地区社協として、こども関係への取り組みをもっと行っていきたい。今だけを見るのではなく、５年後、10 年後を見据えた取り組みを検討していきたい。

考察・課題整理・対応策など
□制度や世代の枠を超えて、地域の多様な人たちが参画した子育て支援の取り組みを市全域に広げられるような取り組みや事業企画が必要である。

≪区分４≫　高齢者福祉（主にふれあい・いきいきサロン）

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと
（サロン活動での苦労なども含む）

・サロン活動されている人たちは比較的動ける人たちではあるが、坂道や車が入れない道も多くある。
・コロナウイルス感染症によりサロン活動中止後、貯筋体操を月４回行っており、新規参加者を呼びかけているが難しい。
・マスク着用では話も聞きづらく、コロナがおさまるまでは会員も集まらない。
・集会所が坂道なので、足の悪い人は少し不自由を感じています。
・集会所の２階で実施しているが、高齢者にとって階段がつらい。座るのも困難なため、イスを用意した。
・コロナ禍により、いつ再開すればいいか困っている。
・どんな内容にしたら喜ばれるかメニューを考えるのに苦労している。
・サロン参加者に介護認定を受けている人が多い。元気な人が介護保険を利用している。
・本当に来てほしい人（サービスも受けていなくて引きこもっている人）はサロンに参加しない為必要性を感じない。声掛けを兼ねてお寿司を配って家を訪問するほうが良いのではないか。
・デイサービスには専門職がいるので、介護予防の点でサロンより充実している。
・男性の会員が特に少ない。夫婦で参加してほしいが、誘っても出てきてくれない。
・後継者や新しいメンバーが入ってこない。誘っても仕事を理由に断られる。
・コロナ禍により、高齢の聴覚障がい者は、外部とのふれあいが閉ざされてしまっている。
・デイサービスに行きだして参加しなくなり、交流もなくなった。
・現在、お世話人をしている人たちが、お世話される側になった時、お世話をしてくださる人がいないので、継続は無理だと実感しています。
・集会所にテレビやビデオ、カラオケがあればいい。
・市社協へレクリエーション用具を借りに行くのが、お世話人も高齢となりしんどくなっている。
・人間関係が難しい。わがままな人がいる。

○　団体等として対応できること、すでに取り組んでいることなど
（サロンで工夫していることなども含む）

・自治会内の回覧で募集している。
・サロンの中でいくつかのグループに分かれて役割を持ち、普段からのつながりを作っている。
・電話連絡で安否確認したり、お世話人が手分けしてゼリーを届けたり、外出先で見かけたら声掛けしたりしている。

・集会所にポータブルトイレ（イス式）やあがり口の手摺を地区社協からの助成金で取り付けて楽になった。
・コロナ禍で集まることができない代わりに、毎月、参加者に通信を配り、安否確認を行っている。
・お世話人が老人クラブの活動もしており、繋がりがある。

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など
（サロン継続のために必要なことなども含む）

・自治会館にレクリエーション用具を購入して、サロンだけでなく、自治会館の利用者も活用できるようにしたい。
・体操に関する道具や資材などを借りることができたら助かる。
・レクリエーション用具の紹介をしてほしい。（サロン通信など）
・サロンの活動内容の情報が入ってこないので、情報を発信してほしい。
・地域の人たちが持ちつ持たれつの気持ちで集まり、みんなで楽しいサロン活動ができていることを若い人たちにも知ってもらうことが必要だと思う。
・サロンが有意義であることをアピールしてほしい。
・すぐに取り入れられるような手遊び・ゲーム・講座などがあれば教えてほしい。
・会員さんが何を求めているのか、やりたい事等意見を聞いていきたい。
・お世話人になってみて地域のことがよくわかってとてもよかった。
・社協のマイクロバス貸出事業を再開してほしい。
・コロナ禍での活動に対して明確な方針を示してもらえると活動しやすい。
・感染対策用品があると助かる。
・他サロンとの意見交換の場や交流会などを開いてほしい。
・年に１回程度でいいので、社協の地区担当者もサロンを訪問して、直接参加者からいろいろな意見を聞いてほしい。
・福祉会館等での研修会は出ていくことが大変なので、市社協の方から地区に出向いて、いろいろな話や情報提供を行ってほしい。
・ボランティアグループからサロンに出向いてほしい。（歌や紙芝居など）
・助成金が欲しい。（市社協からはサロン立ち上げ時のみで、地区社協からは減額された）
・新しい取り組み（無償ではなく小遣い稼ぎができる活動など）をするのも良い。

考察・課題整理・対応策など

□現在のサロン活動の魅力や趣旨を継承しつつ、次世代・多世代が求める時代に合った活動のアイデアを生み出すことが重要である。
□サロン活動を行う上で、道路や活動拠点となる建物などの充実を求める声が多い。
□社協職員をはじめ、多様な人たちの関わりの中での事業推進が求められている。

≪区分５≫　活動拠点

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと

・無料で使用できる部屋の確保。
・コロナ禍のため、文化センター会議室では教室や交流をするには狭い。
・市民交流棟のようにボランティア団体が使用できる会場が川之江地域にもあればと思う。
・自宅で録音している方もいるが、録音室等で録音している方もたくさんおり、自分の希望の時間に空いてないときは調整が必要となる。（朗読ボランティア）

・活動場所が限られているため、部屋の予約を含め、活動しやすい環境を整えていただきたい。（福祉会館）
・立体駐車場の無料サービスを夜間・休日も利用できるようにしてほしい。（福祉会館）

考察・課題整理・対応策など
□ボランティア活動を行ったり、サークルメンバーが集まったりする場所・部屋の充実が求められている。 □市との連携・協力により、公共施設等を継続的且つ有効に活用できるよう、拠点の確保に努める。

≪区分６≫　交通・移動・買物支援

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと

・三島川之江インターの高速バス乗り場へ行くには、車で行くか送ってもらうかしか交通手段がない。バス乗り場と市内を結ぶ無料シャトルバスがあればもっと利用しやすい。
・社協マイクロバスの使用ができなくなり、研修や交流に行くことが難しくなった。
・買物や病院、金融機関等に行くのに移動手段が少ない。（移動が困難）
・タクシーは料金が高いし、デマンドタクシーは予約が面倒である。
・診療所で以前は往診をしてくれていたが、今はしてくれない。救急車を呼ぶほどではないが、病院へ行く手段に困る。
・車が無いと不便。道も狭く舗装が悪い。
・今はまだ自分で車移動ができているが、いずれは免許を返還して移動手段がなくなると買物等が困るので、どうしようかと考えてしまう。
・高齢者の交通事故などの問題もあり、免許返納される方がふえてきているが、そうなった時に交通手段がなくなる。デマンドタクシーを利用したくても曜日が決まっており、使いにくい。
・高齢者が買い物に行けない。近所の高齢者を連れていくとき、乗せた時の事故が気がかり。
・高齢者が自転車や歩いて買い物に行くのをよく見かけるので、他の地域のコミュニティーバスのようなものができたらいい。
・高齢者は、移動スーパーで購入希望を連絡するのが難しくなっているので、卵など必需品をある程度持ってきてもらえたら、その中から購入したい。
・移動スーパーの周知方法について、必要な人に伝わっていないのではないか。



・移動スーパーの詳しい場所がわかる地図がほしい。
・高齢者が買い物には歩いていけたとしても買い物後の荷物を持って歩いて帰るのが大変である。
・市内の商店街が無くなり、それに伴う交通手段がない。（近くにお店が少ない）
・福祉バスが欲しい。（新宮では１回 300 円で利用できる福祉バスがある）

○　団体等として対応できること、すでに取り組んでいることなど

・コミュニティ協議会で協議している。（地元商店で対応していけるかどうかなど）

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など

・マイクロバスを借りる際に多額のお金がかかるので、少しでもいいので補助金を出してもらいたい。
・マイクロバス貸出事業廃止に伴う、支援策を検討してほしい。
・市社協でも移動スーパーのような取り組みをしてくれたらいい。
・公民館で野菜を売ってはどうかという意見が出たが、買いに行く足が無いという人が多いので実現には至らなかった。

考察・課題整理・対応策など
□デマンドタクシーの利便性の向上、シャトルバスやコミュニティバスなどの新たな交通手段を求める声が多い。 □廃止となった社協マイクロバス貸出事業に代わる制度を求める声が多い。 □高齢に伴う運転免許証の返納を検討しているが、不便になると考える人が多い。 □移動スーパー等による買物支援に対する関心が高い。 □地元商店街の活性化を期待する声もある。 □交通や移動・買物支援については、生活支援体制整備事業等での包括的な支援体制の構築を通じて、発展や実現を目指していく。

≪区分７≫　障がい者福祉（手話・要約筆記・点字・朗読・各種団体活動など）

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと

・Wi-Fi がないので、タブレットを使っての技術提供ができない。（要約筆記／タブレットをスクリーン代わりにしたい。）
・補助金は年度単位となるため、機材等の高価なものは年をまたがないと購入できない。
・コロナ禍のため、例年の行事ができていない。代替事業を実施しているが交流の機会が減っている。（障がい者福祉団体）
・ボランティア全般にいえることだが、サークルに参加する市民が少なくなっている。テレビで手話講座をやっていたりするので、関心がないわけではないと思う。



・若い人を育てなければならない。また手話を教える人の育成も必要である。
・口元の動きで読み取れる人もいる。マスクをしているので読み取れない。
・現在の点字プリンタが壊れたらどうすることも出来ない。

○　団体等として対応できること、すでに取り組んでいることなど

・小中学校や企業に対しての出前講座（手話体験等）
・コンビニに行った際、店員さんに手話でコミュニケーションをとっている。（できるようになった店員さんもいる）

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など

・要約筆記の認知度を上げるために活動の場を増やしてほしい。
・要約筆記の個人派遣に力を入れてもらいたいし、市役所等の窓口でも取り扱ってほしい。
・リース切れになり使用していないパソコンがあればいただきたい。（要約筆記）
・川之江文化センターにも無料 Wi-Fi を設置していただきたい。（もしくは、ポケット Wi-Fi の貸出／要約筆記）
・子どもの頃から当たり前に手話ができるようになる等、手話を広く知ってもらうための活動をしていきたい。

・社協には手話を知りたい方との橋渡し役になってほしい。
・手話言語条例が愛媛県にはないので、ぜひ四国中央市に愛媛県第１号で取り組んでほしい。
・四国中央市では、県内初の障がい者差別解消の条例ができた。条例ができてもすぐにかわるわけではないので、取り組みが必要だと思う。
・市内のボランティアを種類ごと（手話や点字など）に一覧表を作ってくれると市民の方の認知度があがるのではないか。
・市、社協、学校、地域をまきこんでボランティアを育てる仕組みを作ってほしい。
・助成金・補助金などの情報を教えてほしい。
・点訳を仕事にしてほしい。（障がい者の働き口にしてほしい。）
・後継者を育てるために定期的に講習を企画するなど、バックアップしてほしい。
・点字図書として何が入ったか周知をしてほしい。
・視覚障がい者の方の声が聴きたい。（録音物についての良かった点、悪かった点をきいて届けてほしい）

考察・課題整理・対応策など
□活動資金や機材等の充実が必要とされている。 □制度や条例の制定にとどまらない具体的な取り組みが必要である。 □手話や要約筆記、点字、朗読などの認知度を上げる取り組みが期待されている。 □地域全体で福祉ボランティアや後継者を育成する仕組みをつくる。

≪区分８≫　その他（災害対策・外国人・相談支援など）

○　福祉課題や問題点、日常生活での困りごと



・災害が起きた際に、障がい者の救助はどうなるのか。（目の見えない方や耳の聞こえない方など）
・防災組織がきちんとできていない地域もあるので、消防の連合会みたいなのもあったら良いと思う。
・土居福祉センターが災害時の福祉避難所になっているが、障がい者が避難してきたときに対応できるような環境が整っていないように思う。また、福祉避難所があるということを知らない人が多い。
・日系の方が担当地域におり、日本語が殆ど通じない。この方以外にも外国人が地域で生活されているので、広報や緊急時の放送などを日本語以外の言語でも表現しないと、今後災害時などのときに困るのではないか。
・高齢者調査の時に６５歳に到達する方のところへ行きにくい。（まだ現役で働いている人など）
・生活上の困りごとは、訪問時や電話連絡の時に直接耳には入ってこない。大体は、人づてに状況を聞いて、市の包括に伝えている。（他人に頼ることが得意でない方が多いように思う）
・草木が生えっぱなしのところがある。市に相談しても、家主宛に手紙は出すが草刈等をするかどうかは本人次第だと言われた。
・近所に高齢者とその息子がいて親子の仲が悪く虐待が行われてもいけないが、どこまでふみこんでいいかわからない。
・民生委員として、家族間の話にどこまで介入していいのか悩むことがある。

○　新たに取り組みたいこと、市社協に期待する役割など

・災害が起こったときに逃げ遅れる人がでないよう、地域でどのようにコミュニティを作るかが課題。公民館や民協、社協等と連携して一緒に防災訓練ができたらよい。
・地域福祉を行うにあたって専門職（社会福祉士等）の採用を積極的に行ってほしい。
・市民が不便にならないように、今までどおりの対応・人事等を続けてほしい。

考察・課題整理・対応策など
□災害時における要援護者への対応にかかる取り組みを強化する。 □平常時からの地域福祉活動が重要である。 □市との連携により民生児童委員が活動しやすい体制・環境整備に努める。

５．アンケート調査からみた介護サービス等利用者の状況

四国中央市（行政）においては、第３次地域福祉計画を策定するにあたり、近所付き合いや地域活動への参加状況等の実態及び市民、団体等の考え方や意識の傾向を把握し、市民と福祉関係者、行政がお互いに協力しながら今後の地域福祉のあり方を検討する上での基礎資料とするために、「市民アンケート調査」、「福祉関係団体・事業所アンケート調査」を実施しました。（その概要やまとめについては、市が発行する第３次四国中央市地域福祉計画（令和４年３月発行）を参照してください）

それに関連して、本会における第４次地域福祉活動計画の策定にあたっては、市が実施したアンケート調査の結果を考察するとともに、独自のアンケート調査を実施しました。



このアンケート調査は、居宅介護支援事業や訪問介護サービス、通所介護サービス、生活支援事業等に従事する本会職員（61 名）を対象に、利用者が困っていること（見た・聞いた・感じたこと）や考えられる解決方法等について回答したものです。

この調査で得られた主な意見等については、以下のとおりです。

≪区分 1≫　生活相談支援サービスとの連携に関する事項

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
独居で認知症の方など、年金管理、生活費、税金の支払い等ができず困っている人が増加しているが、契約能力が不十分であるという理由で、日常生活自立支援事業の契約対象とならない方がおり、そうかといって、成年後見制度の申し立てには至らない方や申立て支援に苦慮するケースも増えている。	現在の制度やフォーマルサービスでは、解決は難しい。	地域包括支援センターと連携し、介護支援専門員としてできる範囲で年金管理や生活費、税金支払いの助言やサポートを行ってきた。（但し、本来の業務からは逸脱している）

対応策など
○成年後見サポートセンター及び市の中核機関と連携し対応する。 ○引き続き、地域包括支援センターと連携を図る。

≪区分２≫　福祉機器等貸出事業に関する事項

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
末期がんの方が福祉用具の購入等が必要な場合に、使用期間も短いので、貸与できる場所があれば助かる。	ポータブルトイレやシャワーチェアー、浴槽台など購入対象の福祉用具の短期間貸与を行う。	消毒の問題はあるが、社協での貸与品に加える。

対応策など
○貸与品の追加は可能であると思うが、管理面での課題が大きいと思われる。 ○福祉用具リサイクル事業の活用 ○新規サービスの企画（福祉用具支援事業／業者が仲介する支援サービス）

≪区分３≫　有償サービスの利用料金等の見直しに関する事項

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
通院介助（独居）	有償サービスの単価が高いため、県外から家族が帰省している。（感染症もあるためリスクが高い） 有償サービスの長時間割引など。	
ヘルパーの祝日対応の希望があるが、希望者全員の対応はできない。 有償サービスは自社利用者のみのくくりがある。		
病院受診の同行をして欲しい。 耳が遠いので内容を聞いて教えて欲しい。 有償サービスを利用しているが、利用料が高い。	新規サービスの検討 有償サービスよりも安価なもの	新規サービスのアイデアを提案する。
パーキンソン症候群であるため、筋力を付けたい。 屋外での歩行練習、散歩の付き添いをして欲しい。	新規サービスの検討	知識、技術向上のため、研修・学習会を受ける。

対応策など
○有償サービスのベースである訪問介護サービスが人員不足という状況の中で、有償サービスの値下げや利用範囲の拡大は難しい。まずは、訪問介護サービスの安定を図った上での検討課題としたい。 ○新規サービスとして「介護の入門的研修」修了者レベルでの低料金サービスも検討したが、人員の確保、サービス内容の範囲設定等の課題が山積していることから今後の検討課題としたい。 ○住民互助型生活支援サービスの推進・活用など

≪区分４≫　高齢者、要介護者等の見守りに関する事項

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
86歳で寝たきりの妻（意思疎通できない）を介護している86歳の夫。「できるだけ施設に頼らず在宅で」と思い介護している。介護者に対する支援が介護サービスしかないことに対し、不満に思っている。	夫の不満を聞き、変えていけるところは変えられるのが理想だが、難しいと思われる。見守り隊等が様子を見に訪問するなど、地域の方とコミュニケーションが取れれば気分転換ができるのではないか。	訪問のたびに不満を聞いている。子どもとも連絡をとり、一緒に訪問してもらったり、介護サービスの調整をしている。夫の話を聞くのであれば、同行する等、自分達が関われるところは協力したい。
災害時の避難等、日頃の地域とのかかわり。 ひとり暮らし世帯への訪問がない。	見守り推進員、民生委員だけでなく、地域の住民の方たちが、どこに誰が住んでいるかわかり合える暮らし	民生委員の仕事をわかってもらう。
介護者が不満を伝えにくい。	「介護保険お悩み相談窓口や担当ケアマネに相談して下さい。」で、解決しようとはしない。 介護保険勉強会の実施（介護従事者、将来介護が必要な人、被介護者） 介護保険以外の高齢者サービスなどの紹介や有料サービスなどのアナウンス	どのような介護を求めているのか、傾聴する。何があれば実現できるのか、制度を理解する。
孤立感、孤独感が強い。	同世代だけでなく、世代間の交流の推進。 地域活動による援助。 学校のボランティア活動との連携。（コロナが明けたら可能か）	どういうことが楽しいのか、傾聴する。 思い出話しなど明るい話題を提供する。
掃除等はもちろんして欲しいが、普段人の出入りが少ない為、話や一般的な情報が欲しい。	利用者の希望する生活援助をしながら、話に耳を傾ける。	利用者との会話（まず、話したいことを否定せず聞く）を大事にする。
要支援の方に多いのだが「人との対話」を求めている。特に独居の方。コロナ禍で近所との往来が希薄になっている。	定期的な施設訪問を行うふれあい相談員や傾聴ボランティアなど、自治体をあげて在宅にも介入してくれたらいいと思う。介護保険では、限度額も低いので厳しいと思う。	時間にゆとりがなく、現実には難しい点もあるが、できる限り利用者の話に耳を傾けていく。
人との会話がほとんどない。	支援をしながら会話をする。	家の中ばかりで過ごさず、デイなどの利用を促す。
一人での食事が寂しい。 その為、食事量が少ない。	介護保険外のサービス提供	ケアマネ情報提供

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
散歩に行っていたが、転倒するので一人では行けないと言っていた。	誰か一緒に付いて行ってくれたらいいのではないか。	
一日中、誰とも話さない日が続いて淋しい。	訪問時に傾聴の時間を持つ。	
サービス時間が終わってから、ゆっくりと話しをしたいと思っている。（訪問時間が終わってから）		責任者に相談し対処を考える。

対応策など
○生活支援体制整備事業をはじめとした地域福祉活動により地域とのつながりができることで、解決策が見えてくるのではないか。地域福祉活動と連携していきたい。

≪区分５≫　市担当課への伝達を必要とする事項

（１）デマンドタクシーに関すること

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
デマンドタクシーの使い勝手が良くない。なぜ、同じ四国中央市なのに乗り換えないといけないのか、不便に思っている。	特定のタクシー会社の経営で、地域で分かれていると聞いている。市で運営するとか、利用しやすいように変えられないだろうか。（システムの見直しなど）	利用者がどこからどこまで利用を希望しているのか等、事前にリサーチすることはできる。
デマンドタクシーが使いづらい。 ・料金、時間 ・介助してくれない ・乗降に時間がかかると使えない。	巡回型バス コミュニティバス 自宅から公共バスの停留所まで往復してくれるシャトルバス 相乗りタクシー	

対応策など
○市担当課に利用者が困っていることを伝える。

（２）ゴミステーションに関すること

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
ゴミステーションに他地区からの持ち込みや分別できていないゴミがあり困る。他の方も高齢で管理が十分できない。	市担当課に相談し対応を求める。他地区でも同様の例がある。高齢化の地区でも出来る方法を考える。	市担当者と当事者との橋渡しをし、一緒に解決策を考える。

対応策など
○市担当課に利用者が困っていることを伝える。 ※既に市担当課に伝えているが、地域に任せているとの返答で対応してもらえない。山間地域には、すべての住民が高齢で自分たちではできない地区もあることを市に理解してもらう。 ○生活支援体制整備事業をはじめとした地域福祉活動により、地域の課題解決をすすめることはできないか。地域福祉活動と連携していきたい。

（3）生活支援ハウス、いこいの湯事業に関すること

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
生活期間が決まっているため、次の生活をどうしたらいいか不安に思っている。（生活支援ハウス）	入居時に関わる方の定期的な訪問や話し合い。次につなげるための提案、サービスの利用。	話や相談を聞き、サービスを提案する。
外階段出入口、階段に屋根がないので雨降りに鍵を開けてもらうまでの間や生協や宅配、家族や知人が来た時、荷物や人が濡れて困る。夏は直射日光が当たりドアの取っ手が焼け付いて持てない（生活支援ハウス）	利用される方が不快な思いをしないような工夫する。 屋根をつける。	少しでも早く対応し、入口の内側に入っていただく。
居室のベランダの鳥の巣を撤去してほしい。洗濯物をベランダに干すことができない。雛が落ちて亡くなり、虫が湧いていることがある。排水溝から、ヘビが上がってくる。ダニが心配。（生活支援ハウス）	巣立ち後に巣の撤去を行う。 ネットなどを取り付ける。	入居日までにベランダの掃除や雛の除去はできるが、巣はとても固く対応できない。雛がいることで、ヘビも登って来るし、いつ来るかわからない。職員同士で相談する。（空き時間に対応）
健康器具を増やして欲しい。 （いこいの湯）	新しい健康器具の購入	健康器具の下調べをする。
自宅まで送迎して欲しい。 （いこいの湯）	車の小型化 運転手の増員	要望を伝える。
帰宅時間が早い。（いこいの湯） ※早くても良いとの声もある。	時間の見直し（9：00～15：00）※感染予防の必要がなくなれば、通常に戻る。	要望を伝える。

対応策など
○市担当課と対応策を検討する。

≪区分６≫　職員体制の整備に関する事項

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
社協のヘルパーに訪問してもらっている。訪問入浴も社協を希望し、利用していたが、昨今の看護師不在で訪問してもらえず、入浴事業所の変更をお願いした。	隣市の事業所に依頼。家族に説明して、入浴事業所を変更した。しかし、このままでは社協の入浴、訪問介護の将来はどうなるのか不安である。	
ホームヘルパー、介護福祉士の不足	ヘルパーを育てる。 受験のための勉強会 社協だよりに支援の様子などを掲載する。	

対応策など
○訪問入浴事業の将来的な方向性を検討する中で、体制整備を計画的に進める。 ○機関紙、ＨＰ、ＳＮＳ、ハローワーク、折込チラシ、職員紹介制度の活用等による介護職員募集を継続する。 ○働き方改革を進める中で、働きやすい職場環境を整備する。

≪区分７≫　施設の改修、機器の整備等に関する事項

利用者の困りごと等	解決方法等
手洗い、口腔ケア時に水しか出ない。冬場は冷たい。（新宮デイサービス）	風呂場からお湯をくんで使用する。
手洗い時、冬場はお湯が出ないので、手を洗うのが苦痛である。水だと冷たいので、きれいにすすげない。（新宮デイサービス）	
オムツ変更時の介護者と利用者の負担が大きい。 脱衣所で行うが、ベッドが低い。 午前中に異性など他利用者が入浴中の場合、狭いトイレで交換しなければいけない。（新宮デイサービス）	ストレッチャーを使用する。

対応策など
○介護現場の設備等を再確認し、利用者や介護職員の負担軽減につながるように計画的な環境整備に努める。

≪区分８≫　課内・外部等と連携した研修、ケース検討等により解決策を考える事項

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
居宅介護支援事業所新宮で担当してほしいが、人数がいっぱいで担当してもらえない。	他事業所へ依頼する。 ケアマネを増やす。 保険外で対応できるサービスを探す。	業務の効率化を図る。質の確保に努める。 介護保険サービスでしかできないこととインフォーマルサービスで対応できるものを整理する。
新宮町内に介護保険サービスが少なく、ほとんど選択の余地がない。	新宮町内にニーズがあることを市内の事業者に知らせる。 新宮町内へ来ている事業者へ対応量の拡大を求める。	以前に行った新宮町内へ来ている事業所（居宅）の会を行い、民生委員との交流やサービス事業所との話し合いの場を持てるようにする。
（家族より）土日、祝日も営業してくれたらありがたい。 （新宮デイサービス）	職員体制の見直し	職員を増やしてもらうよう上司に相談する。
昼食（お弁当）のおかずが同じものが多い。 （新宮デイサービス）	茶れんじなどに月１回又は数回、利用者の食事をお願いする。（調理訓練時やあじさい茶屋開催日等） 提供店に時々メニューを変更してもらうように伝える。 提供店に利用者の声を伝える。 可能であれば、月１、２回だけでも他の事業所から提供してもらう。 新たに他のサービスを始める。	利用者の声を提供店に伝えるようにする。（メモ等） 利用者の声を聞く。 食べやすいように刻んだりする。
ヘルパーに買い物時に預けるお金が 15,000 円と決まっている。お店の企画で 20,000 円チャージしたら、翌月 500 円のポイントが付くというのがあるが利用できない。		
（90 歳代、独居、歩行器が無いと外で歩けない人）コロナの予防接種の予約はケアマネが一緒にしてくれたが、接種後の様子が心配だった。（１週間に１回の訪問のため）	ヘルパーは、訪問日以外は、利用者に電話をしてはいけないので誰かに安否確認をして欲しいと思った。	電話等による安否確認
若年性アルツハイマーの利用者に不穏な様子が見られ、サービス利用中止になる。	とりあえず、他のサービス事業所を紹介しているが、転々とすることになる。	他の事業所を紹介する。

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
在宅生活が厳しい状態で、自宅で過ごしたい意向のある利用者の夜間対応が無い。	介護サービスでは対応が無いため、新たなサービスが必要である。 現在ではひとり暮らしの人のニーズに対応するサービスが無い。 定期巡回サービスは施設用で、在宅のひとり暮らしには対応できていない。	
マッサージ（リハビリ）機をもっと利用したい。（新宮デイサービス）		声掛けして、マッサージ機を利用してもらう。
よく忘れて困る。	ホワイトボードに記入する。	会話の中で何度も確認する。 聞いたこと、見たことを責任者に伝える。
家の中の大事な物が移動していたり、デイサービスのバックの中の衣類等をセットしていても、他の物と入れ替わっていることがある。	利用者の手の届かない場所に置く。	利用者や家族と会話しながら確認する。
シャワー浴、清拭、パンツ交換等の必要性がわからない。	何故それらの事が必要かを根気よく説明する。 そばにいる家族にも協力してもらう。	気持ちよく介助を受けることができるよう言葉のかけ方や、良い雰囲気作りに努める。
医学的知識がないため、病名による対処ができない。	職員の資質向上	知識向上のため医療関係の研修の受講
急な買い物、ゴミ出しなど、プランに入っていない事を頼まれる。	責任者へ報告 サービス内容の見直し	責任者に相談する。 無理なことはきちんと説明する。
食事（おかず）の量が多いとの訴えがある。 食べられない、捨てているとのこと。	サービス内容の見直し サービスのＰＲ方法を見直す。	連携強化を図り、サービスの向上につなげたい。
眠剤を１週間ごと自分で管理しているが、後半足りなくなる。１日に何錠も飲んでいるらしい。	認知症が進んでいるようなので、本人の管理は難しくなっている。サービスの見直しを考えたら良いと思う。	ほとんど毎日訪問しているのだから、ヘルパーが毎日渡してみたらどうかと提案したい。
認知症が進み、日常生活ができにくくなる。 例：眠剤管理、リモコン管理、金銭管理	眠剤管理：薬カレンダー、声掛け、訪問する度に確認する。 リモコン管理：わかり易いように文字入りのテープを貼る。 金銭管理：家族と相談する。	ケアマネ、ヘルパーと連携し、相談する。

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
カーテンの吊りが外れてしまい、だらしない感じがして困っている。	訪問時間内に援助する。	
手が痛い、腰痛など身体が思うように動かず、家事ができづらく困っている。	責任者に報告し、家族に伝え援助を願う。	
身体介護で訪問している時に時間が余ったら生活援助の一部を依頼されることがある。	サービスのＰＲ方法を見直す。	責任者に相談し対処を考える。
顔があまり拭けない。（力がない）	拭ける箇所は（目のまわりなど）本人に声かけをして拭いてもらう。	体力低下があり、耳まわりなど支えてあげてゆっくり拭いている。
何を作ってよいか分からない。	二人で冷蔵庫を見て、悪い物は捨ててもらう。メニューを決める。	本人ができることはしてもらうが、味付けなどはサポートして、味見をしてもらう。
散髪に来ていた人が病気でカットができなくなった。	カットのサービスがあることを本人（家族）に伝える。	責任者に伝える。
家の中でよく転倒する。 歩行が不安定である。	歩行器の利用やリハビリを行う。	歩行器利用の声掛けや足浴などを行う。
季節ごとに旬の物や美味しい物を食べたいとの希望がある。	店頭には今どんな物が並んでいるかを時季ごとに教える。	買物時、季節の美味しい物を伝え、買って来る。
（入浴介助の時）自分の動作がゆっくりなので、特に髪を洗い乾かす時など、１時間ではゆとりがないと気を遣う。	次の訪問時間までの間隔が短い場合は、できればあと少し余裕があればと思う。	利用者に気を遣わさないように、ゆとりがあることを伝える。
自閉症スペクトラムという障がいがある。見た目元気そうに見えるが環境によりしんどさを感じることが多い。リウマチ発病 40 年、骨の変形、痛みがある。気遣ってほしい。	自閉症、リウマチ、認知症、糖尿病等の学習会をする。	学習会に参加する。 各利用者、担当ヘルパーが意見交換する。
高齢者夫婦と子どもの３人暮らし。妻が認知症のため、家事全般や身仕舞い等も出来ない。夫がほぼ全般担っているが、夫も高齢のためしんどいと訴えがあり。妻を入院させるか施設入所も考えているが、子どもがわかってくれない。	ケアマネに現状を説明して包括支援センターにも関わってもらい、子供も交えてどんな支援が良いか相談する。	訪問時、夫の困っていることや不安な気持ちを少しでも和らげるような声掛けや傾聴を心がける。
視覚障がい者の入浴介助時、浴槽の出入りに困っていた。手すりは付けることができない環境である。	入浴ボードを導入する。 困りごとが解決できた。	ケアマネにボード利用を提案した。 福祉用具の方から、その家の風呂に合った入浴ボードが導入された。
普段は掃除の支援をヘルパーにお願いしている。近頃、足のふらつきがあり、訪問中に入浴したいと希望した。（訪問型）	ケアマネに伝え、サービスの見直しをしてもらう。ヘルパーの訪問日に入浴していただき、見守り、必要時は支援する。	本人の話をよく聞き、適宜ケアマネに伝える。

利用者の困りごと等	解決方法等	自分にできること
パーキンソン病で歩行困難の利用者が、今までは一人で歩行訓練をしていたが、転倒の危険があるため、一緒に歩いてほしいと希望されている。	ケアプランで訪問リハビリの導入の検討	ケアマネに利用者の状態や希望を伝える。
一日三回の訪問でオムツ交換をしている。同じヘルパーが訪問してオムツのあて具合や漏れ具合を確認するのが良いのではないか（介護者より）	スケジュール調整が難しく希望にはそえない。土日は同一ヘルパーが対応。	できる限り同じ支援内容で統一できるようヘルパーに周知していきたい。
利用者が割引商品ばかりを買って困る。ヘルパーは月曜日が買物、水・金曜日が調理支援。月曜日に買い物をしても水・金曜日に調理なら買物したものをすぐに使わないのだから割引商品と同じではないかと言う。 食べるものが少ない。	利用者の理解を得る。 食べるものが少ないことに関しては、量を増やす。（冷蔵庫に手つかずのまま残っていることがある）	割引商品は、日持ちがしないことをわかりやすく説明する。 利用者が見てわかりやすいように冷蔵庫内の配置を考える。
同行援護で、支給量の時間数を使い切りたい。少し遠くまで行きたい。訪問日以外も利用したい。（以前は地方祭などに使っていた）	訪問日以外のスケジュール調整が今は難しく、時間内で少し遠くまで行くように対応。	利用者の要望を聞き、できるだけ対応をしてあげたい。

対応策など
○新宮地域における居宅介護支援事業の将来的な方向性を検討する中で、体制整備を計画的に進める。 ○他事業者と積極的に情報共有を行うことで連携を図る。 ○情報共有のための研修会等の企画実施。 ○新宮デイサービス事業の将来的な方向性を検討する中で、運営体制（営業日の設定や食事の提供体制、人員体制等）の整備を計画的に進める。 ○内部での取り決め事項を守る必要はあるが、利用者が困っている場合には、定例会等を活用し協議することで、臨機応変に対応する。 ○定例会での研修、ケース検討等により課題解決ができる体制を整備（再確認）し、対応する。

第３章　活動計画の基本理念・基本目標・重点方針及び体系等

１．基本理念

ともに支え合い　ともに生きる　地域づくり

２．計画期間

５年間（令和４年度～令和８年度）

３．基本目標及び重点方針

【基本目標１】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

- 重点方針１　地区社協活動の充実
- 重点方針２　小地域ネットワーク活動の推進
- 重点方針３　福祉関係団体等への支援
- 重点方針４　健康と生きがいづくりの推進

【基本目標２】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

- 重点方針１　ボランティアの育成・活動支援
- 重点方針２　災害ボランティア活動支援体制の充実

【基本目標３】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

- 重点方針１　地域福祉権利擁護事業の推進
- 重点方針２　地域総合相談・援助活動の実施
- 重点方針３　調査・企画・広報活動の推進

【基本目標４】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

- 重点方針１　訪問介護サービスの推進
- 重点方針２　通所介護サービスの推進
- 重点方針３　相談支援サービスの推進
- 重点方針４　地域生活支援サービスの推進
- 重点方針５　住まいの場の確保
- 重点方針６　福祉介護等研修事業の実施

【基本目標５】地域福祉の中核として社会福祉協議会の基盤を強化します

- 重点方針１　組織体制の充実・強化
- 重点方針２　福祉財源の確保

４．活動計画の体系　～第４次四国中央市地域福祉活動計画 体系図（令和４年度～８年度）～

基本理念　ともに支え合い　ともに生きる　地域づくり

基本目標	重点方針	実施計画
【１】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります	１．地区社協活動の充実	①２０地区社協活動の支援と協働 ②メニュー事業の推進
	２．小地域ネットワーク活動の推進	①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進 ②ファミリーサポートセンターの運営 ③住民互助型生活支援サービスの推進
	３．福祉関係団体等への支援	①民生児童委員活動の支援と協働 ②共同募金運動の推進 ③福祉機器等貸出事業の実施 ④福祉用具リサイクル事業の実施 ⑤高齢者や障がい者及び福祉関係団体等に対する移動支援の検討
	４．健康と生きがいづくりの推進	①ふれあい・いきいきサロン活動の充実 ②常設型サロン創設の推進 ③介護予防教室の実施
【２】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します	１．ボランティアの育成・活動支援	①ボランティア活動の推進 ②福祉教育の推進
	２．災害ボランティア活動支援体制の充実	①平常時のネットワークの構築 ②災害ボランティアセンターの設置・運営
【３】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます	１．地域福祉権利擁護事業の推進	①福祉サービス利用援助事業の推進 ②成年後見サポートセンターの充実
	２．地域総合相談・援助活動の実施	①生活福祉資金貸付事業の実施 ②生活困窮者自立相談支援事業の実施 ③家計改善支援事業の実施 ④就労準備支援事業の実施 ⑤地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業の実施）
	３．調査・企画・広報活動の推進	①福祉票整備・要援護者の支援 ②広報啓発活動の充実 ③社会福祉大会・福祉フェスティバルの開催
【４】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します	１．訪問介護サービスの推進	①訪問介護・訪問型サービスの実施 ②障害者居宅介護等事業の実施 ③移動支援事業の実施 ④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施 ⑤訪問入浴サービス事業の実施（障がい者） ⑥有償サービスの実施 ⑦育児等支援ヘルパー派遣事業の実施
	２．通所介護サービスの推進	①地域密着型通所介護事業・通所型サービスの実施 ②いこいの湯の運営
	３．相談支援サービスの推進	①居宅介護・介護予防支援事業・介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの実施 ②要介護認定訪問調査受託事業の実施 ③指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業等の実施
	４．地域生活支援サービスの推進	①地域活動支援センターの受託運営 ②就労継続支援Ｂ型事業の実施
	５．住まいの場の確保	①生活支援ハウスの運営
	６．福祉介護等研修事業の実施	①介護の入門的研修の実施検討 ②在宅連絡調整会の充実
【５】地域福祉の中核として社会福祉協議会の基盤を強化します	１．組織体制の充実・強化	①福祉活動の拠点の確保 ②理事会・評議員会の充実 ③専門委員会の設置・運営及び在り方の検討 ④事務局体制の整備 ⑤役職員の資質向上を図る研修の実施 ⑥公益的な取り組みの実施と法人連携の推進 ⑦事業継続計画（BCP）の策定・運用
	２．福祉財源の確保	①社会福祉協議会全戸会員制の推進 ②まごころ銀行運動の推進 ③積極的な事業受託と補助金・委託金の確保 ④共同募金配分金の活用 ⑤収益事業の研究・開発

第４章　各基本目標・重点方針における取り組み

１．実施計画

基本目標　１	住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

重点方針　１	地区社協活動の充実 住民ニーズに立脚した住民主体の地域福祉活動を実施する地区社協の支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めます。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① ２０地区社協活動の支援と協働 （主旨） 住民主体による地域福祉活動を推進し、各地区の実情にあった福祉コミュニティーづくりを支援する。市社協及び地区社協間の連絡調整、情報交換を行い、連携を図るとともに、地域組織・各種団体との連携を強化し、ネットワークの構築に努める。	継続					○地区社協会長会を開催し、市社協及び地区社協間の連携を図っている。コロナ禍においては、適時にブロック別会長会を開催した。 ○地区社協要覧を作成し、地区に応じた地域福祉活動が展開していけるよう支援している。（250 部Ａ４／59 頁） ○民生児童委員や地域の関係機関・団体との連携に努め、地域福祉活動を推進している。 ○コロナ禍においては、交流事業等が自粛され活動の停滞がみられる。 ○社協会費の減少により活動財源が減少傾向にある。	○地区社協会長会を連帯感のある会に発展・充実させる。 ○地区社協活動要覧を作成し、地域福祉活動に活かす。 ○地区社協、地区関係機関・団体等と積極的に関わり、地区内の関係団体との協働体制を強化し、ネットワークを活かした支援体制整備に努める。 ○社協だよりや市社協のＨＰ、フェイスブックを活用し、地区社協の活動内容（地区社協が発行する広報紙も含む）を積極的に紹介する。 ○地区社協ごとの活動計画づくりを進める。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
② メニュー事業の推進 （主旨） 地区社協を始め地区内の各種団体や関係機関等と密接な連携を図りながら、交流事業や訪問活動等、住民参加による福祉活動を推進する。	継続　検討 →					○メニュー事業を設定し、その事業に財政支援を行っている。 ○全市的にメニュー事業に取り組んでいけるように、随時（平成30年度、令和元年度、令和３年度）要綱の見直しを行った。 （令和３年度） ・地域福祉活動事業 ・友愛訪問事業 ○令和２年度においては、コロナ禍において地域でできる様々活動を支援し、感染対策等、地域福祉活動の停滞を防ぐことを目的に、新型コロナウイルス感染症緊急対策活動助成金を20地区社協に交付した。	○メニュー事業に変わる地区社協への新たな支援方法を検討する。 ○助成金の交付については、これまでの事業実施に対しての半額助成方式の見直しも検討する。 ○市社協として地区社協事業の企画立案に積極的に参画する。

重点方針　２	小地域ネットワーク活動の推進 小地域における高齢者や障がい者、子育て家庭などの困りごと等に対する住民相互のたすけあいや見守り活動を推進します。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
① 独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進 （主旨） 在宅の一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が一体となって見守り体制を整備し、当該高齢者のニーズを把握し適切なサービスの提供を行い、高齢者福祉の向上を図る。	継続　検討 →					○市が委嘱した見守り推進員と民生児童委員などが連携し、主に70歳以上のひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っている。 ○15地区民協単位で、民協定例会に併せて民生児童委員と見守り推進員との連絡会を開催している。（ネットワーク連絡会議） ○見守り推進員のいない地区が数か所ある。 ○推薦する民生児童委員へ精神的負担をかけている。	○受託内容について市と協議、検討する。 ○民生児童委員と協議し、見守り推進員の推薦方法などを検討する。 ○ネットワーク連絡会議の内容を見守り体制、困難事例等の情報交換、民生児童委員や関係機関、団体等との連携方法についての内容とし、開催月日も検討する。 ○地域において見守り支援体制の整備を推進する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
						○ネットワーク連絡会議は、毎年、委嘱と事業紹介がほとんどになっており、開催目的である安否確認を行うにあたっての適切な実施方法、困難事例等についての情報交換、見守り体制についての方策などの内容になっていない。 ○受託内容の明確化	
② ファミリーサポートセンターの運営 （主旨） 子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と手伝いたい人（援助会員）が会員となり、一時的な子育てを助け合う組織である。 センターでは、子を持つすべての家庭を対象に、地域の中で安心して子育てができるように会員同士を結び、サポートする。	継続					○相互援助活動（保育園への送迎や一時預かり等）のためのコーディネートを行っている。 ○会員登録時に基礎研修、活動前には事前打合せを行っている。 ○会員総数216名 内訳 依頼会員154名 援助会員 54名 両方会員 8名 ○活動累計 1729 回（R2） 新規会員基礎研修29回 事前打合せ30回 ○会員のスキルアップや会員相互の交流を目的に講習会等を実施している。（年間約８回） ○情報提供等を目的とした広報・相談活動を実施している。 ○子育て支援の一役を担っているが、活動の固定化が見られる。（実活動人数が少ない） ○援助会員の担い手が不足している。 ○キッズスペースは、会員登録時や打合せだけでなく、気軽に子どもが遊びに来ることができ、育児支援の相談ができる場として活用している。	○依頼会員から援助会員への移行、両方会員への新規登録などを推進する。援助会員登録推進説明会を開催する。民生児童委員や子育て支援団体等に働きかけて援助会員の増員を図り、援助する側の体制を充実させる。 ○保健センターが開催している４ヶ月健診でファミサポのチラシを配布し、依頼会員の増員を図る。 ○広報誌、ホームページ、フェイスブックなどを活用した広報啓発活動を継続して行い、より多くの市民に周知する。 ○市内の子育てサークルやＮＰＯ法人等との連携を図る。 ○援助会員が安心して送迎できるように移動サービス専用自動車保険の加入を市と協議する。 ○会員のスキルアップや子育てに役立つ講習会、会員相互の交流会を実施する。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
③ 住民互助型生活支援サービスの推進 （主旨） 公的サービスや既存の社会資源では対応できない住民の生活ニーズを解決するために、住民互助型生活支援サービスの創出、展開を図る。住みなれた地域でお互いの暮らしを支え合っていける安心で温かい地域づくりを推進する。	継続　検討	→	→	→	→	○活動実績がある地域は川之江地域の一部のみとなっている。 ○事業の問い合わせはあるが、応援内容が支援者にとって負担が大きい案件が多く、「愛ネッとさん」につなげることが難しい。 ○安価ということだけで本来の趣旨と合わない依頼がほとんどである。 ○支援者である「愛ネッとさん」自身の高齢化や家庭環境の変化により、応援活動ができなくなるケースがある。 ○延べ利用・活動件数が著しく減少している。	○限られた「愛ネッとさん」の活動となっているので、負担軽減を図る。 ○請負で行う民間事業者も出てきたので、今後の事業継続を検討する。

重点方針　３	福祉関係団体等への支援 民生児童委員活動の支援や共同募金運動の推進、各種貸出事業等の実施により、地域福祉の活性化を図ります。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
① 民生児童委員活動の支援と協働 （主旨） 民生児童委員協議会の事務局を担い、民生児童委員が活動しやすい環境整備に努め、社協と一体となり福祉社会づくりを推進する。	継続	→	→	→	→	○市役員会（月１回）を開催し、組織運営、事業推進、連絡調整等を図っている。 ○ブロック民協、15 地区民協、専門委員会（高齢者、障がい、児童）を開催し、活動支援を行っている。 ○民生児童委員（223 名）と連携し、要援護者の相談支援活動や地域の福祉課題の解決に努めている。 ○民生児童委員と協働し、地域福祉の推進を図っている。 ○担当世帯数、訪問対象者数の格差が生じ	○市役員会の更なる充実、発展に努め、組織運営の拡充を図る。 ○民生児童委員の７つのはたらき（社会調査・相談・情報提供・連絡通報・調整・生活支援・意見具申）をより支援するよう努める。 ○民生児童委員に必要な情報を適時提供できるよう市関係課と連携し、活動しやすい環境整備に努め、支援体制の強化を図る。 ○現状の社会環境に適

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
						ており、委員の負担に偏った傾向がある。	した担当区域や地区定数の見直しが円滑におこなえるよう支援する。 ○後継者や委員の継続について、市と協議し、推薦体制の改善、強化を図る。 ○民生児童委員が気軽に相談、協議できる場つくり ○民生児童委員の役割の明確化を図る。
② 共同募金運動の推進 （主旨） 募金運動の実施により、地域住民相互のたすけあい精神及び寄付精神の向上を図ると共に、ご寄付頂いた募金を活用し地域福祉活動を推進する。	継続					○赤い羽根募金10/1～ ・戸別募金・法人募金 ・職域募金・学校募金 ・イベント募金 ・窓口募金 ○歳末たすけあい募金12/1～ ・戸別募金 ○募金金額が減少傾向にある。 ○地域の銀行等が減ってきており、啓発・窓口募金の場所も減少している。 ○社会情勢により、イベント等が開催されず、募金活動をする場が少なくなっている。	○共同募金運動の広報・啓発活動を積極的に行う。 ○キャラクターグッズ等新たな資材もできているため今後も活用し、募金運動の推進を図る。 ○地域の窓口及び職域募金の場所についても検討・新規開拓を行う。 ○地域でのイベントができるようになれば、イベント時の募金活動も積極的に行う。 ○地区分会の募金活動推進に係る経費について検討し体制の強化を図る。 ○地域の実情に合わせた募金推進方法、時期について検討する。
③ 福祉機器等貸出事業の実施 （主旨） 車椅子やボランティア機器等を貸し出すことにより、地域福祉・在宅福祉の増進及び福祉教育の充実を図る。	継続					○貸出要綱を一元化するなど、利用しやすい仕組み作りを行った。 ○老朽化等により廃棄予定の車椅子を「空飛ぶ車椅子プロジェクト」（工業高校生の自発的奉仕活動）に役立てた。 ○車椅子の貸出は、介護保険・障がい福祉サービス申請中、怪	○利用者ニーズに応えるために、よりよい管理方法や仕組みを目指し、事業の周知徹底を行う。 ○福祉機器においては、今後も学校の授業に生かし、障がい者の気持ちに寄り添い、介護に携わることの大切さを体験するなど、福祉教育の充実につなげる。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
						我をした時、一時的な外出時、学校での総合的な学習など、利用内容が多岐に渡り、原則 10 日間の貸出（無料）を行っている。 ○車椅子貸出実績 69 件（R2） ○ボランティア機器及びレクリエーション用具については、既存のものを末永く活用するため、取扱方法やマナーの徹底を強化した。 ○ボランティア機器等貸出実績５件（R2） ○レクリエーション用具貸出実績 27 件（R2） ○福祉学習機器貸出実績７件（R2）	
④ 福祉用具リサイクル事業の実施 （主旨） 家庭で不要になった福祉用具（車椅子、介護用ベッド、歩行器等）を譲りたい人（提供者）と譲ってほしい人（希望者）をコーディネートし、使用されていない福祉用具の活用と地域住民相互のふれあい・助け合いを促進する。	継続					○実施要綱に基づき、事業を実施している。 ○事業実績（R2） 提供者 18 件 希望者 22 件 マッチング 12 件 ○社協だよりやホームページに随時情報を掲載している。 ○提供者は、希望者との交渉成立まで用具を保管することになっており、そのことが制度利用の妨げになる場合がある。 ○希望者が高齢等であることにより、用具の運搬が困難なケースがある。 ○どちらかというと提供者よりも希望者の方が上回っており、福祉用具が必要な方になかなかマッチングできないケースが増えつつある。	○課題解決に向けてより良いコーディネート業務を目指す。 ○本事業により、地域住民相互の助け合いを助長するよう取り組む。 ○補装具等の基礎知識を高め、希望者のニーズに対応できるようなマッチングを行う。 ○本事業の更なる普及・啓発に努める。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
⑤ 高齢者や障がい者及び福祉関係団体等に対する移動支援の検討 （主旨） 四国中央市における高齢者や障がい者及び福祉関係団体等に対する移動支援について、継続的な検討を行い、新たな施策の実現を目指す。	検討	→	→	→	→	○平成 16 年の市町村合併以降、地域の福祉団体やボランティア団体の研修や交流の支援を行い、福祉活動の活性化を図ることを目的に実施していた「マイクロバス貸出事業」については、数年間にわたる協議や指摘事項の検証を行った結果、事業継続は困難と判断し、令和３年３月31日をもって事業を廃止した。 ○本計画書におけるヒアリングやアンケート調査によると、デマンドタクシーの利便性の向上、シャトルバスやコミュニティバスなどの新たな交通手段の創設とともに、マイクロバス貸出の廃止に伴う支援策や代替事業を求める意見が多くある。 ○高齢に伴う運転免許証の返納なども含め、日常生活圏域及びその他団体活動等における移動手段については、現在の取り組みや仕組みだけでは解決できない課題となっている。	○市が策定する第３次地域福祉計画においても、施策推進の一環として「高齢者・障がい者などの移動手段や日常生活支援の充実」が挙げられている。 マイクロバス貸出の代替事業など、市社協単独では解決することが難しい課題もあるので、関連する課題の一つである買物支援も含め、市の施策の方向性を踏まえつつ、市や関係機関と継続的に協議・研究を行い、新たな施策の実現を目指す。

重点方針　４	健康と生きがいづくりの推進 住民誰もが健康で、いきいきと安心して生活を送っていけるように、身近な地域での居場所・学びの場・生きがいづくりを推進します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① ふれあい・いきいきサロン活動の充実 （主旨） 小地域を拠点に高齢者、子ども、障がいのある方などの居場所づくりを、当事者とボランティアが協働し、ともに企画、運営していくことで地域の人たちの出会い、ふれあい、助け合いの活動を広げ、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進する。	継続					○地域の人同士のつながりや交流、生きがい活動を行う「集いの場」として自主活動している。住民の地域への関心を深め、近隣での助けあいを育む地域づくりや元気に暮らすきっかけづくりになっている。 ○コロナ禍により、活動自粛中のサロンが多い。 ○コロナ禍においても、感染対策を徹底し、工夫しながらサロンを開催しているところもある。（お世話人による戸別訪問や電話による状況確認、食事等の持ち帰りなど） ○介護保険サービス事業所（デイサービス等）の増加により、サロン参加者も事業所サービスの利用を優先する方が増え、参加者が減少してきている。 ○お世話人の後継者不足、参加者の減少 ○お世話人の高齢化による負担増 ○サロン通信の発行 ○サロン報告書等の一部様式変更（R2年度） ○サロン数（R3. 10） 170ケ所 川之江・新宮　75 三島　54 土居　41	○事業全般の再整備のため、指針（ふれあい・いきいきサロンのすすめ）の見直しを行う。 ○サロンに訪問可能なボランティア団体を紹介することにより、お世話人の負担軽減の支援を行う。 ○自治会組織などとの連携を促す。 ○社協だよりやＨＰを活用し、サロン活動を紹介することにより、市民への周知を図る。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
② 常設型サロン創設の推進 （主旨） 地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄り、寛げる環境を備え、地域の人々が共に支え合い、様々な福祉活動を運営していく交流拠点・居場所づくりを推進する。	継続					○常設サロンとして、土居地区（北野）に設立されている。 ○常設サロンに集う人々の福祉活動（趣味活動、健康づくり、調理等）は当事者とボランティアが共に運営している。 ○三島地域において、常設サロンの立ち上げ等についての個別相談がある。（継続）	○必要地域の調査・検討、情報提供を行う。 ○運営方法や支援策の整備を行う。 ○現在設立されているサロンの活動紹介等を積極的に行う。 ○空き店舗や空き家等の活用により、高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄ることができる居場所を地域に作る。 ○認知症カフェ等も研究し、多様な常設型サロンの設置を検討する。
③ 介護予防教室の実施 （主旨） 地域の高齢者等が住み慣れた地域で長年健康を保って生活していけるよう、生活機能の維持・向上や地域活動への参加促進を目的とし、運動や講座等を行う介護予防教室を実施する。	継続					○令和元年度までは毎年実施していたが、令和２年度より社会情勢（コロナ禍）により、市の公募がなく休止状態となっている。 ○地域の方が集まる場が減少している。 ○毎年新たなプログラムを考え、実施している。	○公募が再開された際に取り組んでいけるようプログラムを検討する。 ○地域のサロン等に声掛けし、実施するとともに、新たな集まりの場作りとしてサロン以外にも声掛けし実施する。 ○実施プログラムについて、介護予防教室開催時の年１回で終わるのではなく、その後も定期的に取り組んでいけるようなプログラムを検討する。

基本目標　２	住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

重点方針　１	ボランティアの育成・活動支援 地域におけるボランティア活動の支援と福祉教育の充実を図り、人材育成に努めるとともに、共に生きる地域社会づくりを推進します。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
① ボランティア活動の推進 （主旨） 地域におけるボランティア活動の推進・支援を行い、ボランティア市民活動センターと連携して、住民参加による福祉社会の創造に努める。	継続 →					○ボランティア市民活動センターからのボランティアに関する各種情報を社協だよりやＨＰ等に情報提供している。 ○社協だより、市報等の朗読ＣＤ・テープ、点字図書を作成し、視覚障がい者への情報提供を行っている。 ○ボランティア団体へ助成金を交付し、活動の支援を行っている。 ・R3 年度 43 団体 (1,620,000 円) ○ボランティア活動保険掛金の一部助成を行い、ボランティア活動中に起こる様々な事故に備えた保険の加入を促進している。	○ボランティア市民活動センターと協力し、ボランティア活動の推進及び支援を行う。 ○助成金の選考基準、審査方法を明確化し、より良い助成を行い、団体の育成に努める。 ○社協だよりやホームページ等を活用し、ボランティア活動に関連する情報提供を行う。 ○安心してボランティア活動が行える環境整備のため、ボランティア活動保険の加入促進に努める。
② 福祉教育の推進 （主旨） 地域福祉・ボランティアに関する学習や体験の場を提供し、互いに支え合う心、助け合いの風土を培い、共に生きる福祉社会の創造を目指す。	継続 →					○市内の小・中・高校を「福祉協力校」として助成を行った。 ・小学校　18 校 ・中学校　6 校 ・小中一貫校　1 校 ・高校　3 校 ○福祉施策に関する情報提供を行った。	○福祉協力校への助成に関して、現在の取り組みを活かしつつ、ボランティア市民活動センターと連携し、ボランティアの紹介や活動支援を行う。 ○地区社協事業等を紹介し、子ども達と交流できる場づくりを積極的に推進する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
							○学校内においても、ボランティアとの交流や情報交換の場を提供し、活動を結ぶコーディネートに努め、学校・地域との連携を図る。

重点方針　２	災害ボランティア活動支援体制の充実 災害時において被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から地域におけるネットワークを構築し、関係機関等との関係を深めることにより、災害ボランティアセンターの運営体制の充実を図ります。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 平常時のネットワークの構築 （主旨） 平常時の地域におけるネットワーク構築を充実させるとともに、日頃から各団体・機関との関係を深めることにより、災害ボランティアセンターのスムーズな設置や充実した支援活動につなげる。	継続					○災害時にスムーズに災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者の救援と生活再建を円滑に進めるため、四国中央市と「災害ボランティア活動支援等に関する協定」を締結している。 ○被災時に県内の市町社協が相互支援を行えるよう、県社協と「災害時支援協定」を締結している。 ○災害時にボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動ができるよう、活動支援に関する指針及びマニュアル等を備えている。 ○毎年度、県社協及び市関係課と連携・協働体制の確認を行っている。	○平常時の地域福祉活動等を通じて、住民や団体が支援活動に関わることができるコミュニティづくりを進める。 ○より一層、各団体・機関（NPO、ボランティア団体、行政機関、企業等）とのネットワークを構築し、関係を深める。
② 災害ボランティアセンターの設置・運営 （主旨） 大規模災害が発生した	継続					○中核スタッフ養成研修の受講や災害ボランティア研修への参加、市防災訓練への参画等を行っている。	○毎年度の実施計画に基づき、災害ボランティアセンターの設置・運営に特化した取り組みを継続して行い、職員のスキル

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
ときに各団体・機関と連携・協働しながら、スムーズに災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者の救援と生活再建を円滑に進める。						○毎年度の取り組み内容や災害時における職員の招集方法、災害ボランティアセンター設置時の役割分担等の確認を行っている。 ○本市においては、平成16年度以降、災害ボランティアセンターの設置を行っていないため、センターを主体的に運営したことのある職員が年々少なくなってきている。	アップ及び支援体制の強化を図る。 ○事業継続計画（BCP）の策定・運用も並行して行い、災害への対応力を強化する。

基本目標　３　住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

重点方針　１

地域福祉権利擁護事業の推進
高齢になっても、障がいがあっても地域から排除されず、必要なサービスや支援、ネットワークを活用して、地域での自立生活が営めるよう権利擁護に取り組みます。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
① 福祉サービス利用援助事業の推進 （主旨） 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が出来る限り地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する。	継続					○判断能力が不十分な方（但し、契約を結ぶこと、利用料がかかることを理解していただける方）の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行っている。また、制度に関する問合せや利用に関する相談に応じている。 ○利用者28名（R2年度末） 生活支援員６名 ○重複疾患に加え、複合的な課題を抱えている方が多い。 ○関係機関（包括・事業所）からの相談が多い。	○利用者本人が福祉サービス等の利用ついて自分自身で決めることができるよう、一人ひとりに寄り添い意思決定や各種手続きの支援を行う。 ○関係機関における本事業に対する適切な理解の促進を図るとともに連携、協力体制を築く。 ○法人後見事業と一体的に実施し、必要に応じて成年後見制度への移行を進める。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
						○本人の利用意思が必要なことから、契約に至らないケースもある。 ○専門員が家計管理にもかかわるケースがあるので、負担が大きい。 ○後見事業への移行が必要なケースも出てきている。 ○障がい福祉サービスから介護保険への移行時に支援者の関わり方が変わることがあり、対応に苦慮するときがある。	
② 成年後見サポートセンターの充実 （主旨） 誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう成年後見制度等の利用促進を図るとともに、法人成年後見事業や福祉サービス利用援助事業を一体的に推進する。	→ 継続 検討	→ 拡充	→	→	→	○成年被後見人等の財産管理（預貯金や不動産の管理）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所手続き等）の支援を行っている。また、成年後見制度に関する問合せや相談に応じている。 ○受任件数９件 （R2 年度末） 後見６・補佐２・補助１ ○福祉サービス利用援助事業から後見事業に移行する必要がある方が出てきている。	○中核機関の機能の一部を受託し、成年後見サポートセンターの充実を図る。 ・親族後見人等支援 ・成年後見制度利用相談 ・市民後見人の養成等 ・社会福祉法人の活用 ・市との連携 ・専任職員の配置（社会福祉士等の有資格者） ○成年後見制度の利用促進や地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備、人材育成、ネットワーク化、バックアップ体制について、関係機関と協議を重ね推進する。

重点方針　２	地域総合相談・援助活動の実施 住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる生活支援やその仕組みづくりを行い、福祉のまちづくりを進めます。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 生活福祉資金貸付事業の実施 （主旨） 資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。 さらに、生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携し、効果的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	継続					○生活福祉資金貸付制度に関する相談・申込受付、県社協への進達 ○担当者会議等、会議や研修会への参加 ○生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携 ○その他（広報活動、県社協との連携など） ○借受世帯（R2 年度） 教育支援資金２件 緊急小口資金２件 特例貸付　664 件 ○貸付状況（R2 年度末） 更生資金５件 生活資金２件 福祉資金 10 件 教育支援資金９件 療養・介護等資金３件 臨時特例つなぎ資金2件 総合支援資金　３件 緊急小口資金 44 件 特例貸付　664 件 ○償還が出来ておらず、状況がわからない世帯が多い。 ○特例貸付借受世帯が多く、今後始まる償還においての対応等が難しくなることが予想される。	○複数職員で対応できる体制を整備する。 ○県社協と連携し、滞納世帯の状況を把握するとともに、整理を図る。
② 生活困窮者自立相談支援事業の実施 （主旨） 生活困窮状態から脱却し、その人らしい安定した生活が実現できるよう相談・支援を実施する。また、関係機関や	継続 拡充					○自立相談支援事業の支援内容 1. 寄り添い型相談支援の充実（ソーシャルワーク機能の強化、各種研修への積極的参加によるスキルアップ） 2. 社会資源の開発（居場所・就労体験の場づくり、農・福連携事	○家計改善支援事業、就労準備支援事業と連携し、相談者に対して一体的な支援を実施する。 ○ひきこもりの方への支援について検討する。（相談者等の情報の蓄積、関係機関との支援の連携、アウトリーチ等）

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
地域住民の協力を得て連携による支援活動や自立生活に必要な社会資源の開発にも取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを推進する。						業の推進) 3. 支援のネットワークづくり(行政各部署、民生児童委員、地区社協、ボランティア、各種事業所等) 4. 地区ワーカーはじめ職場内連携による支援と地域づくりの効果的推進 5. 運営協議会、支援調整会議の充実 6. 関係者への意識啓発(広報、啓発講演会・研修会等の実施 7. コロナ禍における生活困窮者への支援 ○R2年度実績 相談件数189件 プラン作成件数27件 支援調整会議13回 運営協議会0回 食糧支援延べ41回	○地域で行われている社協や民協等の会合への参加など、アウトリーチの取組と支援方法について検討を行う。 ○支援に必要な社会資源(シェルター)の検討、開発を行う。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯(生活福祉資金特例制度利用者含む)への支援を検討する。 ○社会的孤立、経済的困窮、虐待、子育ての不安、地域の繋がりの希薄化等の地域課題に対し、総合相談支援体制の充実を図る。(SDGs 目標1「貧困をなくそう」)
③ 家計改善支援事業の実施 (主旨) 家計の立て直しを助言するとともに、「家計状況の見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援する。状況に応じた支援計画の作成や関係機関への繋ぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行い早期の生活再生をサポートする。	継続					○家計改善支援事業の支援内容 1. 家計管理に関する支援 2. 滞納(家賃・税金・公共料金など)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援 3. 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等) 4. 貸付のあっせん ※コロナ禍における家計改善相談対応を行う。 ○R2年度実績 相談者実人数39人 (支援内容内訳) ①家計管理に関する支援:15人 ②滞納解消や各種給付制度等の利用に向けた支援:11人 ③債務整理に関する支援:13人 ④貸付のあっせん:0人 プラン支援決定件数13件	○自立相談支援事業と就労準備支援事業の一体的実施の促進を基本として以下の支援を行う。 ○行政及び他機関との連携を強化する。(速やかな支援・継続した支援・寄り添い支援) ○家計改善支援事業の制度周知・利用促進を図る。 ○法テラスとの連携を継続する。(勉強会等) ○生活困窮者自立支援運営協議会における各関係機関担当者と意見交換を行う。 ○支援対象者の掘り起こしの協力依頼を行う。 ○勉強会・講演会等を開催する。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
④ 就労準備支援事業の実施 （主旨） 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題を抱えた就労準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する。	新規	→	→	→	→	○就労準備支援事業の支援内容 1. 相談者の状況、ニーズ、将来の展望の確認 2. 就労準備支援プログラムの作成・見直し 3. 日常生活自立に関する支援 4. 社会自立に関する支援 5. 就労自立に関する支援 6. 就労支援を行う場所の開拓、資源開発 7. 関係機関、企業との連携 8. コロナ禍における生活困窮者への支援	○自立相談支援事業、家計改善支援事業と連携し、相談者対応や相談者に適した就労準備支援プログラムの作成を行う。 ○ハローワーク他、就労支援機関と連携し、求職活動や定着支援を行う。 ○他機関、一般企業、既存事業などとの連携を図る。 ○生活困窮者自立支援運営協議会における各関係機関担当者との意見交換や事業周知を行う。 ○相談者の居場所や、柔軟に働くことができる場所づくりを行う。（拠点の確保）また、その他社会資源づくりを行う。
⑤ 地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業の実施） （主旨） 住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援等が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進し、住民・要援護者への支援の充実と、それを支える社会資源の開発や改善、社会基盤の整備を同時に進め、福祉社会を創造していく。	継続	→	→	→	→	○生活支援体制整備事業 ・20 地区地域状況の把握 ・地域課題の整理 ・ニーズ把握 ○各地区協議体の見直し ・活動状況の分析 ・今後の取り組み・方向性 ○地域資源の調査、紹介 ○地域課題を解決する場を設ける。 ○市の関係会議への出席 ・地域ケア会議（個別レベル、圏域レベル） ・地域包括ケアネットワーク権利擁護連絡会議 ・認知症地域支援ねっとわーく会議への出席	○20 地区での協議体の運営に向けて地区社協や自治会、地域組織（公民館・企業・サービス事業者）と連携を図り、情報交換や地域づくりの働きかけを積極的に行う。 ○地域資源を紹介し、地域での世話役的な人材をつくる。 ○住民主体による地域支援事業の開発・研究、担い手やサービスの開発を行う。 ○職員のスキルアップを図る。 ○重層的支援体制整備事業について情報収集し当事業との関連について研究する。

重点方針　3	調査・企画・広報活動の推進 地域の要援護者の把握に努め、関係機関等と連携した支援活動に取り組むとともに、必要な事業やイベント等を企画・実施し、広報活動を推進します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 福祉票整備・要援護者の支援 （主旨） 要援護者の生活状況等を把握し、民生児童委員や市と情報共有を図り、適切な支援、各種方策等に活用することを目的に福祉票を整備する。	継続	→	→	→	→	○民生児童委員の協力のもと、要援護者の実態把握を行い、社協で名簿を作成し、運用・管理を行っている。個別援助、見守り支援、他機関への情報提供等、適切な支援、各種方策等に活用している。 ○毎年度始めに調査を行い、３年毎に一斉調査を実施している。年間を通して、異動等がある場合は、その都度福祉票名簿を更新している。 ○ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等、福祉概況の資料となる。 ○地区社協による訪問活動等地域福祉事業に活用されている。	○市社協・民協・市との円滑な情報共有を図る方法を検討する。 ○災害時における要援護者の支援方法など、平常時から市と連携を密にし、対策を講じる。 ○必要に応じて調査票の見直しを行う。 ○調査票を地域福祉活動に活用する。
② 広報啓発活動の充実 （主旨） 社協活動や事業を展開するにあたり、その理念や内容等を住民に理解してもらえるように、様々な媒体を利用して情報を発信していく。	継続	→	→	→	→	○社協だよりの発行 ・年６回／偶数月の１日発行 ・33,000 部（全戸配布） ・４頁（カラー） ○記事の充実が求められている。 ○住民に社協事業が十分に認知されていない。 ○ホームページとフェイスブックを併用することで、より旬な情報の発信に努めている。 ○点字・声の広報発行事業 ・市報、社協だより等の朗読 CD（DAISY 版 21 名分）・テープ（４名分）、点字図書（８	○住民のニーズに合った情報発信を行う。 ○様々な活動を紹介できるよう、各課及び関係団体等と連携を図る。 ○若年層への認知度や理解を深めるためフェイスブックのみならず、その他ソーシャルネットワーキングサービスの利用も検討する。 ○点字・声の広報発行事業を継続して実施する。 ○声の広報においては、録音時間等の問題もあり、ディスクは DAISY 版のみとなっている。DAISY 版は専用の再生機器かパソコンがないと再

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
						名分）をボランティア団体により作成し、視覚障がい者への情報提供を行っている。（その他、市内図書館分等あり。） ○点字プリンタ等の機材が古くなっている。	生できないため、それらが無い方の聴取方法を検討する。 ○点字プリンタについては機材の定期的なメンテナンスや新たな機材の入手について検討する。
③ 社会福祉大会・福祉フェスティバルの開催 （主旨） 住民の福祉推進の決意を新たにするとともに、住民参加による福祉のまちづくりを促進するために開催する。	継続（大会）					○社会福祉大会 ・表彰、記念講演 ・参加者約 400 名 ※R2・R3 はコロナ禍により中止 ○福祉フェスティバル ※H28・29 は国体開催のため中止され、その後も開催会場との兼ね合い等により、開催が見送られてきた。（休止中／大会単独開催）	○しこちゅ～ホールをメイン会場とし、より多くの方に参加して頂けるよう努める。 ○記念講演については、より興味・関心を持っていただけるような企画立案に努める。 ○フェスティバルの開催については、社会福祉大会と同日開催する方向で検討し、市内社会福祉法人等と連携したイベントを企画するなど、段階的に進める。
		検討（フェスティバル） 段階的に進める					

基本目標　4	生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

重点方針　1	訪問介護サービスの推進 援護が必要な高齢者・障がい者宅にヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 訪問介護・訪問型サービスの実施 （主旨） 要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。	継続					○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○コロナ禍により、地域とのつながりが薄れ、孤独を抱える高齢者が多くなっている。 ○事業規模が縮小してきたことから土日等休日訪問や利用者の希望通りの訪問、急な日程変更への対応が難しい。 ○制度によりサービスが制限されてしまう。 ・生活援助の時間が短い ・買い物の同行 ・仏壇等の掃除 ・散髪同行 ○山間地域訪問の効率化 ○介護職員の精神的負担の軽減 ○介護職員のスキルアップ体制の改善	○訪問介護員の人材確保に努める。 ○パートヘルパーの訪問体制の効率化（直行直帰、記録方法改善、ＩＣＴ活用等）を進める。 ○有償サービス等を活用し利用者にとって有効なサービスとなるよう連携を強化する。 ○新宮地域における訪問介護員の養成等を検討し訪問体制の効率化を図る。 ○介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップの向上を図る。 ○感染症の発生及びまん延防止等に係る取り組みの義務化への対応を図る。 ○感染症の発生及び自然災害の発生時におけるＢＣＰ計画の策定、研修の実施、訓練実施の義務化への対応を図る。 ○高齢者虐待防止に係る取り組みの義務化への対応を図る。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
② 障害者居宅介護等事業の実施 （主旨） 障がいを有する利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護や外出の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。	継続 →					※「①訪問介護・訪問型サービスの実施」と同じ。	○同行援護従事者養成研修一般課程修了者等資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ○身体拘束等の適正化に係る取り組みの義務化への対応を図る。 ※その他は「①訪問介護・訪問型サービスの実施」と同じ。
③ 移動支援事業の実施 （主旨） 単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	継続 →					○場所、時間数等サービス内容が様々であり、対応できる職員が限られている。	○利用者の様々なニーズに職員が対応できるように、全身性障がい者移動支援従事者養成研修及び視覚障がい者移動支援従事者養成研修の受講を推進する。
④ 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施 （主旨） 自宅のお風呂で入浴ができない要介護者を対象に、看護職員１人と介護職員２人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心身機能維持等を図る。	継続 →					○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ※R3. 11 現在は、介護及び看護職員不足により、営業日を月・水・金の週３日としている。 ○実利用者数（R3. 11） ・要介護４　　２人 ・要介護５　　３人 ○延べ訪問回数（R2） ・364 回 ○身体的負担が大きい。 ○ターミナルケア等重度の利用者の比率が高くなっている。	○介護職員及び看護職員の人材確保に努める。 ○身体的負担の軽減を図ることを目的とした研修を実施する。 ○感染症の発生及びまん延防止等に係る取り組みの義務化への対応を図る。 ○感染症の発生及び自然災害の発生時におけるＢＣＰ計画の策定、研修の実施、訓練実施の義務化への対応を図る。 ○高齢者虐待防止に係る取り組みの義務化への対応を図る。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
⑤ 訪問入浴サービス事業の実施（障がい者） （主旨） 自宅のお風呂で入浴ができない障がい者を対象に、看護職員１人と介護職員２人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心身機能維持等を図る。	継続					○実利用者数(R3.11) ・１人 ○延べ訪問回数(R2) ・122回 ※その他は「④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施」と同じ。	※「④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施」と同じ。
⑥ 有償サービスの実施 （主旨） 介護保険や障害福祉サービス等の公的サービスでは対応できない身体介護や生活援助等のサービスを有償により提供することで、高齢者や障がい者等が、自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	継続					○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○利用料金 ・30分／1,600円 ○利用者から長時間の利用料金が高いとの声がある。 ○利用者の対象範囲を制限していることから、広く利用できるようにして欲しいとの声がある。 ○利用者のちょっとした困りごとに介護保険サービスと連携して対応している。 ○介護保険サービスと比較して利用料金が高額となるため、利用者は限定的である。	○介護保険サービスと連携し、利用者にとって有効なサービスとなるよう事業を推進する。 ○利用料金、利用者の範囲等の課題については、サービスの母体となる訪問介護事業の運営状況により総合的に判断をする。 ○サービス内容としては、特に、話し相手、傾聴、買物同行、長時間の支援等のサービスを提供できるよう検討する。
⑦ 育児等支援ヘルパー派遣事業の実施 （主旨） 妊娠中や出産後に心身の不調などによって家事や育児に支障がある方で、家族等からの援助が受けられない状況の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の負担軽減を図る。	継続					○営業日及び営業時間等 ・月曜日～金曜日 ・9:00～17:00 ・１日２時間以内 ・１日１回まで(全10回) ○利用料金 ・１時間／2,250円 (利用者負担250円)	○安心して子育てするための支援サービスの一つとして、関係機関と連携したサービス提供に努める。

重点方針　２	通所介護サービスの推進 送迎及び必要な介護・生活訓練・生きがい活動を実施し、自立生活を支援します。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
① 地域密着型通所介護事業・通所型サービスの実施 （主旨） デイサービスセンターで、入浴・食事などの日常生活上の世話や生活に関する相談・助言、機能訓練等のサービスを日帰りで提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。（定員18人以下）	継続	→	→	→	→	○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・9:30～15:30 ○利用対象者 ・要介護１～５ ・要支援１～２ ・四国中央市内在住 ○実利用者数（R3. 10） ・要介護１　６人 ・要介護２　６人 ・要介護３　６人 ・要介護４　１人 合計　19人 ○実利用者数（R3. 10） ・要支援１　２人 ・要支援２　10人 合計　12人 ○延べ利用者数（R2） ・介護　1,826人 ・予防　776人 ○食事内容、提供方法の改善が必要である。 ○センター内の手洗い場等でお湯が出ないことから、冬場は水が冷たくて、利用者が十分な手洗い等ができない。 ○道路事情により送迎の効率が悪い。	○利用者の増加及び効率的な運営を図るため、サービス提供体制等の見直しを図る。 ・人員体制の見直し ・営業日及び営業時間の拡大の検討 ・食事提供体制の見直し ・ＩＣＴを活用したレクリエーション等の導入の検討 ・共生サービスの検討 ○介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ○地域活動支援センター等と連携することで、地元の様々な活動に参加したり、住民と交流したりする機会づくりを積極的に推進する。 ○送迎用車両の計画的な更新を実施する。 ○制度の動向に注視し、利用者の自立生活につながるサービスとなるよう対応する。 ○感染症の発生及びまん延防止等に係る取り組みの義務化への対応を図る。 ○感染症の発生及び自然災害の発生時におけるＢＣＰ計画の策定、研修の実施、訓練実施の義務化への対応を図る。 ○高齢者虐待防止に係る取り組みの義務化への対応を図る。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
② いこいの湯の運営 （主旨） おおむね 65 歳以上で要介護認定調査の有無にかかわらず自立された方を対象に、施設に通うことで、自宅に閉じこもることを予防し、生きがいづくり活動を通じ、心身と生活の安定及び要介護状態への移行を予防する。	継続					○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・9:00～15:00 ○サービス内容 入浴、食事、趣味活動、創作活動、レクリエーション、季節行事等 ○延べ利用者数(R2) ・2,640 人 ○利用料金 ・1,000 円（弁当代含む） ○利用者が高齢化してきており、集合場所ではなく自宅までの送迎を希望される方がいる。 ○新しい健康器具の希望がある。 ○利用者数が減少傾向にあることから、利用者を増やすための工夫が必要である。	○感染予防対策を徹底したサービスの提供に努める。 ○多くの方に利用してもらえるよう、計画的な運営方法（サービス内容等）の見直しについて、市と協議を進める。

重点方針 ３	相談支援サービスの推進 高齢者や障がい者等の相談に応じ、ニーズ把握や資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
① 居宅介護・介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施 （主旨） 介護保険の認定を受け、契約を結んだ利用者や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるよう支援する。	継続					○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○実利用者数(R3.11) 本所　311 人 新宮　33 人 ○特定事業所加算Ⅰ／有 ○社会福祉協議会の居宅介護支援事業所には、独居で身寄りの無いケース、生活困窮や多問題ケース等、通常のケアマネジメントでは支えきれない困難事例の相談が多く、ソーシャルワークの実践力が求められるケースが	○利用者の状況に応じて、ケアマネの計画的な採用を進める。 ○担当地区の分担を進めることにより、業務の効率化が図れるよう計画的に調整を進める。 ○社会福祉協議会の介護支援専門員として、困難事例や多問題ケースに対応できるよう、実践力アップに向けた研修会への参加や事業所内での事例検討会を継続する。 ○利用者の確保及び質

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
						多くなっている。 ○地域包括ケアシステムの推進により、地域包括支援センター等関係機関との連携が求められている。 ○各ケアマネの担当件数が増えてきており、現状では新規受け入れが難しくなってきている。定年退職を迎えるケアマネも増え、現状の利用者数を維持出来なくなってしまう。 ○担当地区の分担を進めているが、契約依頼のある地区が片寄る等の理由で上手く行かないことから、広範囲の地区を担当するケースがある。	の高いサービス提供に努め、収益を安定させることにより、長期的な視点で安定した事業運営を行う。 ○感染症の発生及びまん延防止等に係る取り組みの義務化への対応を図る。 ○感染症の発生及び自然災害の発生時におけるＢＣＰ計画の策定、研修の実施、訓練実施の義務化への対応を図る。 ○高齢者虐待防止に係る取り組みの義務化への対応を図る。
② 要介護認定訪問調査受託事業の実施 （主旨） 介護認定の身体状況の確認の為、認定調査員（介護支援専門員等）が申請者の自宅を訪問し、心身の状態などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査を実施する。	継続	→	→	→	→	○認定調査は、時間と労力が必要であり、ケアマネジメント業務に支障が出る場合がある。 ○一人当たり平均月 1 件の認定調査を受託している。 ○令和３年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、自事業所より提出した更新申請分を自事業所で調査を行ってほしいとの依頼があった。今後の感染拡大状況により、継続して委託形式に変更される可能性がある。	○ケアマネジメント業務に支障が出ることのないように、適切な調査件数を受託する。
③ 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業等の実施 （主旨） 相談支援専門員及び必要な職員を配置し、どのような相談にも応	継続	→	→	→	→	○市指定 ・指定特定相談支援事業 実利用人数 125 名 (R2 年度末) 計画　106 件 モニタリング 302 件 ・障害児相談支援事業 実利用人数５名 (R2 年度末) 計画　５件	○市基幹相談支援センター・生活相談支援センター・成年後見サポートセンター等関係機関と連携する。 ○多様な相談に応じられるよう、職員スキルアップ研修を行う。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
じ、地域生活の自立を支援し、障がい者の福祉増進を図る。						モニタリング 13 件 ○愛媛県指定 ・指定一般相談支援事業実利用人数０名（過去３年分） ○四国中央市障害者基本相談支援事業 ○法改正に伴いモニタリング数が増え相談員の負担が依然として大きい。現在市内に相談支援事業所は、８カ所に増えたが相談者も増えている。 ○インフォーマルな支援が必要とされることが多く基礎相談支援に時間がとられがちである。	○四国中央市入所施設「太陽の家」の新築移転、定員規模縮小の計画にあわせ、利用者やその家族の意思確認、関係機関との連携強化を図る。

重点方針　4	地域生活支援サービスの推進 障がい者の地域における生活を支援するため、働く場や生活の場、地域における支援体制を整備します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 地域活動支援センターの受託運営 （主旨） 通所者（センターを利用する障がい者等）が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。そのために創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。	継続	しゃぼん玉廃止（B型への転換）	茶れんじ廃止（B型への転換）			○障害者総合支援法に基づいて市が行う地域生活支援事業の一つであり、それを市社協が受託して運営を行っている。（Ⅲ型） ○受託運営を行っている地域活動支援センター（R2.３月末） ・しゃぼん玉（9 人） ・茶れんじ（11 人） ○主な創作的活動等 ・作品づくり ・季節行事 ・戸外活動　など ○主な生産活動等 ・紙製品の内職作業 ・手作り作品の製造・販売など ○新宮地域において、農業を開始しており、就労的な活動と	○センターのB型事業所への転換を目指し、B型事業所として開設する。 （閉鎖・開設目標） ＊地域活動支援センター ・しゃぼん玉（廃止） ・茶れんじ（廃止） ＊就労継続支援B型 ・あおぞら（従たる事業所ココロンから独立） ・しゃぼん玉（B型ココロンの従たる事業所として開設） ・茶れんじ（B型あおぞらの従たる事業所として開設し、定員増） ○職員スキルアップのため、研修等の参加を積極的に促す。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
						してＢ型事業所的な活動を行っている。 ○就業規則に則った働き方が出来るよう、勤務体制について検討した。	
② 就労継続支援Ｂ型事業の実施 （主旨） 企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所（雇用契約を結ばない「Ｂ型」）を開設・運営する。	⇒ 継続	⇒ 拡充	⇒ さらなる拡充			○H30 年にココロンをＢ型事業所として開設し、翌年 H31 年にあおぞらを従たる事業所として開設。 ○現在の利用者状況（R2 年３月末） ・ココロン（16 人） ・あおぞら（14 人） ○新規開設に向けて、社内及び市と事前協議を行っている。 ○太陽の家から地域へ移行する人の日中活動の場の受け皿として更なる拡充が必要である。 ○就業規則に則った働き方が出来るよう、勤務体制について検討した。	○R5 年にあおぞらをＢ型事業所として独立させ、R6 年に茶れんじを従たる事業所とする。（地域移行される方の受け皿となるため、定員の増員も目指す。） ○R5 年にしゃぼん玉をココロンの従たる事業所として開設する。 ○定員（目標） あおぞら　15 人 茶れんじ　20 人 ココロン　15 人 しゃぼん玉 10 人 ○新規開設に向けて、適切な運営基準を定めたうえで、指定申請を行う。 ○職員スキルアップのため、研修等の参加を積極的に促す。 ○利用者や職員が働きやすい環境整備について、計画的に取り組む。

重点方針　5	住まいの場の確保 独立して生活することが困難な高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まいの場の提供及び日常生活上の援助を行います。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 生活支援ハウスの運営 （主旨） 高齢等のため独立した生活に不安のある方が、安心して生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。	継続	→	→	→	→	○部屋数 ・単身者用　4室 ・二人世帯用　1室 ○対象者（60歳以上） ・ひとり暮らし高齢者又は高齢者夫婦 ・家族による援助を受けることが困難な高齢者 ○実利用者数(R3.11) ・4人 ○利用者負担額 ・収入に応じて負担月0円～50,000円 ○退居後の生活に不安を持つ利用者の相談に応じるのが難しい。	○感染予防対策を徹底したサービスの提供に努める。 ○住民へ事業内容を広く周知し、施設の理解と入居者の安定を図る。 ○入居者の条件や職員の資格要件等、事業の方向性について、市と協議を進める。

重点方針　6	福祉介護等研修事業の実施 福祉・介護等に関する研修を企画・実施し、従事者の援助技術の向上や人材の開発を推進します。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 介護の入門的研修の実施検討 （主旨） 介護未経験の方が介護に関する基本的な知識や技術を学び、介護分野参入のきっかけづくりや介護業務に携わる上での不安の払拭を図ることにより、多様な人材の参入を促進するための研修の実施を検討する。	新規	→	→	→	→	○慢性的な介護職員不足が大きな課題となっている。 ○他事業者が開催する「介護職員初任者研修」も受講者数が低迷しており、改善の兆しがない。	○訪問介護員としての勤務はできない研修ではあるが、介護分野の参入のきっかけづくりを推進するための入門的研修の開催を検討する。 ○介護の入門的研修 ＜時間数＞ ・基礎講座のみ（3時間） ・基礎講座＋入門講座（21時間） ＜対象者＞ ・元気な高齢者 ・子育てが一段落した方 ・定年退職を予定して

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
							いる方 ・その他、介護に関心のある方
② 在宅連絡調整会の充実 （主旨） 職員間の連携を密にし、各事業の効果的運営及びサービスの向上を図る。	継続					○在宅連絡調整会の種類 ・主任会（管理職、管理者、業務主任等） ・ケアマネ連絡調整会 ・サービス提供責任者会 ・地区連絡調整会 ・訪問入浴連絡調整会 ・新宮デイ連絡調整会 ○コロナ禍により連絡会が開催できないこともあり、情報が正確に伝わらない。 ○オンラインによる研修やＳＮＳ等を活用した情報伝達等を少しずつ取り入れている。	○職員間の連帯・連携を保ち、報告・連絡・相談を確実に実施するため、計画的かつ効率的な会議を開催する。 ○ＩＣＴを活用した情報伝達の方法を検討する。 ○質の高いサービスを提供するため、連絡調整会を活用した各種研修を実施する。 ○オンライン研修を積極的に取り入れ、職員のスキルアップとサービスの向上に努める。

基本目標　５	地域福祉の中核として社会福祉協議会の基盤を強化します

重点方針　１	組織体制の充実・強化 社協活動を推進するため、組織体制の充実・強化を図ります。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 福祉活動の拠点の確保 （主旨） 社会福祉事業を積極的に展開するために、公共施設等を継続的且つ有効に活用し、福祉活動の拠点を確保する。	継続　検討					○市社協の活動拠点については、主に行政財産を使用している。（下記参照） ○地区社協については、主に公民館が活動拠点となっている。 ○サロン活動については、主に集会所等が活動拠点となっている。 ○その他、新たな事業展開に結びつく活動拠点を見出せていない。	○現在、使用されていない施設等の活用について、新規事業への参入などと並行して検討する。 ○公民館単位は、この計画における地域福祉圏域の基礎単位（住民に身近な圏域）として位置づけられているため、さらなる充実を目指す。 ○ボランティア活動の拠点を充実させるため、市との連携を図る。 ○労働環境の改善やオフィス環境（ネット環境含む）の整備を行い、業務効率やモチベーションの向上を目指し、ひいては社協活動の推進につなげる。

【活動拠点／令和４年度】

四国中央市福祉会館

・本所、成年後見サポートセンター、生活相談支援センター、障がい者相談支援センター、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援Ｂ型事業所ココロン

川之江文化センター

・川之江支所、就労継続支援Ｂ型事業所ココロン従たる事業所、ファミリーサポートセンター、ヘルパーステーション

土居福祉センター

・土居支所、地域活動支援センターしゃぼん玉、ヘルパーステーション

土居老人憩いの家

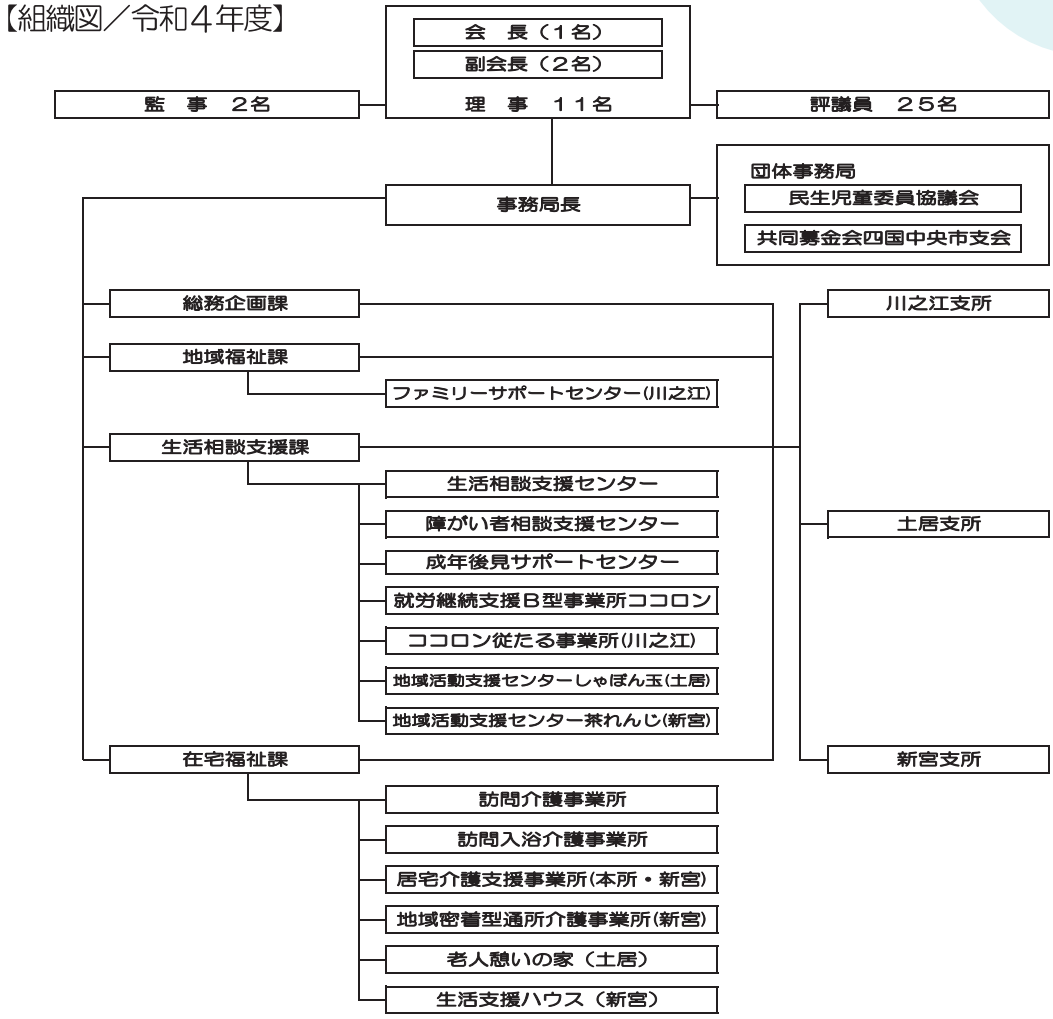
・いこいの湯

高齢者生活福祉センター

・新宮支所、地域活動支援センター茶れんじ、新宮デイサービスセンター、居宅介護支援事業所新宮、生活支援ハウス

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
② 理事会・評議員会の充実 （主旨） 執行機関である理事会と議決機関である評議員会の運営機能のさらなる充実を図る。	継続検討					○各機関の役割に応じて、適切に理事会、評議員会を開催している。 ・理事会（執行機関／理事 11 名・監事２名） ・評議員会（議決機関／評議員 25 名） ○近年はコロナ禍という特殊な状況により、決議の省略（書面決議）を行うケースが多くなっている。	○理事会の定例化など、運営機能の充実に向けた協議を継続的に行う。
③ 専門委員会の設置・運営及び在り方の検討 （主旨） 市社協の事業目的を能率的に推進し、地域福祉向上の発展に寄与することを目的に専門委員会を設置・運営する。また、委員会の在り方について検討を行う。	継続検討					○委員会区分 （R3. 10 月現在） ・総務・地域福祉委員会 ・在宅福祉委員会 ○専門委員会での協議が理事会等のスムーズな審議につながっているという見方もあるが、委員会規程に定められている調査研究等の機能の定着には至っていない。	○組織体制に応じた委員会区分の再編を検討する。 ○理事会の定例化などに関する協議と並行して、委員会の在り方に関する検討を行い、市社協の事業目的の能率的な推進を目指す。
④ 事務局体制の整備 （主旨） 地域福祉の中核機関として、より効果的な社協活動が展開できるように、事務局体制や人員配置、業務分掌の再構築を図る。	継続検討					○事務局体制 （R3. 10 月現在） ・総務企画課 ・地域福祉課 ・在宅福祉課 ※令和4年度 組織図については、下記参照 ○労務管理については、社会保険労務士事務所と業務委託契約を締結し、サポート体制を強化している。	○これまでの体制の再構築後に見えてきた効果や問題点について引き続き検証し、調整を行う。 ○業務をより適正かつ能率的に執行するため、課の再編を検討する。 ○本所・各支所の適正な人員配置を含めた拠点整備を行い、業務分掌等についても継続的に検討する。 ○定年の引上げ等も見据えた採用計画に基づき、適正な職員採用試験を実施し、中長期的な体制整備を図る。

【組織図／令和４年度】



実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
⑤ 役職員の資質向上を図る研修の実施 （主旨） 各年度の実施方針に基づき、研修会への積極的・継続的な参加や市社協での研修の企画・実施を通じて、自己研鑽に励み、今後の法人運営や事業の推進、役職員のスキルアップなどを図る。	継続 検討					○各年度で実施方針を定め、役員研修及び職員研修を推進しているが、ここ数年は職員の全体研修の企画・実施には至っていない。 ○関係機関が主催する研修会には、業務の都合にあわせて参加している。 ○役員研修については、役員改選時研修や視察研修等を企画・実施している。（令和２年度はコロナ禍の影響により中止） ○近年はコロナ禍の影響により、対面での開催を控える傾向があり、オンライン研修等が増加している。	○関係機関が主催する研修会へ積極的に参加しやすい環境を整える。 ○市社協での職員研修については、オンライン研修や連絡会等での小規模研修など、日常業務との両立がしやすい形態で実施する。 ○Web 環境など、オンライン研修等に参加しやすい環境を整える。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
⑥ 公益的な取り組みの実施と法人連携の推進 （主旨） 社会福祉法人としての地域における公益的な取り組みを実施するとともに、市内の社会福祉法人との連携による地域生活課題に対する取り組みを推進する。	継続　拡充					○市社協における公益的な取り組み ・ふれあい・いきいきサロン（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動） ・法人後見事業（地域の要支援者に対する権利擁護支援） ・生活困窮者自立相談支援事業（地域の要支援者に対する相談支援） ○法人連携の観点からは、十分な取り組みができていない。	○市社協としての公益的な取り組みについては、各事業の実施計画に基づき推進する。 ○公共性・非営利性・公益性を発揮して、複数法人との連携を推進し、地域生活課題に対し即応性・信頼性のある取り組みを行えるよう努める。
⑦ 事業継続計画（BCP）の策定・運用 （主旨） 地震等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症等が発生した場合において、重要な福祉サービスの提供をなるべく中断させない、若しくは中断しても可能な限り早急に再開できるようにするために、事業継続計画（BCP）を策定し、以後継続的に見直しを行いながら適切に運用していく。	新規　策定		運用			○現在は、法人及び事業所としてBCPが策定されていないため、明確な方針がない中で非常時の優先業務の順位付けや対応方法などを検討しなければならず、効果的な対応が遅れることが憂慮される。	○BCPの策定により、災害や感染症への対応力を強化する。 ○公共性、公益性の高い団体として、災害時にも市社協の理念を継続できるようにする。

重点方針　2	福祉財源の確保 社協活動及び地域福祉活動の振興のために、福祉財源の確保に努めます。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	R4	R5	R6	R7	R8		
① 社会福祉協議会全戸会員制の推進 （主旨） 市社協及び地区社協が行う福祉活動を資金面で支え、ひとり一人が安心して暮らせるすみよいまいづくりを目指す。	継続					○地区社協と協働し、各地区の実情に合わせた時期、方法で推進している。 ○毎年約1%～2%の割合で実績額が減少している。 ○地域の実情により、会員の推進及び会費の納入方法などが変化してきている。 ○各地区での推進について、協力依頼方法を検討する必要がある。	○地区社協と地区に応じた推進方法について協議する。 ○会費を財源とした地域福祉活動の紹介などのPR活動を行い、住民への理解を求める。 ○窓口業務について、地区の関係機関等と協議し、納入方法について検討する。 ○広報区や自治会などの把握に努める。 ○会員証（シール）の活用を検討する。 ※賛助会員
② まごころ銀行運動の推進 （主旨） 預託者の意向に沿った事業に使える自主財源として、積極的に推進していく。	継続 検討					○預託額が年々減少している。 ・令和2年度預託額 2,320,558円 ※特に令和2年度はコロナ禍の影響もあり、大幅に減少となった。 ○コロナ禍の影響により、今後もイベント（チャリティ等）の開催が不透明である。 ○預託件数をいかに増やしていくかが課題である。 ○預託者の意向に沿った事業が十分に展開されていない。	○有効な周知方法等について検討し、本運動への賛同を得られるためのPRを行う。（社協だよりやホームページでの周知等） ○預託者の意向に沿った有効な活用方法について検討する。

実施計画	年次計画 R4	R5	R6	R7	R8	現状と課題	５年計画・目標等
③ 積極的な事業受託と補助金・委託金の確保 （主旨） 自主性のある民間組織として、或いは広く住民に支えられた公共性を持つ団体として、積極的に事業を受託したうえで、補助金と委託金の確保を一体的に行い、安定した法人運営を目指す。	継続 拡充	→	→	→	→	○法人社協として経営に必要な運営経費（人件費）は、介護保険事業や独自事業を除き、原則的に補助金と委託金で対応している。 ○県社協及び市の事業受託を積極的に行い、必要な財源を確保できるよう努めている。	○社会性・公共性が高い事業活動をさらに積極的に行うことにより、市及び住民からの信頼を増進させ、安定した法人運営を行う。 ○今後の新規事業を積極的に受託し、既存の社協活動との相乗効果を図る。
④ 共同募金配分金の活用 （主旨） 地域福祉事業を推進するための財源として、その認知度を活かした配分金の活用を検討する。	継続 検討	→	→	→	→	○配分内容については、令和２年度においてはコロナ禍により、変更した。今後も配分内容については、再検討が必要である。 ・令和２年度共同募金配分額 11,036,549円 ・令和２年度歳末たすけあい募金配分額 4,214,247円	○共同募金を財源とした地域福祉活動の紹介などのＰＲを行い、地域住民の理解を得る。 ○有効的な配分金の活用を再検討する。
⑤ 収益事業の研究・開発 （主旨） 社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業の研究・開発を行う。	継続	→	→	→	→	○安定した収益が見込める新規事業の具現化ができていない。	○公共施設内の売店の経営など、安定した収益が見込める事業の研究・開発に努める。 ○新たな収益事業で得た自主財源を法人運営や地域福祉活動の振興に活用する。

第５章　２０地区の地域福祉活動の推進

１．地区社会福祉協議会とは

地区社会福祉協議会（通称：地区社協）は、住民に身近な圏域において、住民が主体となって地域生活課題についての協議を行い、必要に応じて四国中央市社会福祉協議会や関係団体等と連携・協働し、住民の支え合いによる住みよいまちづくりを進める任意の団体です。

四国中央市内には２０地区（公民館単位）に地区社協が設置されており、地区の実情に合った地域福祉活動を推進しています。

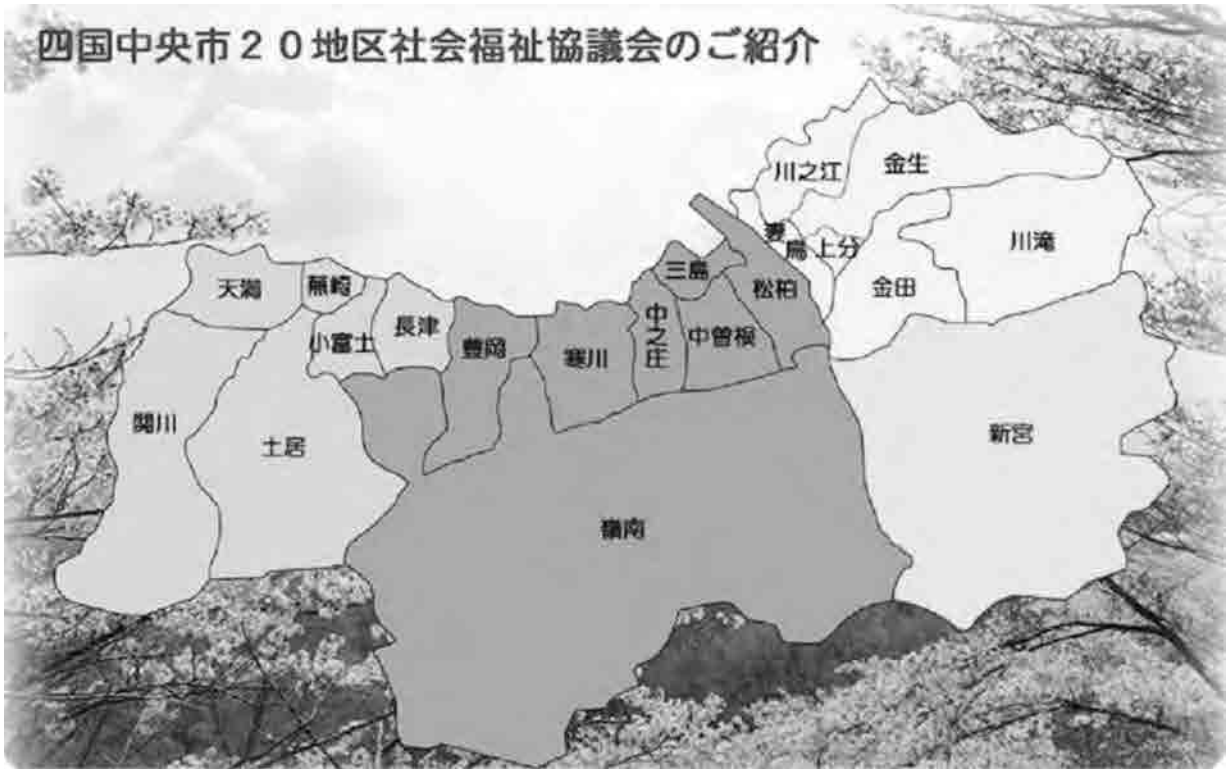
➢ 地区社協の主な構成メンバー

地域の主要団体等の互選により構成されています。

○自治会　○民生委員・主任児童委員　○広報委員　○婦人会　○老人会
○青年団　○地域ボランティアグループ　○公民館　○ＰＴＡ　○愛護班
○福祉委員　など

➢ 地区社協における主な地域福祉活動

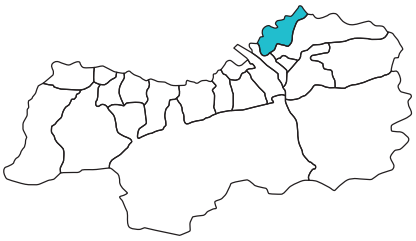
○友愛訪問活動　○住民交流事業　○ふれあい・いきいきサロン交流
○地域活動支援　○地域団体支援　○共同募金運動の推進協力
○市社協との協働事業　など



２．各地区社会福祉協議会／地域福祉活動計画

次ページからは、各地区社協の現状や課題に基づく今後の取組方針などを定めた「各地区の地域福祉活動計画」です。各地区における基本理念や地区の概況、主な活動、今後の目標などを掲載しています。

川之江 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



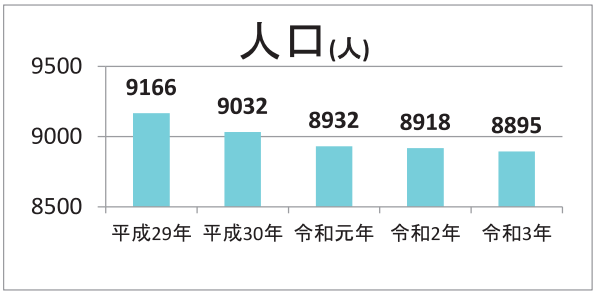
１．基本理念

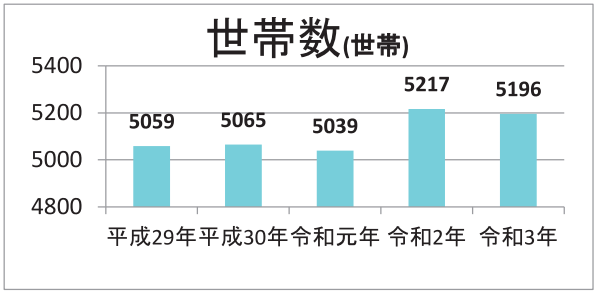
ふれあって　ささえあって　愛するまちづくり

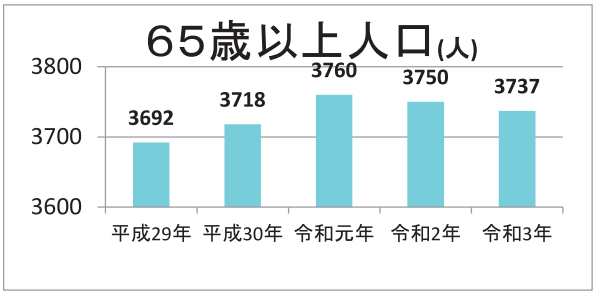
２．地区の概況(令和3年4月)

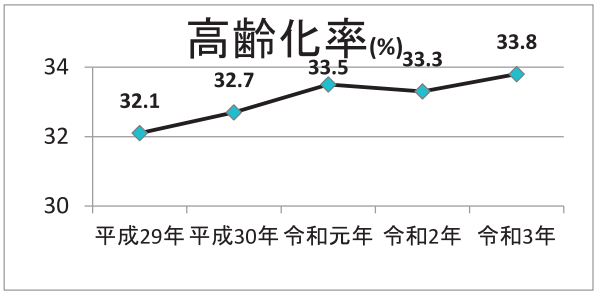
人口等	人口	11,060 人
	世帯数	5,196 世帯
	広報区数	96 区
	65歳以上人口	3,737 人
	・ 高齢化率	33.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	554 人
	二人高齢者世帯数	552 世帯
	三人以上高齢者世帯数	32 世帯
	寝たきり高齢者数	13 人
	要介護、要支援認定者数	815 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	443 人
	療育手帳保持者数	92 人
	精神保健福祉手帳保持者数	85 人
	障がい福祉サービス受給者数	59 人 (児 5 人)
民生児童委員数		24 人
主任児童委員数		3 人
独居高齢者見守り推進員		26 人

学校等	高等学校	1 校 (598人)
	中学校	1 校 (432人)
	小学校	1 校 (518人)
	幼稚園	1 園 (67人)
	保育園	1 園 (154人)
ふれあい・いきいきサロン		26 ヶ所
・ 参加者数		255 人
・ お世話人数		167 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		19 人
・ 依頼会員数		15 人
・ 援助会員数		4 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		34 人
老人クラブ数		9ｸﾗﾌﾞ(298人)
自主防災組織		15 組織
愛ネットさん登録者数		8 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	81 人	（　理事 15人　監事 2人　評議員 64人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	2,898,900円 ※R2年度		活動拠点	川之江ふれあい交流センター
運営・会議（協議の場）	□理事会(年2回)　□三役会(年1回)　□三役会(随時)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(20)・主任児童委員(3)・交流センター(1)・広報委員(45)・愛護班(1)・ともしびの会(1)・老人会(1)・防犯協会(1)・自治会(1)・更生保護女性会(1)・補導委員(1)・保護司(1)・川之江小PTA(1)・社会福祉法人(3)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(12月)
○地域交流活動	○ふれあいまつり(11月)
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○地域団体助成(12月) ○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進(10月～)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(9月～) ※地区社協研修
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○ブロック地区社協会長会(2回) ※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問等の見守り支援活動の充実
○ 地域交流活動	各種団体と協力し、地域の交流活動の発展
○ 広報・啓発・調査活動	あらゆる機会を活かし、啓発活動の推進
○ 地域活動への協力及び支援	各種団体のニーズ把握に努め協力体制の充実
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	地区社協組織の充実・強化
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協・地区社協間の連携強化





金生 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



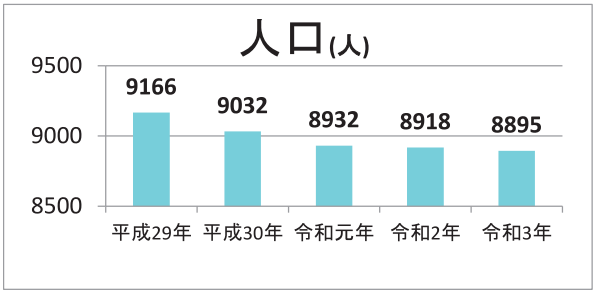
１．基本理念

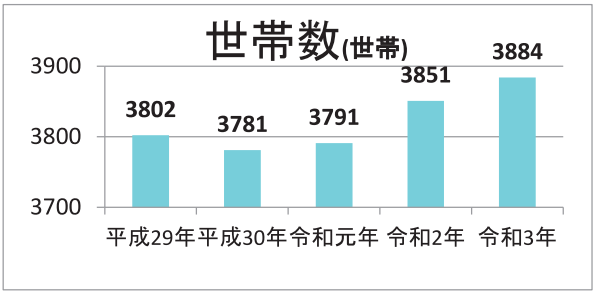
福祉の町住みよい町をめざす　高齢者にやさしい町づくりをめざす

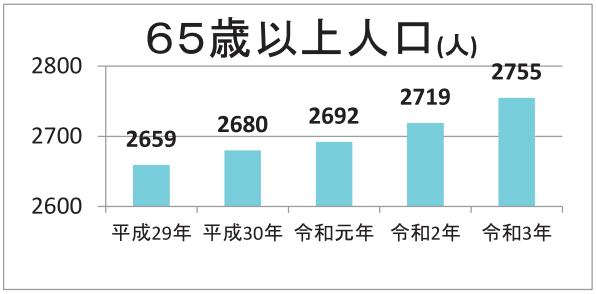
２．地区の概況(令和3年4月)

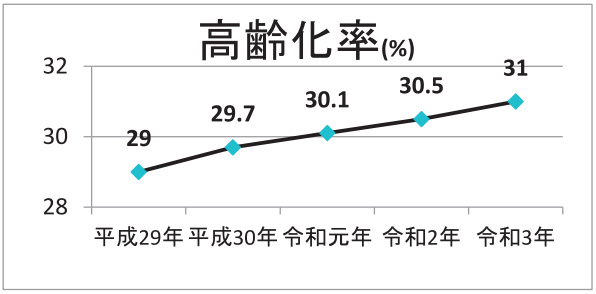
人口等	人口	8,895 人
	世帯数	3,884 世帯
	広報区数	68 区
	65歳以上人口	2,755 人
	・ 高齢化率	31.0%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	365 人
	二人高齢者世帯数	394 世帯
	三人以上高齢者世帯数	29 世帯
	寝たきり高齢者数	6 人
	要介護、要支援認定者数	586 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	321 人
	療育手帳保持者数	77 人
	精神保健福祉手帳保持者数	52 人
	障がい福祉サービス受給者数	58 人 (児 3 人)
民生児童委員数		18 人
主任児童委員数		3 人
独居高齢者見守り推進員		18 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	2 校 （422人）
	幼稚園	3 園 （140人）
	保育園	2 園 （385人）
ふれあい・いきいきサロン		12 ヶ所
・ 参加者数		172 人
・ お世話人数		83 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		25 人
・ 依頼会員数		19 人
・ 援助会員数		6 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		18 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ (61人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		2 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	88 人	（　理事 14人　監事 2人　評議員 72人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	1,917,000円　※R2年度	活動拠点	金生公民館	
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□理事会(年2回)　□評議員会(年1回)　□三役会(随時)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(18)・主任児童委員(3)・公民館(1)・広報委員(56)・婦人会(2)・愛護班(1)・ともしびの会(1)・PTA(2)・青年団(2)・体育文化後援会(1)・公民館運営審議会(1)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問／老人給食(7月・9月) ○歳末援護活動(12月)
○地域交流活動	※敬老会への支援 ※町を明るくする町民の集い(歩け歩け大会／ふるさとまつり)
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○各種団体活動助成(7月) ○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進(10月～)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○ブロック地区社協会長会(2回) ※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問や老人給食の継続
○ 地域交流活動	歩け歩け大会やふるさとまつり、もちつき大会の地域交流の開催
○ 広報・啓発・調査活動	公民館だよりの活用
○ 地域活動への協力及び支援	赤い羽根募金・歳末たすけあい募金の協力、支援
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協・地区社協間の連携強化





上分 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



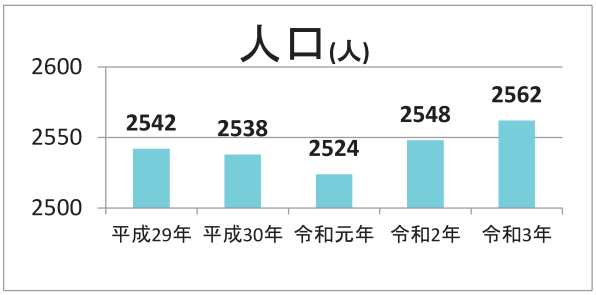
１．基本理念

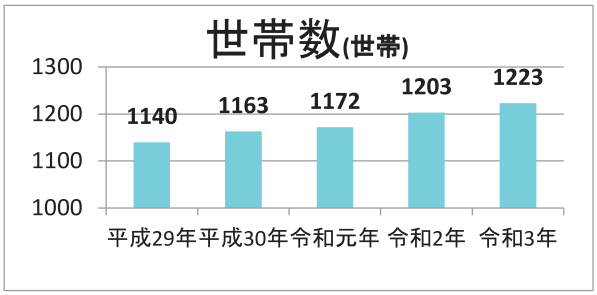
みなおそう地域の歴史と文化と伝統を！！

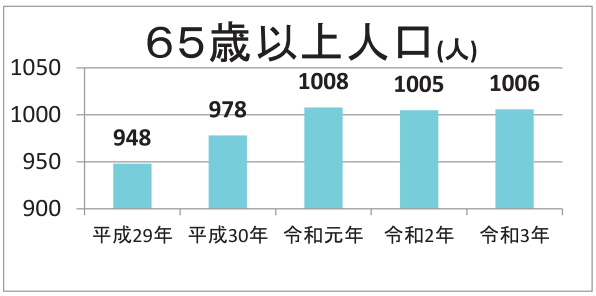
２．地区の概況(令和3年4月)

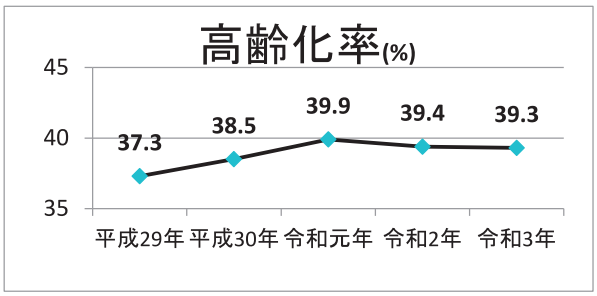
人口等	人口	2,562 人
	世帯数	1,223 世帯
	広報区数	33 区
	65歳以上人口	1,006 人
	・ 高齢化率	39.3%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	124 人
	二人高齢者世帯数	150 世帯
	三人以上高齢者世帯数	10 世帯
	寝たきり高齢者数	1 人
	要介護、要支援認定者数	298 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	126 人
	療育手帳保持者数	23 人
	精神保健福祉手帳保持者数	12 人
	障がい福祉サービス受給者数	11 人 (児 1 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／ 校 (／ 人)
	中学校	1 校 (471人)
	小学校	1 校 (136人)
	幼稚園	／ 園 (／ 人)
	保育園	2 園 (52人)
ふれあい・いきいきサロン		6 ヶ所
・ 参加者数		40 人
・ お世話人数		22 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		5 人
・ 依頼会員数		2 人
・ 援助会員数		3 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		3 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (120人)
自主防災組織		4 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	49 人	（　理事 13人　監事 2人　評議員 34人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	966,000円 ※R2年度		活動拠点	上分公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□役員会(年1回)　□評議員会(年1回)　□三役会等(随時)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(7)・主任児童委員(1)・広報委員(28)・公民館(1)・喜寿会(1)・婦人会(1)・愛護班(1)・保育園保護者会(1)・壮年会(1)・土地改良区(1)・交通安全協会(1)・学識経験者(5)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(12月)
○地域交流活動	○地域の歴史と文化を後世に伝える会(11月) ※ひとり暮らしふれあいのつどい
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ○地域団体助成(通年)　※施設でのもちつき大会協力
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(8月～) ※研修旅行
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○ブロック地区社協会長会(2回) ※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の継続
○ 地域交流活動	地域と歴史と文化を後世に伝える会への支援、ひとり暮らしふれあいのつどいの開催
○ 広報・啓発・調査活動	公民館との連携
○ 地域活動への協力及び支援	赤い羽根募金の推進、地域団体・福祉施設活動への支援
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協・地区社協間の連携強化





妻鳥 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



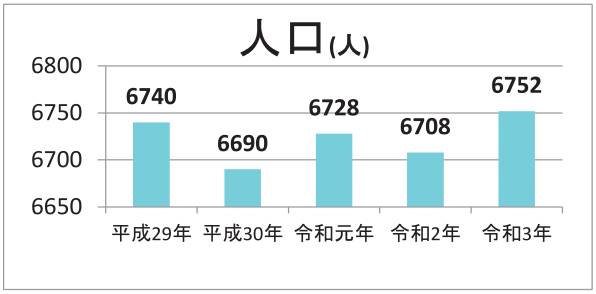
１．基本理念

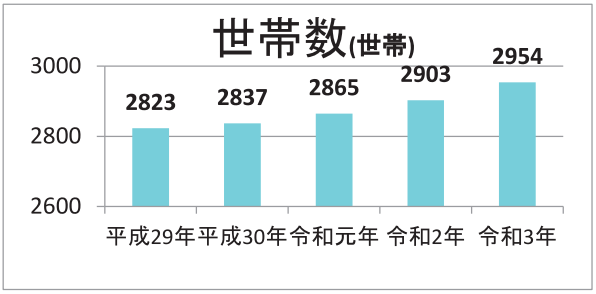
明るい未来を切り開く　地域の輪

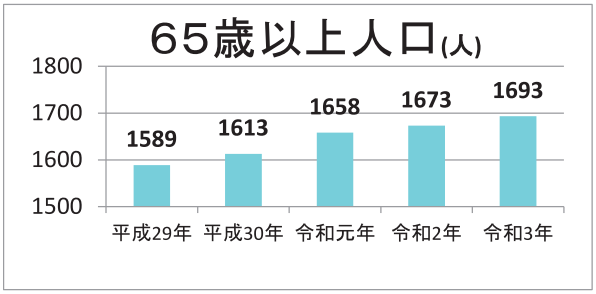
２．地区の概況(令和3年4月)

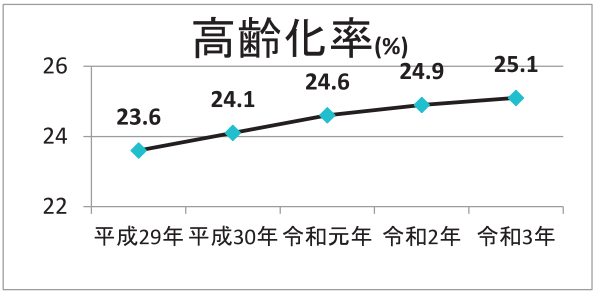
人口等	人口	6,752 人
	世帯数	2,954 世帯
	広報区数	48 区
	65歳以上人口	1,693 人
	・ 高齢化率	25.1%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	235 人
	二人高齢者世帯数	260 世帯
	三人以上高齢者世帯数	14 世帯
	寝たきり高齢者数	5 人
	要介護、要支援認定者数	322 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	210 人
	療育手帳保持者数	109 人
	精神保健福祉手帳保持者数	31 人
	障がい福祉サービス受給者数	94 人 (児 1 人)
民生児童委員数		11 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		10 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （411人）
	幼稚園	／ 園 （ 人）
	保育園	2 園 （135人）
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・ 参加者数		79 人
・ お世話人数		60 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		15 人
・ 依頼会員数		11 人
・ 援助会員数		3 人
・ 両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		10 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (91人)
自主防災組織		6 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	61 人	（　理事 14人　監事 2人　評議員 45人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	1,596,000円 ※R2年度	活動拠点	妻鳥公民館	
運営・会議（協議の場）	□役員会(年１回)　□評議員会(年１回)　□三役会等(随時)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(11)・主任児童委員(2)・公民館(1)・広報委員(38)・老人会(1)・婦人会(1)・ともしびクラブ(1)・愛護班(1)・体育文化推進協議会(1)・学識経験者(4)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(11・12月)
○地域交流活動	※綿市ふるさと夏祭り ※中上盆おどり・夏まつり ※三世代交流／もちつき大会
○広報・啓発・調査活動	○ひとり暮らし高齢者訪問／困りごと相談・生活調査等(11・12月)
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ○地域団体助成(通年)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(4月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○ブロック地区社協会長会(2回) ※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の継続
○ 地域交流活動	自治会活動の支援、かるた大会（三世代交流）の推進
○ 広報・啓発・調査活動	各種団体と連携し調査活動の継続
○ 地域活動への協力及び支援	赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進、地域団体との協力体制の充実
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協・地区社協間の連携強化





金田 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



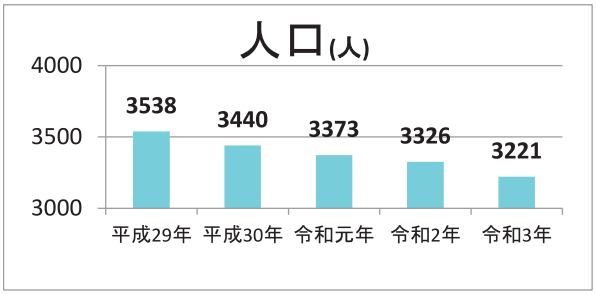
１．基本理念

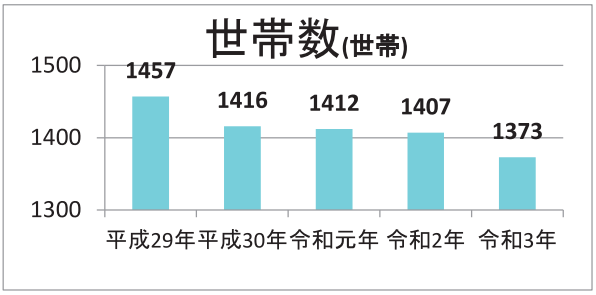
住み続けられる　まちづくり

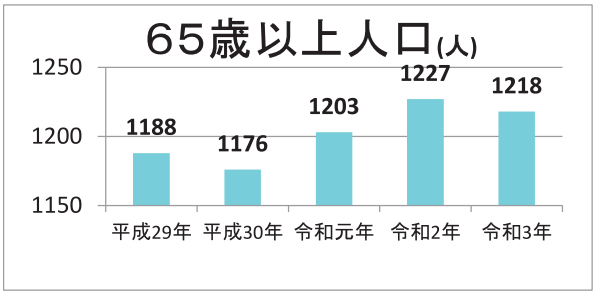
２．地区の概況(令和3年4月)

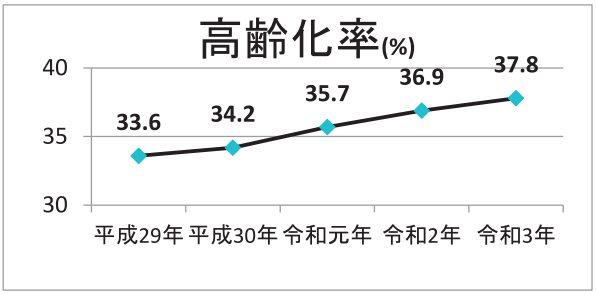
人口等	人口	3,221 人
	世帯数	1,373 世帯
	広報区数	45 区
	65歳以上人口	1,218 人
	・ 高齢化率	37.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	141 人
	二人高齢者世帯数	137 世帯
	三人以上高齢者世帯数	15 世帯
	寝たきり高齢者数	5 人
	要介護、要支援認定者数	202 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	185 人
	療育手帳保持者数	30 人
	精神保健福祉手帳保持者数	28 人
	障がい福祉サービス受給者数	22 人 (児 1 人)
民生児童委員数		8 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		8 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （142人）
	認定こども園	1 園 （ 44人）
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・ 参加者数		43 人
・ お世話人数		21 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		10 人
・ 依頼会員数		8 人
・ 援助会員数		2 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		10 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (173人)
自主防災組織		7 組織
愛ネッとさん登録者数		2 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	59 人	（　理事 16人　監事 2人　評議員 41人　福祉委員 ／ 人　）	
社　協　会　費	947,000円 ※R2年度	活動拠点	金田公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□役員会(年1回)　□評議員会(年1回)　□三役会等(随時)		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(2)・主任児童委員(1)・公民館(2)・広報委員(42)・婦人会(1)・更生保護女性会(1)・体育文化振興協議会(1)・交通安全協会(3)・学識経験者(5)・防犯連絡協議会(1)		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(9月)
○地域交流活動	○敬老会・米寿祝(9月)　○金田町民芸能文化祭(11月) ○公民館門松作り(12月)　○クロッケー大会(3月) ※囲碁大会　※町民運動会　※ふれあいのつどい ※三世代交流集い／もちつき大会
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ○地域団体助成(2月)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(4月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○ブロック地区社協会長会(2回) ※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の充実
○ 地域交流活動	美化運動の推進、子どもたちとの協働
○ 広報・啓発・調査活動	住民の防災意識の向上
○ 地域活動への協力及び支援	お接待学習の継続（家族の参加推進）
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制への中年層の参加推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協との連携の充実





川滝 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



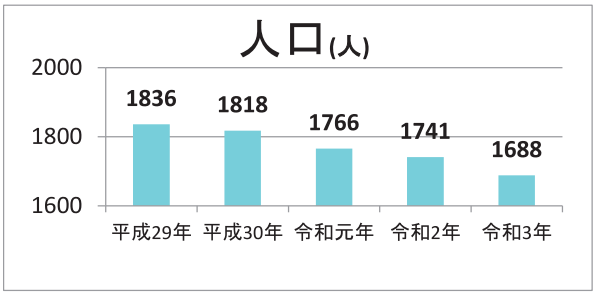
１．基本理念

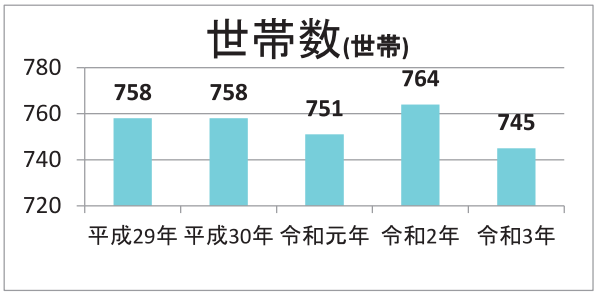
山里を福祉でつなぐ笑顔満ち

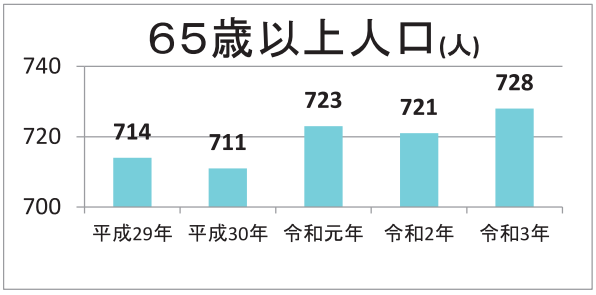
２．地区の概況(令和3年4月)

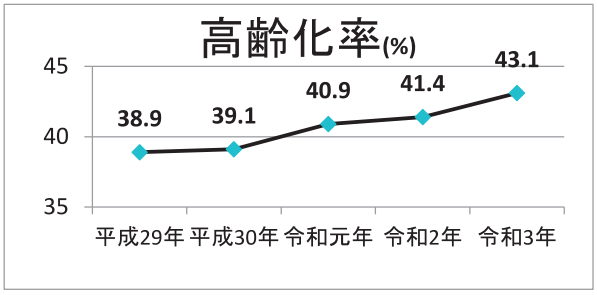
人口等	人口	1,688 人
	世帯数	745 世帯
	広報区数	23 区
	65歳以上人口	728 人
	・ 高齢化率	43.1%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	105 人
	二人高齢者世帯数	105 世帯
	三人以上高齢者世帯数	13 世帯
	寝たきり高齢者数	1 人
	要介護、要支援認定者数	168 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	99 人
	療育手帳保持者数	12 人
	精神保健福祉手帳保持者数	12 人
	障がい福祉サービス受給者数	11 人 (児 0 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	／ 校 (／ 人)
	中学校	／ 校 (／ 人)
	小学校	1 校 (27人)
	幼稚園	／ 園 (／ 人)
	保育園	1 園 (0人)
ふれあい・いきいきサロン		13 ヶ所
・ 参加者数		100 人
・ お世話人数		50 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		2 人
・ 依頼会員数		2 人
・ 援助会員数		0 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		3 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ(122人)
自主防災組織		6 組織
愛ネットさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	42 人	（　理事 18人　監事 2人　評議員 22人　福祉委員 ／ 人　）	
社　協　会　費	846,000円 ※R2年度	活動拠点	川滝公民館
運営・会議（協議の場）	□役員会(年3回)　□評議員会(年1回)　□三役会等(随時)		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(6)・主任児童委員(1)・広報委員(23)・友楽会(1)・長生会(1)・公民館(1)・婦人会(1)・愛護班(1)・壮年会(1)・更生保護女性会(1)・学識経験者（5）		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(7月・10月・2月)
○地域交流活動	○ふれあいパークゴルフ大会(11月) ○三世代交流(12月)　○歩け歩け大会 ※いきいきサロン交流会　※ふるさとまつり　※敬老会 ※芸能文化祭　※高齢者のつどい　※ふれあい歌謡大会　※女性の集い
○広報・啓発・調査活動	※住民座談会
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ○地域団体助成(通年)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(4月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○ブロック地区社協会長会(2回) ※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の回数等の充実
○ 地域交流活動	いきいきサロン活動への支援、公民館事業へのさらなる協力
○ 広報・啓発・調査活動	住民座談会の継続
○ 地域活動への協力及び支援	赤い羽根共同募金活動の拡充
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員(特に賛助会員)の確保・拡大
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	社会福祉大会への協力(参加者の拡大等)





松柏 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



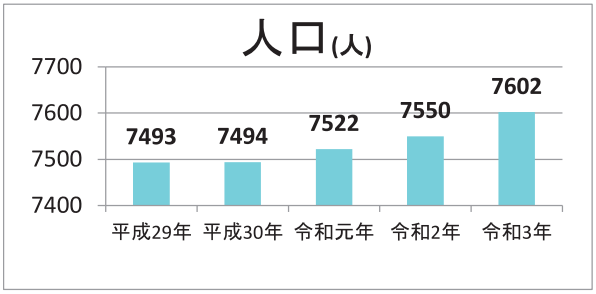
１．基本理念

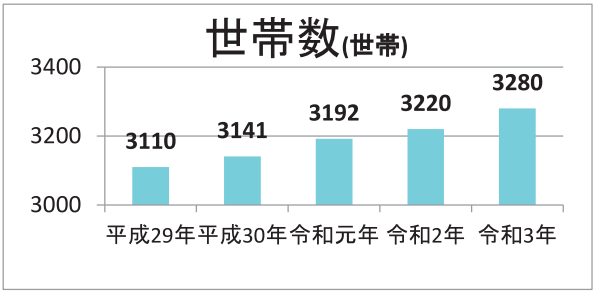
地域はひとつ　みんなが家族　支え合って　愛するまちづくり

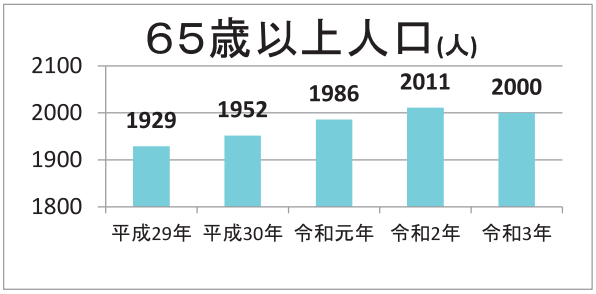
２．地区の概況(令和3年4月)

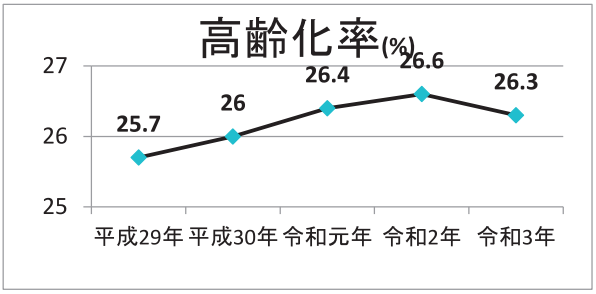
人口等	人口	7,602 人
	世帯数	3,280 世帯
	広報区数	63 区
	65歳以上人口	2,000 人
	・ 高齢化率	26.3%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	247 人
	二人高齢者世帯数	272 世帯
	三人以上高齢者世帯数	35 世帯
	寝たきり高齢者数	11 人
	要介護、要支援認定者数	436 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	273 人
	療育手帳保持者数	52 人
	精神保健福祉手帳保持者数	43 人
	障がい福祉サービス受給者数	40 人 (児 2 人)
民生児童委員数		11 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		11 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （441人）
	幼稚園	1 園 （ 64人）
	保育園	1 園 （ 81人）
ふれあい・いきいきサロン		7 ヶ所
・ 参加者数		66 人
・ お世話人数		24 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		21 人
・ 依頼会員数		15 人
・ 援助会員数		3 人
・ 両方会員数		3 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		9 人
老人クラブ数		4ｸﾗﾌﾞ (97人)
自主防災組織		20 組織
愛ネットさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	25 人	（　理事 23人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	2,117,000円 ※R2年度	活動拠点	松柏公民館	
運営・会議（協議の場）	□理事会(3回)　□三役会(必要時)　□その他(関係団体等の協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(6)・公民館(1)・自治会(4)・老人クラブ(1)・婦人会(3)・広報委員(1)・小学校PTA(1)・防犯協会(1)・体育振興協議会(1)・上柏公益会(1)・消防分団長(1)・見守り推進員(1)・学識経験者(3)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(12月)
○地域交流活動	○みしま児童センター年間活動費支援 ○サロンお世話人交流会　○三世代交流 ※敬老会　※子育て支援事業　※ふれあいのつどい ※親子ふれあい交流事業
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「いぶき」発行
○地域活動への協力及び支援	○公民館年間事業活動費支援　○地域団体助成 ○赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進 ※役員視察研修
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会　※第６８回愛媛県社会福祉大会 ※第17回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問（愛の一声活動）、見守り支援活動の拡充
○ 地域交流活動	三世代交流・ふれあいの集い・親子ふれあい交流事業等の実施、継続
○ 広報・啓発・調査活動	地区社協だより「いぶき」の発行の継続
○ 地域活動への協力及び支援	共同募金活動への協力、日赤奉仕団活動の協力・支援、地域団体助成の実施
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進、役員研修の継続・拡充
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協との連携の強化





三島 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



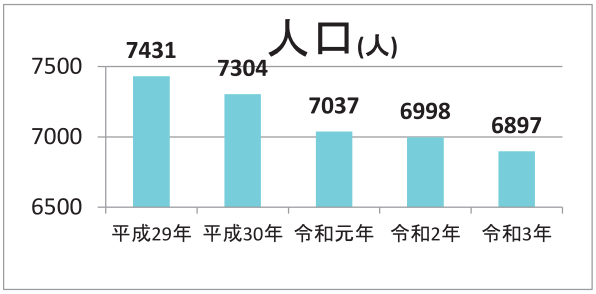
１．基本理念

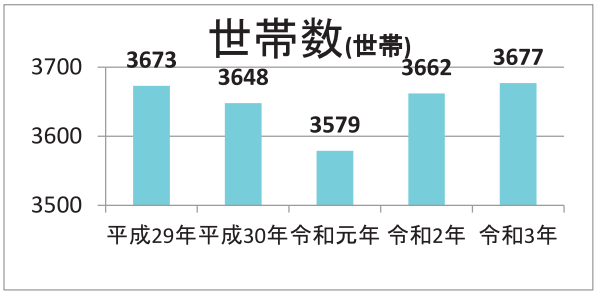
感謝を持って明日につなげる福祉のまちづくり
～共に助け合う地域の絆～

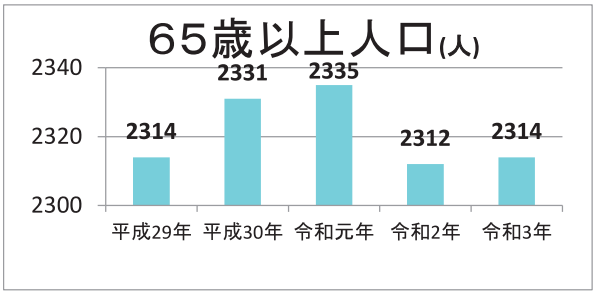
２．地区の概況(令和3年4月)

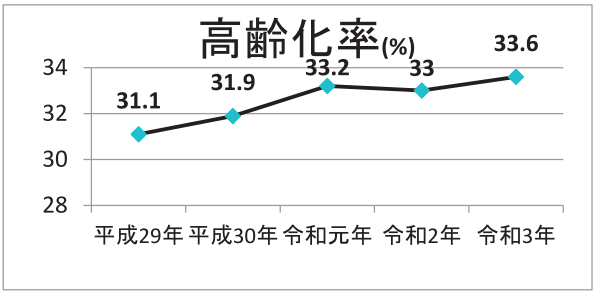
人口等	人口	6,897 人
	世帯数	3,677 世帯
	広報区数	94 区
	65歳以上人口	2,314 人
	・ 高齢化率	33.6%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	405 人
	二人高齢者世帯数	357 世帯
	三人以上高齢者世帯数	17 世帯
	寝たきり高齢者数	7 人
	要介護、要支援認定者数	549 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	337 人
	療育手帳保持者数	61 人
	精神保健福祉手帳保持者数	50 人
	障がい福祉サービス受給者数	53 人 (児 2 人)
民生児童委員数		21 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		21 人

学校等	高等学校	1 校 (757人)
	中学校	／ 校 (／ 人)
	小学校	1 校 (249人)
	幼稚園	1 園 (108人)
	保育園	1 園 (231人)
	特別支援学校	1 校
ふれあい・いきいきサロン		9 ヶ所
・ 参加者数		73 人
・ お世話人数		24 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		19 人
・ 依頼会員数		14 人
・ 援助会員数		4 人
・ 両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		25 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (56人)
自主防災組織		7 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	29 人	（　理事 27人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	2,131,500円 ※R2年度		活動拠点	三島公民館
運営・会議（協議の場）	□理事会(2回)　□役員会(12回)　□その他(関係団体･関係者との協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(7)・地域代表(7)・公民館(1)・ボランティア(1)・老人会(1)・食改善推進員(2)・小学校PTA(1)・学識経験者(1)・自治会(5)・体育協会(1)・広報委員(1)・教育委員(1)・消防団(3)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(11月･3月)
○地域交流活動	○ふれあい･いきいきサロンお世話人交流会(10月) ○こども食堂協力　※三世代交流餅つき大会　※料理教室
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「たんぽぽ」発行
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ○三島公民館・朝日文化会館・ポレポレ等へコロナ対策助成 ○地域内学校、保育園、団体等への助成
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会(5月)　※第６８回愛媛県社会福祉大会 ※第１７回四国中央市社会福祉大会

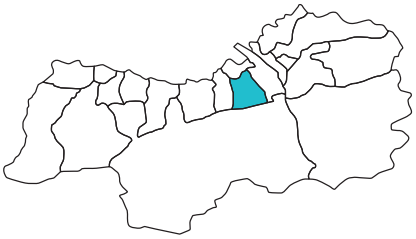
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の実施
○ 地域交流活動	サロン交流会、三世代交流事業、料理教室等の実施・こども食堂協力
○ 広報・啓発・調査活動	地区社協だより「たんぽぽ」の発行
○ 地域活動への協力及び支援	地域内の関係施設、学校、保育園、団体等への助成
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進及び、共同募金活動への協力
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	関係機関・地域内各種団体との連携の強化





中曽根 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



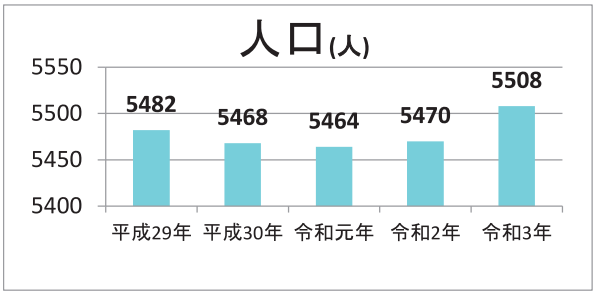
１．基本理念

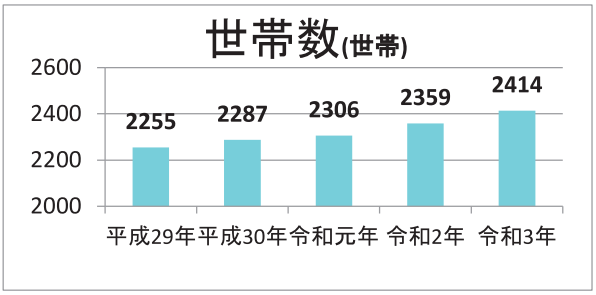
地域に根差した福祉のまちづくり

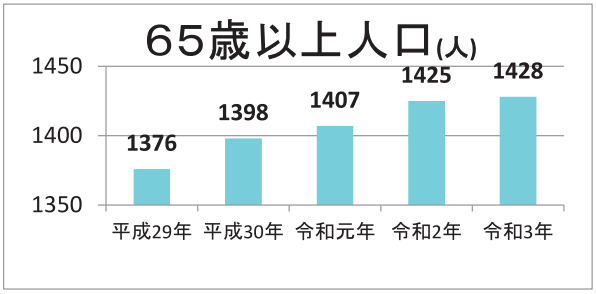
２．地区の概況(令和3年4月)

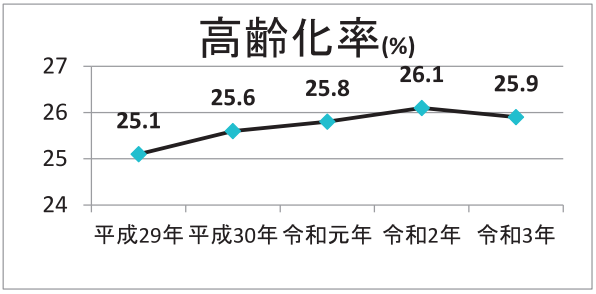
人口等	人口	5,508 人
	世帯数	2,414 世帯
	広報区数	62 区
	65歳以上人口	1,428 人
	・ 高齢化率	25.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	187 人
	二人高齢者世帯数	216 世帯
	三人以上高齢者世帯数	14 世帯
	寝たきり高齢者数	4 人
	要介護、要支援認定者数	300 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	174 人
	療育手帳保持者数	40 人
	精神保健福祉手帳保持者数	31 人
	障がい福祉サービス受給者数	30 人 (児 2 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	1 校 （365人）
	小学校	1 校 （320人）
	幼稚園	／ 園 （ ／ 人）
	保育園	1 園 （103人）
ふれあい・いきいきサロン		10 ヶ所
・ 参加者数		93 人
・ お世話人数		36 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		11 人
・ 依頼会員数		8 人
・ 援助会員数		2 人
・ 両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		12 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ(114人)
自主防災組織		1 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	27 人	（　理事 25人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	1,425,500円 ※R2年度		活動拠点	中曽根公民館
運営・会議（協議の場）	□理事会(4回)　□三役会(2回)　□その他(関係団体等の協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(3)・主任児童委員(1)・公民館運審委員(1)・公民館(1)・見守り推進員(1)・消防団(1)・小学校ＰＴＡ(1)・中曽根町協議会(1)・老人クラブ(2)・愛護班連絡協議会(1)・体育振興協議会(1)・スポーツ少年団(1)・自治会(12)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(6月･12月)
○地域交流活動	○ふれあい･いきいきサロン交流会(６月) ※ふれあいのつどい
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「なかぞね」の発行
○地域活動への協力及び支援	○地域団体助成　○スポーツ少年団野球大会　○中曽根地区障害者団体支援 ○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進（１０月～） ※町民運動会 ※小学校PTA親子防災教室 ※町民盆踊り大会 ※子供の祭典 ※八幡神社子供相撲大会　※そうめん流し
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会　※第６８回愛媛県社会福祉大会 ※第１７回四国中央市社会福祉大会

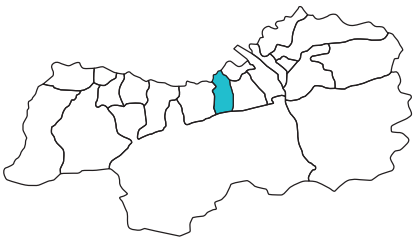
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の実施
○ 地域交流活動	サロン交流会・ふれあいのつどい等の実施
○ 広報・啓発・調査活動	地区社協だより「なかぞね」の発行
○ 地域活動への協力及び支援	各種地域団体への助成金の交付・コミュニティー活動の協力・支援
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進並びに赤い羽根共同募金活動への協力
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	関係機関・団体・自治会等との連携強化





中之庄 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



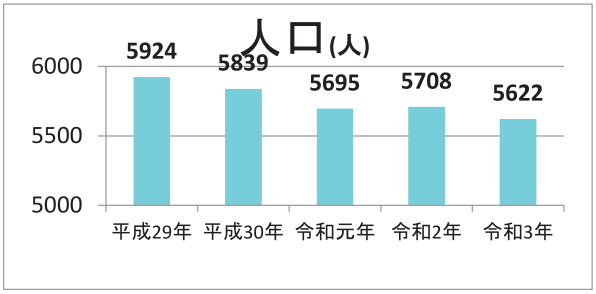
１．基本理念

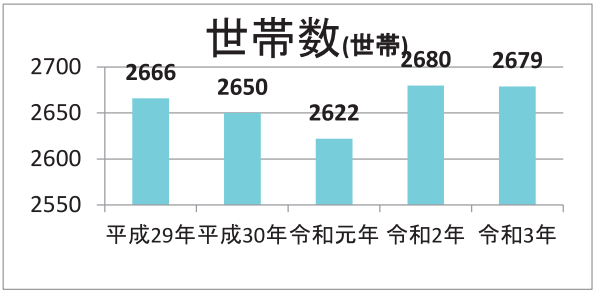
誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

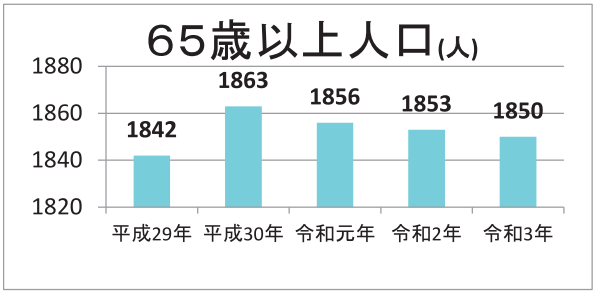
２．地区の概況(令和3年4月)

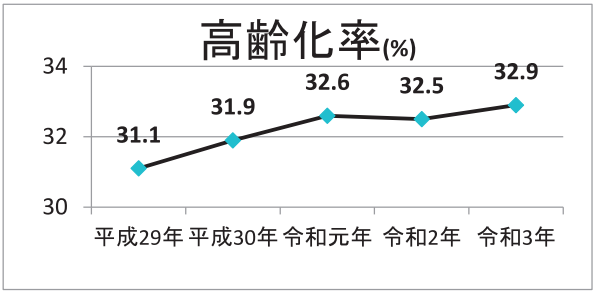
人口等	人口	5,622 人
	世帯数	2,679 世帯
	広報区数	88 区
	65歳以上人口	1,850 人
	・ 高齢化率	32.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	328 人
	二人高齢者世帯数	228 世帯
	三人以上高齢者世帯数	6 世帯
	寝たきり高齢者数	2 人
	要介護、要支援認定者数	412 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	262 人
	療育手帳保持者数	57 人
	精神保健福祉手帳保持者数	58 人
	障がい福祉サービス受給者数	43 人 (児 1 人)
民生児童委員数		12 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		12 人

学校等	高等学校	／ 校 (／ 人)
	中学校	1 校 (313人)
	小学校	1 校 (274人)
	保育園	2 園 (108人)
	認定こども園	1 園 (201人)
ふれあい・いきいきサロン		10 ヶ所
・ 参加者数		77 人
・ お世話人数		44 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		21 人
・ 依頼会員数		16 人
・ 援助会員数		5 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		12 人
老人クラブ数		1ｸﾗﾌﾞ(60人)
自主防災組織		0 組織
愛ネッとさん登録者数		5 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	26 人	（　理事 24人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	1,425,000円 ※R2年度		活動拠点	中之庄公民館
運営・会議（協議の場）	□理事会(3回)　□三役会(必要時)　□その他(関係団体等の協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(2)・公民館(2)・地域代表(21)・老人クラブ(1)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(7月)
○地域交流活動	○ふれあい･いきいきサロン交流会(4月) ○ひとり暮らし高齢者世帯交流事業(10月) ※地区盆踊り大会 ※そうめん流し交流事業 ※ふれあいのつどい ※小学生おはぎ作り教室 ※餅つき大会(幼稚園、保育園) ※小学生と昔遊び交流
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「なかのしょう」発行
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ※ウォーキング大会(5月) ※文化祭(11月)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会　※第６８回愛媛県社会福祉大会 ※第１７回四国中央市社会福祉大会　※中之庄地区敬老会

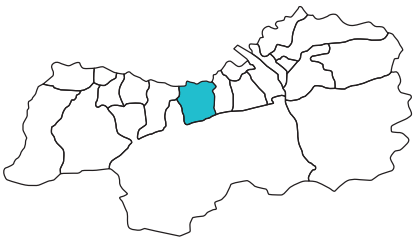
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	在宅介護支援の推進（友愛訪問等の実施）
○ 地域交流活動	敬老会、ふれあいの集い、こどもとの交流事業等の開催
○ 広報・啓発・調査活動	広報活動の推進（広報紙「なかのしょう」の発行）
○ 地域活動への協力及び支援	サロン・文化祭等地域活動への支援
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協活動・福祉意識の啓蒙、研修活動の充実
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	市社協、関係機関、自治会等との連携強化





寒川 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



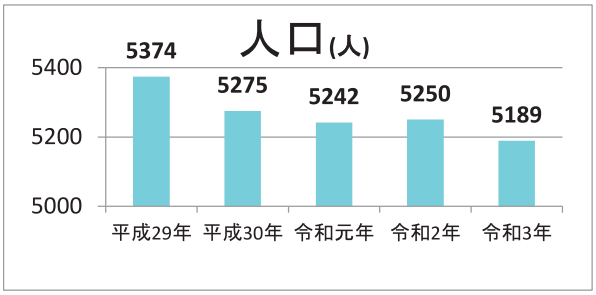
１．基本理念

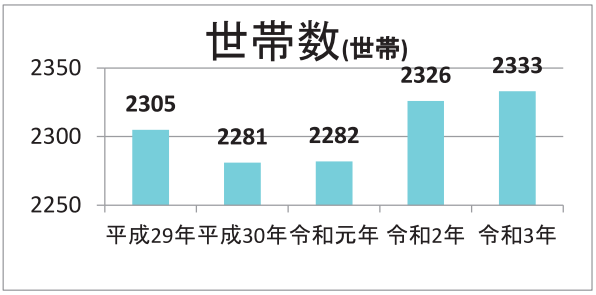
地域住民がともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

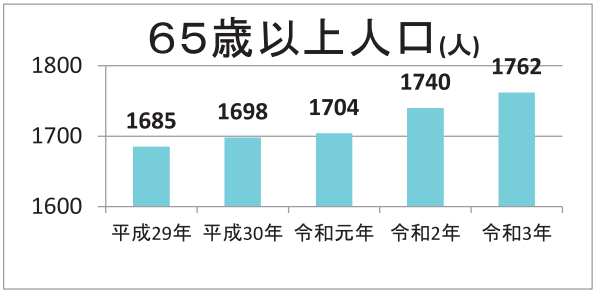
２．地区の概況(令和3年4月)

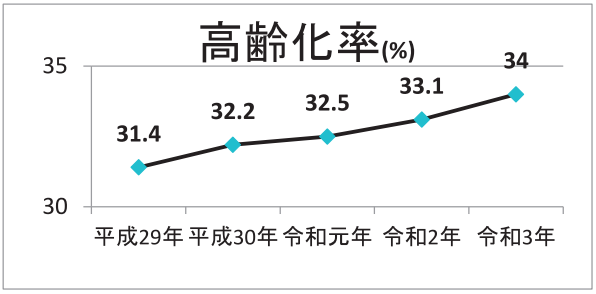
人口等	人口	5,189 人
	世帯数	2,333 世帯
	広報区数	49 区
	65歳以上人口	1,762 人
	・ 高齢化率	34.0%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	206 人
	二人高齢者世帯数	233 世帯
	三人以上高齢者世帯数	20 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護、要支援認定者数	390 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	221 人
	療育手帳保持者数	59 人
	精神保健福祉手帳保持者数	32 人
	障がい福祉サービス受給者数	29 人 (児 2 人)
民生児童委員数		9 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		9 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	1 校 （238人）
	小学校	1 校 （268人）
	幼稚園	／ 園 （ ／ 人）
	保育園	1 園 （ 68人）
ふれあい・いきいきサロン		12 ヶ所
・ 参加者数		100 人
・ お世話人数		18 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		12 人
・ 依頼会員数		9 人
・ 援助会員数		3 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		12 人
老人クラブ数		4ｸﾗﾌﾞ (82人)
自主防災組織		3 組織
愛ネッとさん登録者数		8 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	16 人	（　理事14人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	1,774,000円 ※R2年度		活動拠点	寒川公民館
運営・会議（協議の場）	□理事会(3回)　□役員会(必要時)　□その他(関係団体等の協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(6)・主任児童委員(2)・公民館(1)・自治会(4)・小学校PTA(1)・体育協会(1)・学校支援地域本部(1)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問(7月･11月)
○地域交流活動	○こども見守り隊対面式(11月) ○ふれあい･いきいきサロン交流会（アルコールジェル配布） ○児童クラブ交流会(8月) ○ふれあいのつどい(西部11月/北部３月/中部3月)
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「寒川地区社協だより」発行(7月)
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金(10月～)･歳末たすけあい募金運動の推進(12月～)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会　※第６８回愛媛県社会福祉大会 ※第１７回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問事業等の実施
○ 地域交流活動	地域児童との交流・各地区での高齢者のつどい事業の実施
○ 広報・啓発・調査活動	地区社協広報の発行「寒川地区社協だより」
○ 地域活動への協力及び支援	サロンや地域内各種団体等への支援（助成金の交付等）
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制への協力及び地域での新規活動者の検討
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	関係機関・団体・自治会等との連携強化





豊岡 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



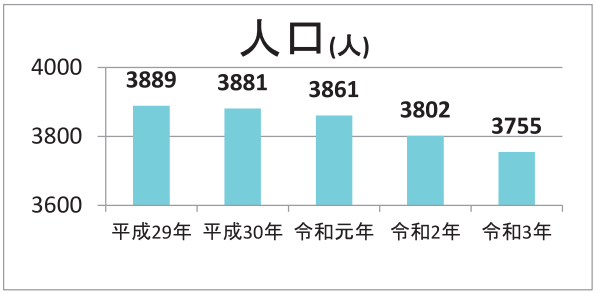
１．基本理念

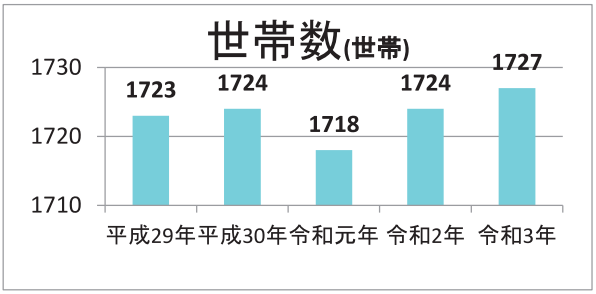
地域がつながり、安心して暮らせるまちづくり

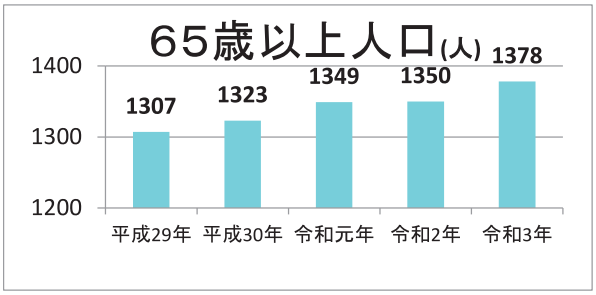
２．地区の概況(令和3年4月)

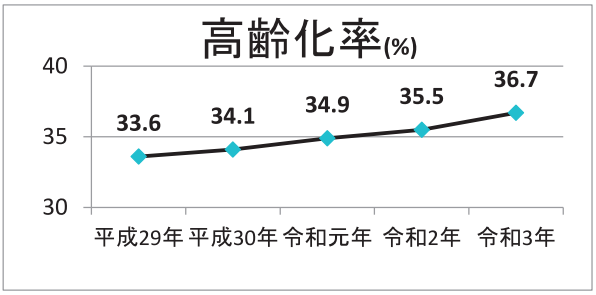
人口等	人口	3,755 人
	世帯数	1,727 世帯
	広報区数	29 区
	65歳以上人口	1,378 人
	・ 高齢化率	36.7%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	119 人
	二人高齢者世帯数	191 世帯
	三人以上高齢者世帯数	13 世帯
	寝たきり高齢者数	2 人
	要介護、要支援認定者数	347 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	196 人
	療育手帳保持者数	74 人
	精神保健福祉手帳保持者数	20 人
	障がい福祉サービス受給者数	48 人 (児 0 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		5 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （142人）
	幼稚園	1 園 （ 37人）
	保育園	1 園 （ 49人）
ふれあい・いきいきサロン		7 ヶ所
・ 参加者数		31 人
・ お世話人数		10 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		5 人
・ 依頼会員数		3 人
・ 援助会員数		2 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		12 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (77人)
自主防災組織		4 組織
愛ネットさん登録者数		2 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	25 人	（　理事 23人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	1,081,500円 ※R2年度		活動拠点	豊岡公民館
運営・会議（協議の場）	□理事会(1回)　□監事会(必要時)　□その他(関係団体等の協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(6)・主任児童委員(2)・公民館(1)・消防団(1)・身障者豊岡地区会(1)・体育振興会(1)・育豊会(1)・すみれ会(1)・学識経験者(2)・自治会(8)・老人クラブ(1)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問
○地域交流活動	※グラウンドゴルフ大会　※ふれあいペタンク大会 ※工作教室
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○地域団体助成(9月・１０月) ○赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進(10月～)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会　※第６８回愛媛県社会福祉大会 ※第１７回四国中央市社会福祉大会

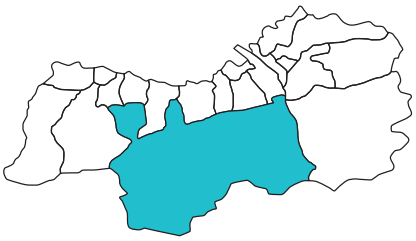
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問等の実施
○ 地域交流活動	高齢者・障がい者・子ども等との交流の推進
○ 広報・啓発・調査活動	広報活動の充実
○ 地域活動への協力及び支援	町内諸行事への積極的な参加・ボランティア団体等の育成助長
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進と共同募金への協力
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	関係機関・団体等との連携強化





嶺南 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



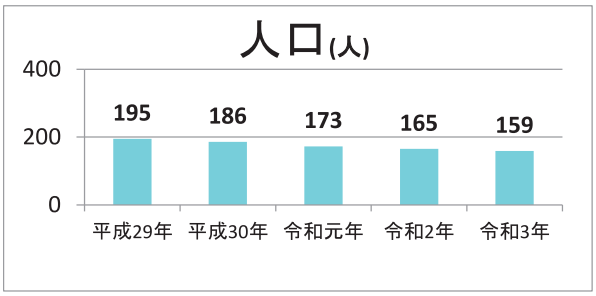
１．基本理念

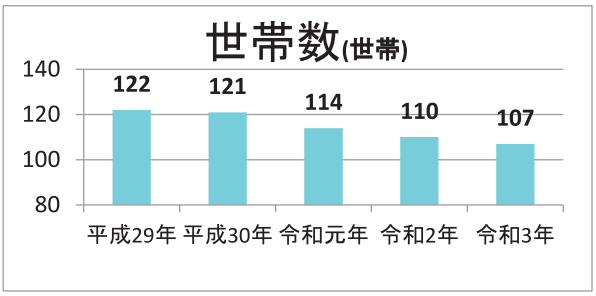
住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

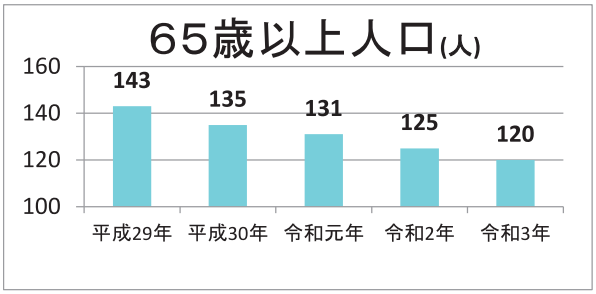
２．地区の概況(令和3年4月)

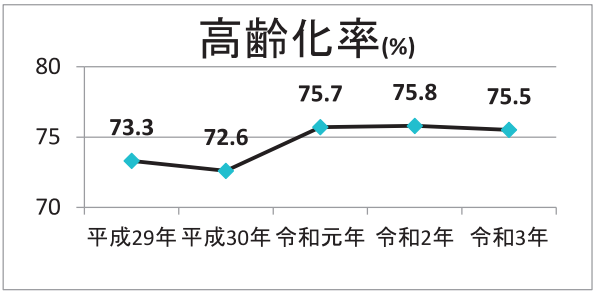
人口等	人口	159 人
	世帯数	107 世帯
	広報区数	24 区
	65歳以上人口	120 人
	・ 高齢化率	75.5%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	45 人
	二人高齢者世帯数	23 世帯
	三人以上高齢者世帯数	0 世帯
	寝たきり高齢者数	0 人
	要介護、要支援認定者数	31 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	23 人
	療育手帳保持者数	1 人
	精神保健福祉手帳保持者数	2 人
	障がい福祉サービス受給者数	0 人 (児 0 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		0 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	／ 校 （ ／ 人）
	幼稚園	／ 園 （ ／ 人）
	保育園	／ 園 （ ／ 人）
ふれあい・いきいきサロン		0 ヶ所
・ 参加者数		0 人
・ お世話人数		0 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		0 人
・ 依頼会員数		0 人
・ 援助会員数		0 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		0 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ(54人)
自主防災組織		0 組織
愛ネッとさん登録者数		3 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	18 人	（　理事 16人　監事 2人　評議員 ／ 人　福祉委員 ／ 人　）		
社　協　会　費	107,000円 ※R2年度		活動拠点	嶺南公民館
運営・会議（協議の場）	□理事会(1回)　□三役会(必要時)　□その他(関係団体等の協議)			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(7)・消防分団(1)・連合自治会(1)・地区協議会(2)・婦人会(2)・嶺南スポーツ協会(1)・嶺南ソフトバレー部(1)・JAうま(1)・公民館(1)・老人クラブ(1)・学識経験者(1)　※連合自治会、民生委員兼務			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	※友愛訪問
○地域交流活動	※ふれあい交流事業／あじさい鑑賞会(6月) ※ふるさと餅つき大会(12月)
○広報・啓発・調査活動	○嶺南地区協議体への参加／生活支援体制整備
○地域活動への協力及び支援	○地域団体助成 ○赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進(10月～)
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(6月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会(5月)　※第６８回愛媛県社会福祉大会(10月) ※第１７回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	見守り体制の充実
○ 地域交流活動	ふれあい事業、三世代交流事業等の実施
○ 広報・啓発・調査活動	広報・啓発方法の検討
○ 地域活動への協力及び支援	各種団体等への活動支援
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進・赤い羽根共同募金運動への協力
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	関係機関・多職種間との連携体制の整備





関川 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



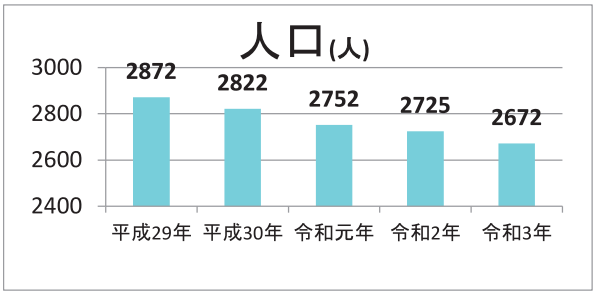
１．基本理念

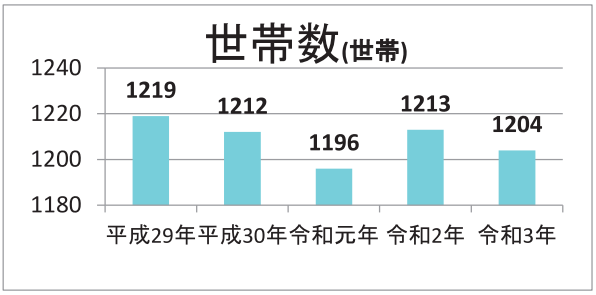
地域のみんなが力を出し合いながら、楽しく育つ福祉の輪

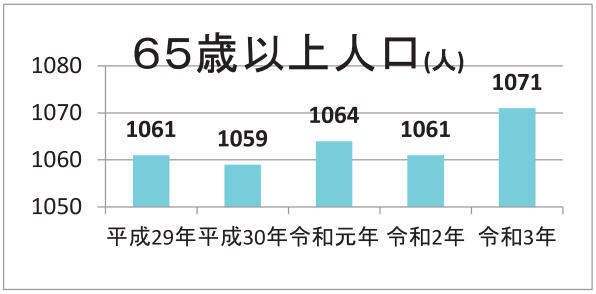
２．地区の概況(令和3年4月)

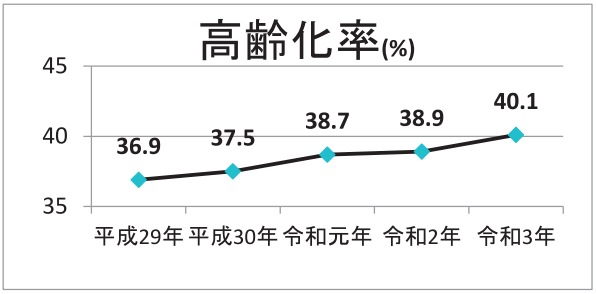
人口等	人口	2,672 人
	世帯数	1,204 世帯
	広報区数	22 区
	65歳以上人口	1,071 人
	・ 高齢化率	40.1%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	154 人
	二人高齢者世帯数	171 世帯
	三人以上高齢者世帯数	9 世帯
	寝たきり高齢者数	6 人
	要介護、要支援認定者数	232 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	140 人
	療育手帳保持者数	29 人
	精神保健福祉手帳保持者数	22 人
	障がい福祉サービス受給者数	23 人 (児 0 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	／ 校 (／人)
	中学校	／ 校 (／人)
	小学校	1 校 (111人)
	幼稚園	／ 園 (／人)
	保育園	2 園 (112人)
ふれあい・いきいきサロン		5 ヶ所
・ 参加者数		33 人
・ お世話人数		38 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		11 人
・ 依頼会員数		5 人
・ 援助会員数		5 人
・ 両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		4 人
老人クラブ数		7ｸﾗﾌﾞ (290人)
自主防災組織		7 組織
愛ネッとさん登録者数		5 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	47 人	（　理事　人　監事　人　評議員　人　福祉委員47人　）	
社　協　会　費	740,000円 ※R2年度	活動拠点	関川公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年１回)　□四役会(年5回)　□役員合同会(年1回)　□全体会(年1回)		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(7)※・市議会議員(2)・県議会議員(1)・ボランティア(2)※・PTA(1)・公民館(2)・婦人会(1)・小学校(1)・自治会(14)・個人委員(19) ※重複有		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○見守り推進支援　○友愛訪問（７月・１０月） ○在宅介護者慰問(３月)
○地域交流活動	○すみよいまちづくり事業　○こども農園（６月・10月）○関川駅清掃（7月） ※ふれあいのつどい／上野・北野ふれあいの集い（11月）
○広報・啓発・調査活動	※生きがい・健康講座
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進（１０月～） ○ふれあい・いきいきサロン支援　○公民館まつりへの協力（１２月） ※敬老会　※コスモス弁当配布
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進（8月～） ※役員研修
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○土居町福祉推進連絡会（1回）　※20地区社協会長会 ※第68回愛媛県社会福祉大会　※第17回四国中央市社会福祉大会

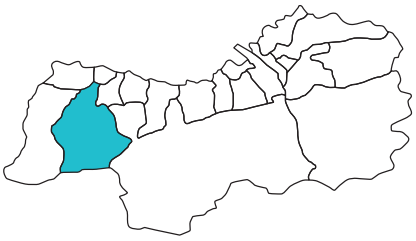
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	見守り推進支援、友愛訪問の体制の充実
○ 地域交流活動	交流内容の充実
○ 広報・啓発・調査活動	住民向けの情報発信を強化
○ 地域活動への協力及び支援	募金者の増員及び募金額の増額
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	個人登録の福祉委員の増員及び先進地から学ぶ活動の充実
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	積極的な情報交換を図る。





土居 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



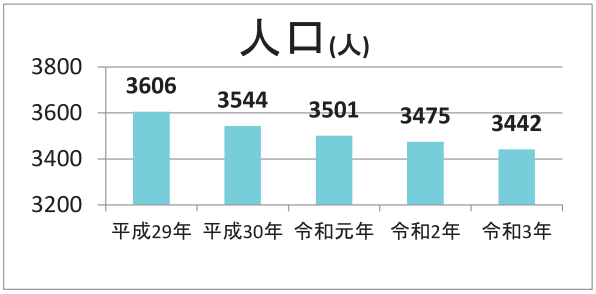
１．基本理念

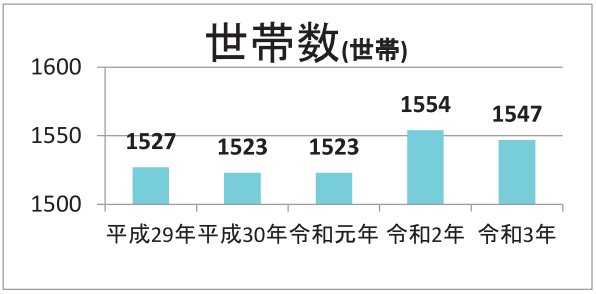
誰もが安心して暮らすことができる、福祉のまちづくり

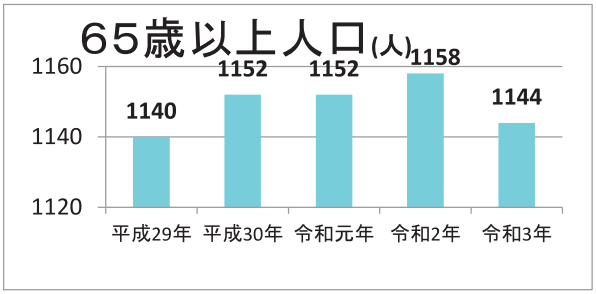
２．地区の概況(令和3年4月)

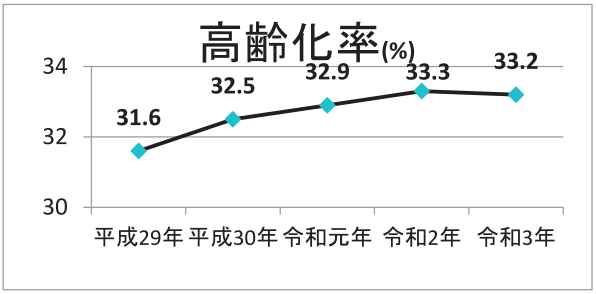
人口等	人口	3,442 人
	世帯数	1,547 世帯
	広報区数	34 区
	65歳以上人口	1,144 人
	・ 高齢化率	33.2%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	158 人
	二人高齢者世帯数	156 世帯
	三人以上高齢者世帯数	10 世帯
	寝たきり高齢者数	0 人
	要介護、要支援認定者数	262 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	142 人
	療育手帳保持者数	39 人
	精神保健福祉手帳保持者数	29 人
	障がい福祉サービス受給者数	25 人 (児 2 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	1 校 （346人）
	小学校	1 校 （179人）
	幼稚園	／ 園 （ ／ 人）
	保育園	1 園 （ 57人）
ふれあい・いきいきサロン		6 ヶ所
・ 参加者数		46 人
・ お世話人数		21 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		8 人
・ 依頼会員数		6 人
・ 援助会員数		1 人
・ 両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		4 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ(83人)
自主防災組織		3 組織
愛ネッとさん登録者数		6 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	43 人	（　理事15人　監事2人　評議員/人　福祉委員26人　）	
社　協　会　費	925,000円 ※R2年度	活動拠点	土居公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□5役会(年7回)　□役員会(年2回)　□部会・委員会(年3回)		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(8)・学識経験者(8)・公民館(1)・広報委員(7)・自治会(18)・婦人会(1)		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○見守り推進支援 ○友愛訪問（７月・11月）
○地域交流活動	○土居まち歩きプロジェクト（11月） ○土居どんと焼き（1月）　※ふれあいのつどい（6月）
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「福祉だよりどい」発行（8月）
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進（10月～） ○ふれあい・いきいきサロン支援　※土居地区敬老会（9月）
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進（6月～）
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○土居町福祉推進連絡会(１回)　※第１７回四国中央市社会福祉大会 ※第６８回愛媛県社会福祉大会　※20地区社協会長会

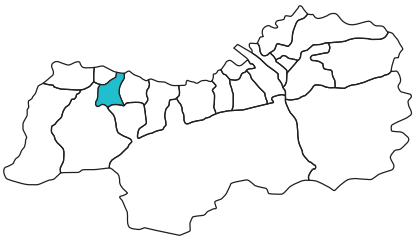
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	一人暮らし高齢者への見守り推進の強化
○ 地域交流活動	ふれあいのつどいの実施
○ 広報・啓発・調査活動	福祉だよりの発行
○ 地域活動への協力及び支援	公民館や各種団体と協働し、事業活動を展開する。
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	定期的な情報交換を行う。（土居町福祉推進連絡会）





小富士 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



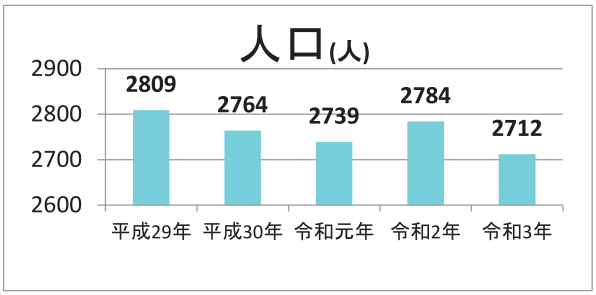
１．基本理念

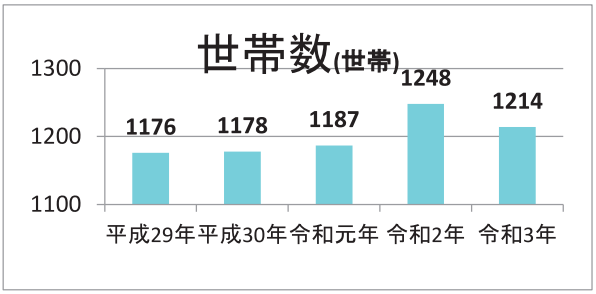
住民が健康で安心していきいきと生活できる地域づくり

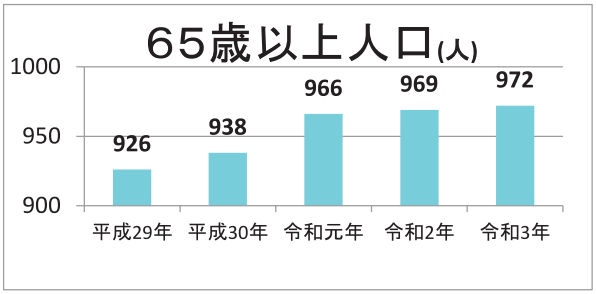
２．地区の概況(令和3年4月)

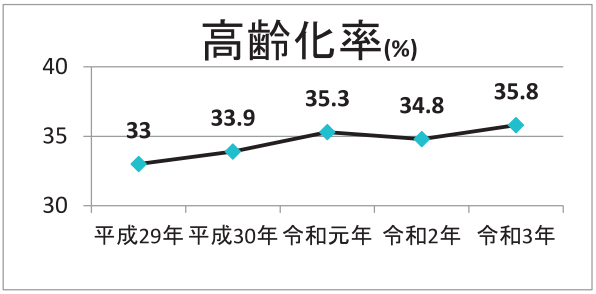
人口等	人口	2,712 人
	世帯数	1,214 世帯
	広報区数	54 区
	65歳以上人口	972 人
	・ 高齢化率	35.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	133 人
	二人高齢者世帯数	144 世帯
	三人以上高齢者世帯数	11 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護、要支援認定者数	208 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	136 人
	療育手帳保持者数	24 人
	精神保健福祉手帳保持者数	21 人
	障がい福祉サービス受給者数	18 人 (児 1 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		5 人

学校等	高等学校	1 校 (250人)
	中学校	／ 校 (／ 人)
	小学校	1 校 (96人)
	幼稚園	／ 園 (／ 人)
	保育園	1 園 (55人)
ふれあい・いきいきサロン		6 ヶ所
・ 参加者数		58 人
・ お世話人数		30 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		6 人
・ 依頼会員数		4 人
・ 援助会員数		2 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		3 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (124人)
自主防災組織		3 組織
愛ネットさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	24 人	（　理事14人　監事2人　評議員/人　福祉委員8人　）	
社　協　会　費	830,000円 ※R2年度	活動拠点	小富士公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□理事会(年4回)　□部会・委員会		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(7)・見守り推進員(5)・民協校区会長(1)・地区社協会計(1)・公民館(1)・自治会(4)・長寿会(3)・サロン代表(3)・会長委託(1)		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問（11月）
○地域交流活動	○世代交流／しめ縄教室（12月） ○小富士っ子Xmasケーキ作り（13月） ○健康・介護講座／正月用門松作り（12月）
○広報・啓発・調査活動	○社協会員制の推進（6月） ○生活支援体制整備事業協議体
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進（12月～） ○ふれあい・いきいきサロン支援　○ボランティア支援
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○小富士地区社協総会（書類郵送／4月）、理事会（7月、9月） ○社協会員制の推進（6月～）
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○土居町福祉推進連絡会(１回)　※第１７回四国中央市社会福祉大会 ※第６８回愛媛県社会福祉大会　※20地区社協会長会

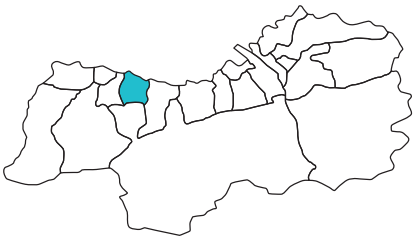
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスの推進
○ 地域交流活動	メニュー事業の充実と活性化
○ 広報・啓発・調査活動	福祉教育・ボランティア活動の推進及び普及
○ 地域活動への協力及び支援	若手社協会員の勧誘、愛護班との連携
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	情報共有に努める。





長津 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



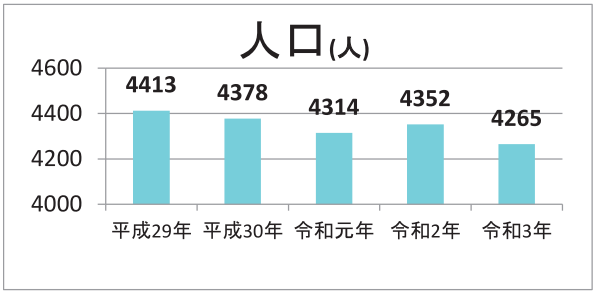
１．基本理念

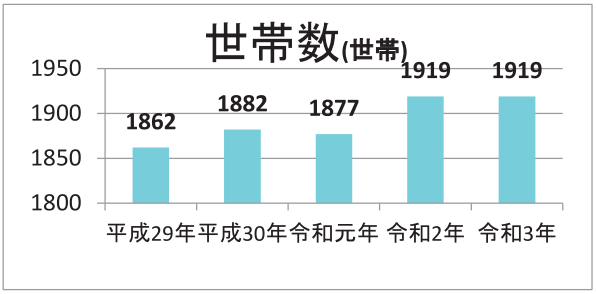
住民主体による地域福祉活動を推進し、住み良い町作りを行う

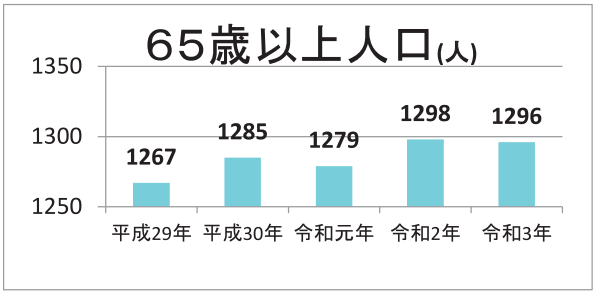
２．地区の概況(令和3年4月)

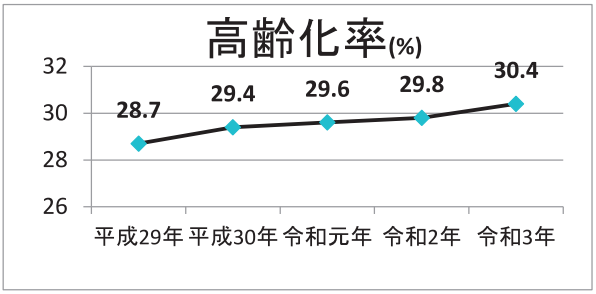
人口等	人口	4,265 人
	世帯数	1,919 世帯
	広報区数	45 区
	65歳以上人口	1,296 人
	・ 高齢化率	30.4%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	164 人
	二人高齢者世帯数	185 世帯
	三人以上高齢者世帯数	7 世帯
	寝たきり高齢者数	7 人
	要介護、要支援認定者数	314 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	197 人
	療育手帳保持者数	52 人
	精神保健福祉手帳保持者数	33 人
	障がい福祉サービス受給者数	29 人 (児 0 人)
民生児童委員数		8 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		9 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （201人）
	幼稚園	1 園 （ 36人）
	認定こども園	1 園 （ 76人）
ふれあい・いきいきサロン		11 ヶ所
・ 参加者数		165 人
・ お世話人数		25 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		12 人
・ 依頼会員数		7 人
・ 援助会員数		5 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		10 人
老人クラブ数		7ｸﾗﾌﾞ (238人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		0 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	29 人	（　役員4人　監事2人　評議員/人　福祉委員等23人　）	
社　協　会　費	1,216,000円 ※R2年度	活動拠点	長津公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□役員会(月1回)　□部会・委員会		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(9)・ボランティア代表(1)・見守り推進員(9)・サロン代表(1)・福祉委員(9)		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問（7月、11月、2月） ○見守り活動への支援
○地域交流活動	○ふれあいのつどい（7月、11月、2月） ○三世代交流（7月、9月、11月、2月）
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進（11月～） ○サロンお世話人会（12月）　○どんと焼き（1月） ※ふるさと夏祭り　※敬老会　※公民館まつり
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○長津地区会計監査及び役員会（4月） ○社協会員制の推進（8月～）
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○土居町福祉推進連絡会(１回)　※第１７回四国中央市社会福祉大会 ※第６８回愛媛県社会福祉大会　※20地区社協会長会

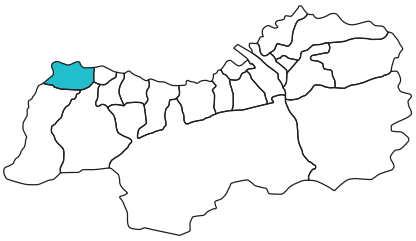
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問の実施
○ 地域交流活動	ふれあいの集い、三世代交流の充実
○ 広報・啓発・調査活動	広報活動の充実
○ 地域活動への協力及び支援	公民館、自治会、長寿会との連携強化
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員の増員推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	定期的な意見交換や情報共有





天満 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



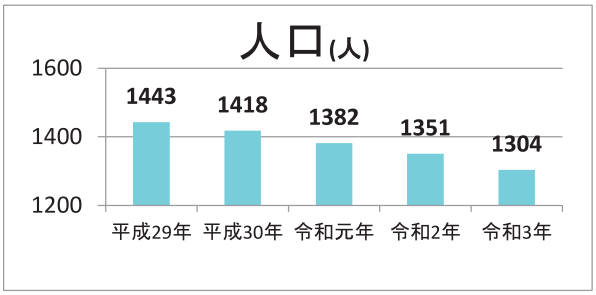
１．基本理念

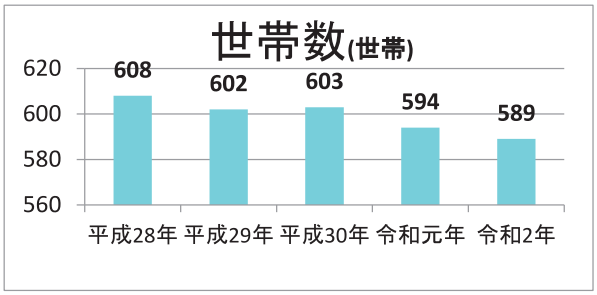
ひとりひとりを大切に、助け合える地域づくり

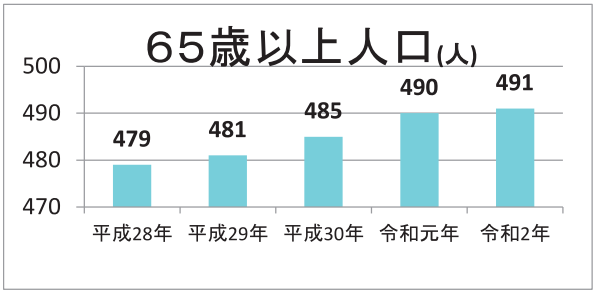
２．地区の概況(令和3年4月)

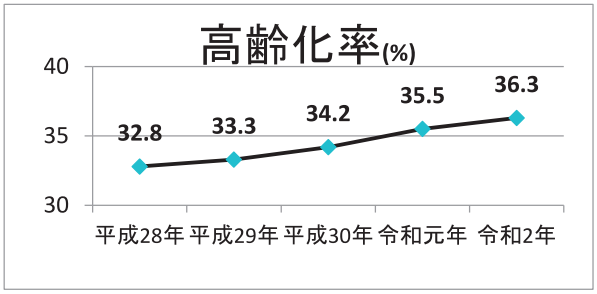
人口等	人口	1,304 人
	世帯数	581 世帯
	広報区数	16 区
	65歳以上人口	491 人
	・ 高齢化率	37.7%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	87 人
	二人高齢者世帯数	84 世帯
	三人以上高齢者世帯数	4 世帯
	寝たきり高齢者数	5 人
	要介護、要支援認定者数	117 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	86 人
	療育手帳保持者数	12 人
	精神保健福祉手帳保持者数	22 人
	障がい福祉サービス受給者数	11 人 (児 0 人)
民生児童委員数		5 人
主任児童委員数		0 人
独居高齢者見守り推進員		5 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	／ 校 （ ／ 人）
	幼稚園	／ 園 （ ／ 人）
	保育園	／ 園 （ ／ 人）
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・ 参加者数		102 人
・ お世話人数		42 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		1 人
・ 依頼会員数		0 人
・ 援助会員数		1 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		1 人
老人クラブ数		5ｸﾗﾌﾞ (195人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		6 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	27 人	（　理事11人　監事　2人　評議員/人　福祉委員14人　）		
社　協　会　費	520,000円 ※R2年度		活動拠点	天満公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年1回)　□三役会　□役員会			
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(4)・公民館(1)・自治会(14)・ボランティア(2)・学識経験者(5)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○友愛訪問（７月・１月）
○地域交流活動	※三世代交流/盆踊り　※公民館まつり　※ふれあいのつどい ※ふれあい交流大会/ドッヂビー
○広報・啓発・調査活動	○地区社協だより「福祉だより」発行（公民館報内/毎月） ○生活支援体制整備事業協議体
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進（10月～） ○いきいきサロンお世話人会(３月)　○ふれあい・いきいきサロン支援
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○天満地区社協総会(４月) ○社協会員制の推進(６月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○土居町福祉推進連絡会(１回)　※第１７回四国中央市社会福祉大会 ※第６８回愛媛県社会福祉大会　※20地区社協会長会

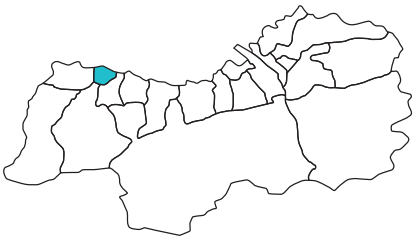
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問等の見守り支援活動の充実に努める。
○ 地域交流活動	各種団体と協力し、地域の交流活動に努める。
○ 広報・啓発・調査活動	公民館報を活かし、地域福祉への理解を深める。
○ 地域活動への協力及び支援	各種団体等のニーズ把握に努め、協力体制を図る。
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制の推進、地域福祉活動参加の呼びかけ
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	土居町福祉推進連絡会等を通し、協力連携に努める。





無 崎 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



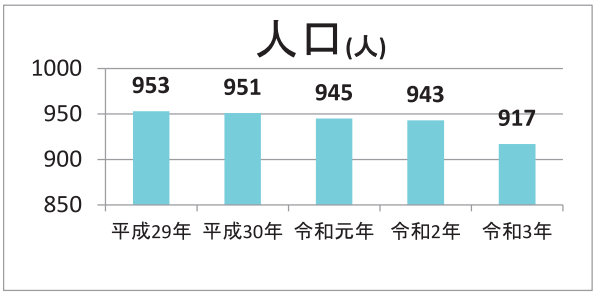
１．基本理念

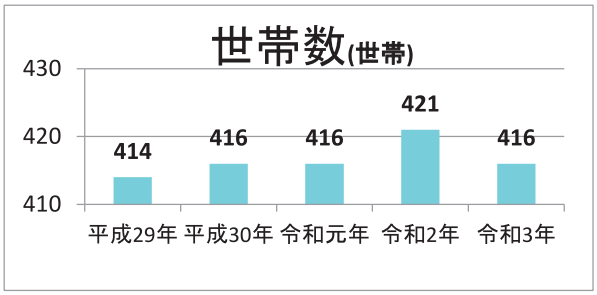
ささえあう　愛と福祉でまちづくり

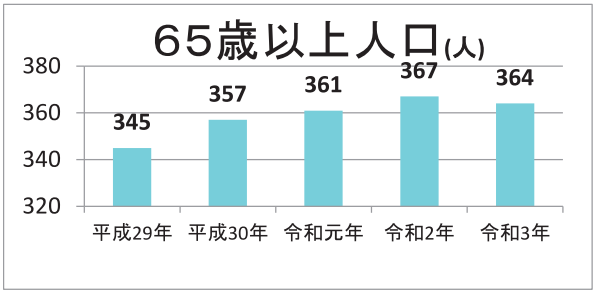
２．地区の概況(令和3年4月)

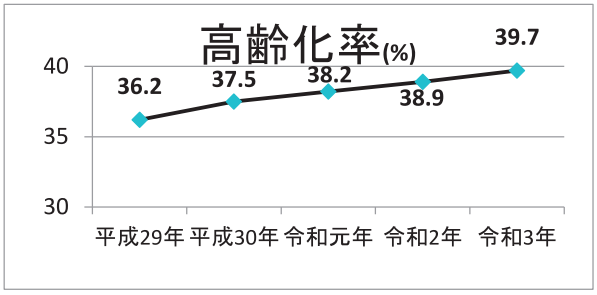
人口等	人口	917 人
	世帯数	416 世帯
	広報区数	7 区
	65歳以上人口	364 人
	・ 高齢化率	39.7%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	47 人
	二人高齢者世帯数	44 世帯
	三人以上高齢者世帯数	10 世帯
	寝たきり高齢者数	0 人
	要介護、要支援認定者数	89 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	59 人
	療育手帳保持者数	8 人
	精神保健福祉手帳保持者数	8 人
	障がい福祉サービス受給者数	4 人 (児 0 人)
民生児童委員数		3 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		3 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （120人）
	幼稚園	／ 園 （ ／ 人）
	保育園	1 園 （ 49人）
ふれあい・いきいきサロン		6 ヶ所
・ 参加者数		92 人
・ お世話人数		29 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		2 人
・ 依頼会員数		0 人
・ 援助会員数		2 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		1 人
老人クラブ数		7ｸﾗﾌﾞ (218人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		2 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	34 人	（　理事24人　監事2人　評議員/人　福祉委員8人　）		
社　協　会　費	497,000円 ※R2年度		活動拠点	蕪崎公民館
運営・会議（協議の場）	□総会(年１回)　□役員会　□部会・委員会			
構成団体等 ※令和3年度	公民館(1)・自治会(5)・長寿会(6)・愛護班(1)・民生児童委員(1)・サロン代表者(2)・交通安全協会(2)・福祉理解者(12)・学識経験者(1)・保護司会(1)			

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	※友愛訪問
○地域交流活動	※ふれあいのつどい
○広報・啓発・調査活動	
○地域活動への協力及び支援	○ふれあい・いきいきサロン支援　○新入生支援（北小学校） ○赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動の推進（10月～）
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○蕪崎地区社協総会（５月）　○社協会員制の推進（7月～） ○役員交流研修会（１２月）
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	○土居町福祉推進連絡会(１回)　※第１７回四国中央市社会福祉大会 ※第６８回愛媛県社会福祉大会　※20地区社協会長会

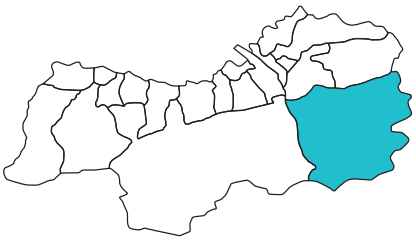
5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	民生児童委員との連携を強化し、友愛訪問を充実させる。
○ 地域交流活動	２か月に1度のつどい事業を継続・充実させる。
○ 広報・啓発・調査活動	広報・啓発活動に取り組む。
○ 地域活動への協力及び支援	公民館との連携を強化し、活動の充実を図る。
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制度の充実に努める。
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	連携・協力をいっそう充実させる。





新宮 地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画



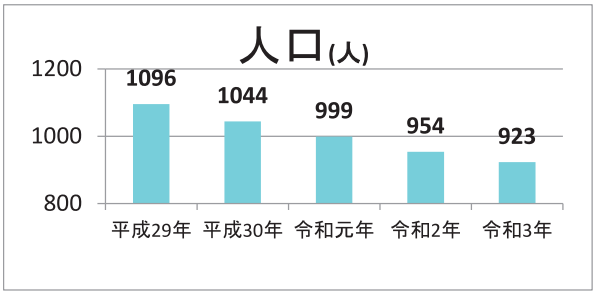
１．基本理念

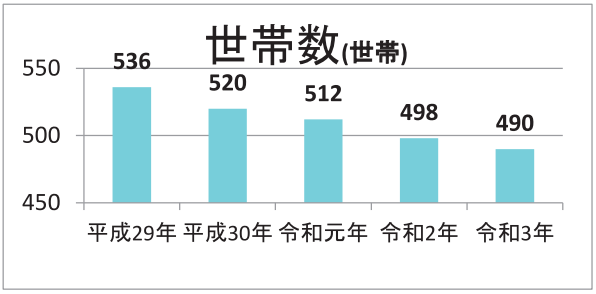
ふれあいと支え合いを大切に住みよいまちづくり

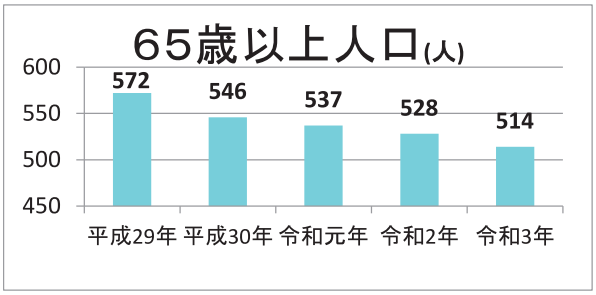
２．地区の概況(令和3年4月)

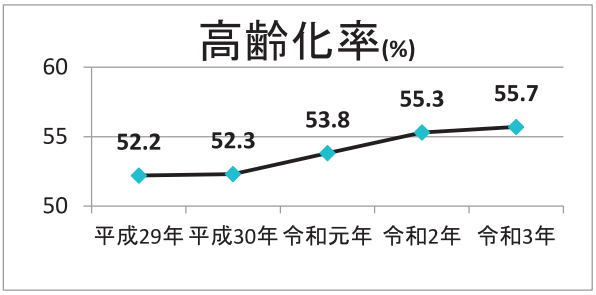
人口等	人口	923 人
	世帯数	490 世帯
	広報区数	50 区
	65歳以上人口	514 人
	・ 高齢化率	55.7%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	121 人
	二人高齢者世帯数	72 世帯
	三人以上高齢者世帯数	9 世帯
	寝たきり高齢者数	4 人
	要介護、要支援認定者数	152 人
障がい者	身体障害者手帳保持者数	72 人
	療育手帳保持者数	21 人
	精神保健福祉手帳保持者数	7 人
	障がい福祉サービス受給者数	8 人 (児 0 人)
民生児童委員数		11 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		11 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	小中一貫校	1 小 （54人） 中 （23人）
	幼稚園	1 園 （7人）
	保育園	／ 園 （ ／ 人）
ふれあい・いきいきサロン		2 ヶ所
・ 参加者数		16 人
・ お世話人数		8 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		0 人
・ 依頼会員数		0 人
・ 援助会員数		0 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		0 人
老人クラブ数		5ｸﾗﾌﾞ (163人)
自主防災組織		4 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人









3．地区社協の構成及び運営

役　員　等	27 人	（ 理事 25人　監事 2 人　評議員 ／ 人　顧問 ／人 ）	
社　協　会　費	390,500円 ※R2年度	活動拠点	高齢者生活福祉センター
運営・会議（協議の場）	□総会(年　回)　□役員会(年3回)　□部会・委員会(総務)		
構成団体等 ※令和3年度	民生児童委員(11)・主任児童委員(2)・婦人会(1)・日赤奉仕団(1)・遺族会(1)・学識経験者(8)・身体障害者協議会(1)・人権擁護委員(1)・老人クラブ連合会(1)		

4．主な活動（令和２年度）※は令和2年度中止となった事業

活　動　分　野	活　動　内　容
○在宅福祉活動	○ひとり暮らし高齢者訪問活動 ※友愛訪問事業
○地域交流活動	○社協会長杯クロッケー大会(11月)　○茶れんじとの交流 ○公民館まつり　※施設訪問　※三世代交流事業
○広報・啓発・調査活動	○新宮福祉だより発行
○地域活動への協力及び支援	○赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進(10月～) ○地区老人会支援　○敬老会支援 ○小中学校運動会支援(４月)　○中学校少年式お祝い
○地区社協の運営基盤を強化する活動	○社協会員制の推進(8月～)
○地区社協相互間の協力・市社協との連携	※20地区社協会長会(5月)　※第６８回愛媛県社会福祉大会(10月) ※第１７回四国中央市社会福祉大会

5．今後の目標（５か年計画）

活　動　分　野	目　標　・　内　容
○ 在宅福祉活動	友愛訪問事業等の見守り、支援活動の充実
○ 地域交流活動	各種団体と協力して、地域交流の場を広げる。
○ 広報・啓発・調査活動	新宮福祉だよりの発行と他団体との連携
○ 地域活動への協力及び支援	各種団体への助成金等の支援及び児童生徒の健全育成
○ 地区社協の運営基盤を強化する活動	社協会員制度の推進
○ 地区社協相互間の協力・市社協との連携	情報交換を図り、協力体制を強化する。





資料編

１．第４次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）
第１条　この要綱は、第４次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（設置）
第２条　四国中央市における地域福祉の推進と四国中央市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすために委員会を設置する。
（任務）
第３条　委員会の任務は次のとおりとする。
（１）地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析
（２）地域福祉活動計画の策定
（３）その他、計画策定のために必要な事項の協議
（構成）
第４条　委員会は、30 人以内の委員をもって構成する。
２　委員は、次の各号に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。
（１）地域福祉関係者
（２）行政関係者
（３）学識経験者
３　委員会に地域福祉活動計画の策定に関して必要な助言を行う地域福祉活動推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができ、アドバイザーは委員を兼任することができる。
（委員長）
第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。
２　委員長及び副委員長の選任は、委員の互選とする。
３　委員長は、委員会の会務を統括する。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第６条　会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
２　前項の規定にかかわらず、最初の会議は、市社協会長が招集する。
３　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
４　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見の聴取）
第７条　委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。
（任期）
第８条　委員の任期は、委嘱した日から令和４年３月 31 日までの間とする。
２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（報償）
第９条　市社協会長は、予算の範囲内において、委員会に出席する委員及びアドバイザーに対し、報償を支払うことができる。
（事務局）
第 10 条　委員会の事務局は、市社協（総務企画課）に置く。
（委任）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に

定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

この要綱は、令和４年３月 31 日限り、その効力を失う。

【策定委員名簿】

氏　名	所　属　等		備　考
長　野　勝　重	市社協理事 （副会長）	（民生児童委員協議会代表者）	委員長
一　柳　栄　一	市社協理事 （副会長）	（三島地域福祉圏域代表者）	副委員長
髙　橋　　功	市社協理事	（川之江地域福祉圏域代表者）	
星　川　　隆	市社協理事	（川之江地域福祉圏域代表者）	
瀬戸丸泰司	市社協理事	（三島地域福祉圏域代表者）	
松　木　博　是	市社協理事	（土居地域福祉圏域代表者）	
三鍋公一郎	市社協理事	（新宮地域福祉圏域代表者）	
内　田　省　三	市社協理事	（公民館長会代表者）	
星　川　　充	市社協理事	（学識経験者）	
大　西　　緑	市社協理事	（行政関係職員）	
矢　野　　強	市社協評議員	（老人クラブ連合会代表者）	
越　智　義　文	市社協評議員	（障がい者福祉団体連合会代表者）	
宮　崎　洋　子	市社協評議員	（更生保護女性会代表者）	
福　濱　り　か	市社協評議員	（ボランティア市民活動推進協議会代表者）	
井　上　真　一	愛媛県社協	（地域福祉活動推進アドバイザー） （愛媛県社協地域福祉部地域福祉課長）	

２．用語解説

あ行

いこいの湯

比較的元気な方（おおむね 65 歳以上で要介護認定調査の有無にかかわらず自立された方）で、自宅に閉じこもることを予防し、ふれあいと生きがいづくり活動を通じて、心身と生活の安定及び要介護状態への移行を予防することを目的に実施している。（送迎・入浴・食事・趣味活動・レクリエーション・季節行事など）

エッセンシャルワーカー

人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人のこと。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やロックダウンなど、緊急事態下においても簡単にストップするわけにはいかない仕事に従事する人々に対し、感謝や尊敬の念を込めて使われるようになった呼称。

ＮＰＯ（non-profit organization）

広義には民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）という。

か行

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設されたケアワーク専門職の国家資格。介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。資格取得のためには、介護福祉士国家試験等の合格が必要となる。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の促進、地域の相談支援体制の強化を４つの柱として業務を行っている。市町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

共同募金運動

社会福祉法の規定に基づき、毎年行われる寄付金の募集。寄付の募集は都道府県の区域単位で行われ、集めた寄付金は、区域内で社会福祉を目的とする事業を経営する者に分配される。赤い羽根共同募金として知られ、共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人である共同募金会が行い、第一種社会福祉事業とされている。

居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う障害者自立支援制度の給付対象サービス。障害程度区分が区分１以上（障がい児にあってはこれに相当する心

身の状態）である者を対象とし、介護給付に分類される。単にホームヘルプサービスの総称として、用いられる場合もある。

居宅介護支援

要介護者であって居宅において介護を受けるものが指定居宅サービス、指定地域密着型サービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスなどを適切に利用できるよう、要介護者や家族の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者などとの連絡調整を行うなどの支援を行うこと。また、要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、施設への紹介やその他の便宜の提供を行う。「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。要支援者に対しては、平成17年度の改正により、介護予防サービス計画の作成や指定介護予防サービス事業者などとの連絡調整を行う「介護予防支援」が新たに設けられた。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。ソーシャルワーカーによる社会福祉援助技術のひとつとされる。

コミュニティ

居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、習慣等に結び付きがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。現代では産業化、都市化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。

- **【関連】福祉コミュニティ**：地域住民が地域内の福祉について主体的な関心をもち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。福祉コミュニティの形成を目的とした社会福祉援助活動が地域援助活動である。

さ行

事業継続計画（ＢＣＰ）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。（BCP＝Business Continuity Plan）

指定特定相談支援事業

障がいのある方が自立した日常生活を送れるようにしたり、社会生活を営むことができるようにしたりするなど、身近な市町村が中心となって行っている相談支援事業。相談支援事業は支援が必要な障がい者や家族が利用できる。具体的には面談やアセスメントを通して一人ひとりの状況に合わせ「サービス等利用計画」を作成する。 その後は定期的にサービスの利用状況などのヒアリングを行い、必要があれば「サービス等利用計画」の改善を行う。

社会福祉協議会（通称：社協）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会と都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされている。（社福109条・110条）

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者。社会福祉の専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職である。介護保険制度においては、包括的支援事業を適切に実施するため地域包括支援センターに配置されている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。社会福祉基礎構造改革により抜本的見直しが図られ、平成 12 年に法律名も「社会福祉事業法」から「社会福祉法」となった。全 12 章から成り、社会福祉事業の定義、福祉サービスの基本的理念、地方社会福祉審議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人、社会福祉事業、福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業に従事する者の確保の促進、社会福祉協議会、共同募金等について定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、法人設立の要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

社協会費（全戸会員制）

市民の皆様から納入いただいた社協会費は、地域福祉活動を推進するうえで貴重な財源となっている。社協会員になっていただくことにより、市社協及び地区社協が行う福祉活動を資金面で支え、地域福祉活動に参加する方法の一つにもなっている。

重層的支援体制整備事業

包括的支援体制をさらに具体的に推進していくために重層的支援体制整備事業が位置付けられ、2021（令和３）年度から任意事業として施行されている。市町村において、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業となっている。参加支援というのは、新しい考え方で、ボランティアや社会教育の講座、サロンや居場所、あるいは地域行事や祭りなどへの参加など、社会関係と役割を育むことがポイントである。

住民互助型生活支援サービス（通称：愛ネッとワーク）

四国中央市社会福祉協議会では、地域における助け合いの輪を広げて、福祉のまちづくりを進めてゆくために、住民同士の互助による生活支援サービスを展開している。具体的には、「部屋の掃除や庭の草取りを一緒にしてくれる人がいたら助かるのに…」、「近くのお店へ買い物にいきたいけど、だれか一緒に行ってくれたらいいのに…」、「公的サービスが使えなかった…どうしよう…」など、公的な福祉制度やサービスでは対応できない、ちょっとした生活の困りごとに対して、協力者「愛ネッとさん」が応援活動を行っている。

就労継続支援Ｂ型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う障害者総合支援法の給付対象サービス。

- **【関連】就労継続支援Ａ型**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能となる者につき、雇用契約を結び、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う障害者総合支援法の給付対象サービス。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」の呼称、略称。

生活困窮者自立支援法

近年、生活保護受給者や生活困窮者が増加するなか、生活保護制度の見直しにあわせ、生活困窮者対策として制定された法律。生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住宅確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業、その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を実施することを定めている。（平成 27 年４月施行）

生活支援体制整備事業

高齢者をはじめとする全ての人が、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が増していることを踏まえて、民間企業や NPO、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加および生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、市内全域（第１層）及び日常生活圏域（第２層／川之江・三島・土居・新宮）で生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置を行う事業。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的に、居住部門を通所介護事業所等にあわせ、又はその事業所等の隣接に整備した小規模多機能施設。

生活相談支援センター

生活困窮者自立支援制度（平成 27 年４月制定）に基づき、四国中央市社会福祉協議会が市の委託を受けて設置している施設。心身の状況、経済状況などの事情によって困窮し、生活を維持できなくなるおそれのある方に対して、相談支援員が一緒に課題を整理しながら自立した生活を送ることができるよう支援を行っている。

生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする制度。実施主体は都道府県社会福祉協議会。借入れは、民生委員に相談するほか市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会に申込書を提出する。資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育

支援資金、不動産担保型生活資金がある。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者で、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の２つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

- **【関連】法人成年後見事業**：成年後見を法人が行うこと。四国中央市社会福祉協議会では、平成22年４月より本事業を開始した。

ソーシャルワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

ソーシャルワーク

社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動と定義されている。狭義では、病気や障がい、加齢などによって働けなくなった人たちや失業、劣悪な住宅状況など、貧困がもたらす様々な生活問題を対象に、相談やサービスを提供することをいい、これを体系的に整理し、大学での専門職業養成に必要な教育体系をまとめる過程で形成されてきた。また、広義では、社会的ケアシステムの形成とその実施を担い、ソーシャルワーカーの養成・教育を進める中で公的資源や政策に対する働きかけをすることまで含めて体系化された。

た行

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。同センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置付けられる。

地域生活課題

社会福祉法第４条２項では、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」を「地域生活課題」としている。（「福祉ビジョン2020」においても、社会福祉法第４条２項と同じ定義としている。）

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。市町村及び老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）、指定介護予防支援、要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、必置の職員として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を各１名配置することとされており、これらの専門職が共同で業務にあたる。

デマンドタクシー

バスとタクシーの両方の良いところを兼ね合わせた市区町村が運営する公共交通機関のこと。具体的には、タクシーが持つドア・ツー・ドアによる送迎の利便性、バスが持つ乗合による低価格という特徴をミックスさせている。四国中央市では、平成 22 年４月より事前登録制の予約型乗り合いタクシー（区間運行）として、タクシー会社、旅客自動車協同組合及び市が連携して運行している。

な行

農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。近年、全国各地において、様々な形での取り組みが行われている。

は行

ファミリーサポートセンター（通称：ファミサポ）

地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織（ファミリーサポートセンター）を設立して、相互援助活動を行うもの。本部は各市町村に１か所設置され、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーが配置されている。次世代育成支援対策推進事業の特定事業として、事業を行う市町村に対し、国から子育て支援交付金が交付される。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスの利用に関する相談、助言を行うこと、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。なお、都道府県社会福祉協議会が行う事業について、社会福祉法上に規定が置かれている（社福 80 条～82 条）また、都道府県社会福祉協議会が行う本事業は、一般に

「日常生活自立支援事業」と呼ばれている。

福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

ふれあい・いきいきサロン

小地域（自治会や町内会単位など）を拠点にその地域住民である高齢者等とボランティアとが協働で企画したり、内容を相談して決めたりしながら、ともに運営していく楽しい仲間づくり活動。このような身近な地域住民同士の自発的な支え合い活動は、地域において高齢者等を取り巻く豊かな福祉環境を形成する根幹・土台となる重要な活動と考えられている。

- **【関連】常設型サロン**：週に数日間、誰もが気軽に立ち寄ることができる地域住民の居場所として開設しているサロン。食事やお茶をしながら交流したり、趣味の活動に参加したりすることができ、子どもや高齢者などの枠を超えて地域住民がつながることが期待されている。現在、四国中央市では１か所の常設サロンが活動している。

法テラス

法テラスとは、日本司法支援センターの通称で、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所。刑事・民事を問わず、国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、総合法律支援法に基づき、平成 18 年４月 10 日に設立された法務省所管の公的な法人である。

ボランティア活動保険

ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした場合やボランティアがその活動により他人に対して損害を与えたことで損害賠償問題が生じた場合などを補償する保険。

ボランティア市民活動センター

平成 19 年６月に設置された四国中央市ボランティア市民活動センター（通称：ボラセン）は、ボランティア活動や市民活動についての様々な情報発信や相談に応じるとともに、ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげる働きをしている。また、ボランティアをしたい人に幅広い理解を進めるための研修会や講習会を開催したり、機器やスペースの貸出や活動中の事故等を補償するためのボランティア活動保険の案内を行ったりしている。団体・企業・個人のボランティアが活動に取り組みやすく、発展的に続けられるようにサポートしている。

ま行

まごころ銀行

市民の皆様の善意の預託（寄付）をお預かりし、福祉活動の向上のために役立てるしくみ。市社協への預託のほか、預託者の希望による地区社協への指定分については、法人会計を通してそのまま地区社協へお渡しし、地区における福祉活動に活用されている。主な預託内容は、チャリティ募金、バザー等の売上金、香典返しなど。

民生児童委員（民生委員・児童委員）

民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、給与は支給されず、任期は３年である。民生委員は「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定されている。職務は、住民の生活状態を適切に把握すること、援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。児童委員の活動内容は、地域の実情の把握に努め記録しておくこと、問題を抱える児童や母子家庭等に対する相談・支援、児童の健全育成のための地域活動の促進、児童虐待防止への取り組み、保護の必要な児童や母子家庭等を発見した場合の関係機関への連絡通報などである。

や行

要約筆記

手話を習得していない中途失聴の聴覚障がい者のコミュニケーション介助として要約筆記がある。要約筆記は、話し手のことばを筆記して聴覚障がい者に伝える方法であり、メモ用紙に書いて示したり、オーバーヘッドプロジェクターでスクリーンに提示したりする。最近はパソコンにより大型画面に即時表示される要約筆記方法が主流となっている。平成 24 年４月より、都道府県の地域生活支援事業として要約筆記者養成研修事業が実施されている。

※本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の字を原則として平仮名で表記しています。ただし、法令等の固有名詞については、漢字で表記しています。

社協シンボルマーク

全国社会福祉協議会が 1972（昭和 47）年に策定し、全国各地の社会福祉協議会で使用されているシンボルマーク。このマークは、社協創設 20 周年に際して公募により選ばれたもので、社会福祉および社協の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るい幸せな社会を建設する姿」を表現している。

愛媛県社会福祉協議会が創立 50 周年記念事業として、2001（平成 13）年に公募により作成したシンボルマーク。このマークは、ハートを抱きしめる人を表している。人それぞれが持つ「やさしさ」を大切に抱きしめて、次の時代につながる様々な活動を羽ばたく鳥のように自由でしなやかに進めていきたいとの想いが込められている。

３．参考文献

- 全社協福祉ビジョン 2020（全国社会福祉協議会／2020（令和２）年２月発行）
- 改訂２版 概説 社会福祉協議会（全国社会福祉協議会／2021（令和３）年６月発行）
- みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開（全国社会福祉協議会／2021（令和３）年８月発行）
- 六訂 社会福祉用語辞典（中央法規出版㈱／2017（平成 29）年２月発行）
- 七訂 介護福祉用語辞典（中央法規出版㈱／2020（令和２）年 12 月発行）
- 令和２年版 厚生労働白書（平成 30 年度・令和元年度厚生労働行政年次報告）



第４次四国中央市地域福祉活動計画

発行日　令和４年３月
発　行　社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
〒799-0404　愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番55号
TEL 0896-28-6127　FAX 0896-24-8009
URL　https://www.sikochu-syakyo.jp　　E-mail　syakyo@sikochu.jp